

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付																
第1節 通則	第1節 通則																
(協定税率を適用する国) 3 - 3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率(引下税率に限る。以下同じ。)を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。	(協定税率を適用する国) 3 - 3 法第3条ただし書((<u>条約による特別規定</u>))の規定に基づき、協定税率(引下税率に限る。以下同じ。)を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。																
我が国の税率適用状況表	我が国の税率適用状況表																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">国(地域)名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">国定 税率</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">協定 税率</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">便益 税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">(大洋州) (省略) トンガ (省略)</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px; text-align: center;">—</td><td style="padding: 10px;"></td></tr> </tbody> </table>	国(地域)名	国定 税率	協定 税率	便益 税率	(大洋州) (省略) トンガ (省略)		—		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">国(地域)名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">国定 税率</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">協定 税率</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">便益 税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">(大洋州) (同左) トンガ (同左)</td><td style="padding: 10px;"></td><td style="padding: 10px; text-align: center;">—</td><td style="padding: 10px;"></td></tr> </tbody> </table>	国(地域)名	国定 税率	協定 税率	便益 税率	(大洋州) (同左) トンガ (同左)		—	
国(地域)名	国定 税率	協定 税率	便益 税率														
(大洋州) (省略) トンガ (省略)		—															
国(地域)名	国定 税率	協定 税率	便益 税率														
(大洋州) (同左) トンガ (同左)		—															
第2節 申告納税方式による関税の確定	第2節 申告納税方式による関税の確定																
(事前照会に対する文書回答の手続等) 7 - 18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。 ~ (省略) 受理後の処理 イ及びロ (省略) ハ 検討期間 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。 ただし、当該期間には、回答するために必要な補足説明を求め、又は資料	(事前照会に対する文書回答の手続等) 7 - 18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。 ~ (同左) 受理後の処理 イ及びロ (同左) ハ 検討期間 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。 ただし、当該期間には、 <u>例え</u> ば、回答するために必要な補足説明を求め、																

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の追加提出を求めてから回答があるまでの期間を含めないものとする。</p> <p>(注) 30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(1)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>意見の申出</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>ヘ 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間は含めないものとする。</p> <p>(イ) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間</p> <p>(ロ) 照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間</p> <p>及び (省略)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7 19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>～ (省略)</p> <p>検討期間</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 期間の計算及び例外</p> <p>(イ) 上記イ及びロの期間には、資料の追加提出等を求めた日から当該資料の追加提出等がなされた日までの期間は含めないものとする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>～ (省略)</p> <p>(特例申告の方法)</p>	<p>又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間<u>のような税關の責めに帰すことができない理由により要した期間</u>を含めないものとする。</p> <p>(注) 30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(1)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>意見の申出</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>ヘ 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間は含めないものとする。</p> <p>(イ) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間<u>のような税關の責めに帰すことができない期間</u></p> <p>(ロ) 照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間</p> <p>及び (省略)</p> <p>(関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7 19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>～ (同左)</p> <p>検討期間</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 期間の計算及び例外</p> <p>(イ) 上記イ及びロの期間には、資料の追加提出等を求めた日から当該資料の追加提出等がなされた日までの期間<u>のような、税關の責めに帰すことできない理由に要した期間</u>は含めないものとする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>～ (同左)</p> <p>(特例申告の方法)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7 の 2 1 特例申告の方法は次による。</p> <p>輸入の許可ごとに特例申告を行う場合</p> <p>特例申告は、特例申告書（「輸入（納税）申告書」（C 5020）又は「輸入（納税）申告書」（C 5025 1 及び C 5025 2）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「簡」と朱書きしたもの）を以て、令第 4 条の 2 第 1 項に規定する事項を記載し、3 通（原本、交付用、統計用）を輸入申告を行った税関官署又は当該税関官署を管轄する税關の本關に提出することにより行う。この場合において、前記 7 4 及び後記 67 3 2 のただし書の規定を準用する。</p> <p><u>複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合（同一の輸入者に係るものに限る。以下「一括特例申告」という。）</u></p> <p>上記によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記により行うこととするので留意する。</p> <p>(1) 一括特例申告は、特例申告書の上部余白に「一括」と付記したものを使用する。</p> <p>(2) 統計品目番号、適用税率及び原産国が同一である場合には 1 欄にまとめて行う。</p> <p>(3) 一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、<u>特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）にあっては特例輸入者の承認番号、特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）にあっては認定通関業者（法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）の認定番号を記載するほか、それぞれ輸入許可を受けたときの申告番号及び保全担保（法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供される担保をいう。以下同じ。）の番号（同項の規定により担保の提供を命じられた場合に限る。）を記載する。</u></p> <p><u>（期限内特例申告書の訂正）</u></p> <p>7 の 2 - 4 期限内特例申告書（提出期限内に提出された特例申告書をいう。以下同じ。）に記載した事項について、提出期限までに訂正しようとする者がある場合には、訂正後の事項を記載した特例申告書を提出することにより、既に提出した期限内特例申告書と差替えを認めて差し支えない。</p>	<p>7 の 2 1 特例申告の方法は次による。</p> <p>輸入の許可ごとに特例申告を行う場合</p> <p>特例申告は、特例申告書（「輸入（納税）申告書」（C 5020）又は「輸入（納税）申告書」（C 5025 1 及び C 5025 2）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「簡」と朱書きしたもの）を以て、令第 4 条の 2 第 1 項（<u>（特例申告書の記載事項）</u>）に規定する事項を記載させ、3 通（原本、交付用、統計用）を輸入申告を行った税關官署又は当該税關官署を管轄する税關の本關に提出させることにより行われる。この場合において、前記 7 4（<u>特例申告を除く納税申告の方法</u>）及び後記 67 3 2（<u>輸入申告の手続</u>）のただし書の規定を準用する。</p> <p><u>複数の輸入の許可をまとめて特例申告（以下「一括特例申告」という。）を行う場合</u></p> <p>上記によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記により行うこととするので留意する。</p> <p>(1) 及び (2) （同左）</p> <p>(3) 一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、<u>特例輸入者承認番号、輸入許可を受けたときの申告番号及び引取担保番号を記載する。</u></p> <p><u>（期限内特例申告書の訂正）</u></p> <p>7 の 2 - 4 期限内特例申告書（提出期限内に提出された特例申告書をいう。以下同じ。）に記載した事項について、提出期限までに訂正しようとする<u>特例輸入者（法第 7 条の 2 第 1 項（<u>（申告の特例）</u>）に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）</u>がある場合には、訂正後の事項を記載した特例申告書を提出することにより、既</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合における手続は、次による。</p> <p>訂正後の特例申告書の提出 訂正後の特例申告書の上部余白に「訂正」と記載し、税額を記載する欄には、増(減)差税額を併せて朱書きにより記載し、既に提出した期限内特例申告書の写しとともに提出する。 なお、関税の納付後である場合には、訂正後の特例申告書に朱書きにより「納付済」と記載する。</p> <p>納付書の提出 関税の納付後における訂正の場合にあっては、領収証書及び納付書(訂正により増加する税額がある場合に限るものとし、増加する税額を記載する。)を、関税の納付前における訂正の場合にあっては、訂正後の税額を記載した納付書及び先に返付された納付書(第1片から第3片まで)を訂正後の特例申告書と併せて提出する。</p> <p>訂正後の特例申告書の受理及び審査 訂正後の特例申告書の受理及び審査は前記7の2-3と同様の処理を行う。</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続) 7の2-5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請」という。)は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書</u>」(C-9000)(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する統括審査官(以下「特例申告担当統括官」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下この項から後記7の13-1までにおいて「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記7の13-1までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13-1までにおいて同じ。)へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、<u>当該承認申請書を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</u></p>	<p>に提出した期限内特例申告書と差替えを認めて差し支えない。</p> <p>この場合における手續は、次による。</p> <p>訂正後の特例申告書の提出 訂正後の特例申告書の上部余白に「訂正」と記載させ、税額を記載する欄には、増(減)差税額を併せて朱書きにより記載させ、既に提出した期限内特例申告書の写しとともに提出させる。</p> <p>なお、関税の納付後である場合には、訂正後の特例申告書に朱書きにより「納付済」と記載させる。</p> <p>納付書の提出 関税の納付後における訂正の場合にあっては、領収証書及び納付書(訂正により増加する税額がある場合に限るものとし、増加する税額を記載する。)を、関税の納付前における訂正の場合にあっては、訂正後の税額を記載した納付書及び先に返付された納付書(第1片から第3片まで)を訂正後の特例申告書と併せて提出させる。</p> <p>訂正後の特例申告書の受理及び審査 訂正後の特例申告書の受理及び審査は前記7の2-3(<u>特例申告書の受理及び審査</u>)と同様の処理を行う。</p> <p>(特例輸入者の承認申請手続) 7の2-5 法第7条の2第1項の規定に基づく承認(以下「特例輸入者の承認」という。)の申請(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請」という。)は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書</u>」(C-9000)(以下この項から後記7の9-1までにおいて「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する統括審査官(以下「特例申告担当統括官」という。)に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下この項から後記7の13-1までにおいて「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記7の13-1までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この項から後記7の13-1までにおいて同じ。)へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、<u>その申請書を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第4条の5第2項に規定する法第7条の5第3号に規定する規則（以下この項において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）及び令第4条の5第3項に規定する登記事項証明書1通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</p> <p>令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p>イ 会社概況 □ 社内の組織 ハ 役員履歴</p> <p>二 直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務諸表（後記7の8 - 1のハの(1)の（）から（）までに掲げる格付機関から格付を取得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。）</p> <p>ホ 輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等 ヘ 税関手続（輸入貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ト 上記ヘに規定する通関業者が認定通関業者である場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）5 - 2のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</p> <p>チ 輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>リ 法第94条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成</p>	<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第4条の5第2項に規定する法第7条の5第3号の規則（以下この項において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）及び令第4条の5第3項に規定する登記事項証明書1通を添付させるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付させるものとする。</p> <p>令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>二（同左） ホ（同左）</p> <p>ヘ 上記ホに規定する通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5 - 2のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</p> <p>ト（同左）</p> <p>チ 法第94条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>10年法律第 25 号。以下「電子帳簿保存法」という。) の規定に基づく保存等の承認(同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。)を受けている場合には、その旨を含む。)</p> <p>(承認等の通知)</p> <p>7の 2 - 7 <u>令第 4 条の 5 第 4 項</u>の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>申請者への通知は、「特例輸入者承認通知書」(C - 9010)又は「特例輸入者不承認通知書」(C - 9020)(以下この節において「承認通知書等」という。)を交付することにより行うこととする。</p> <p>承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日)から 1 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 1 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>10年 3 月 31 日法律第 25 号。以下「電子帳簿保存法」という。) の規定に基づく保存等の承認(同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。)を受けている場合には、その旨を含む。)</p> <p>(承認等の通知)</p> <p>7の 2 - 7 <u>令第 4 条の 5 第 3 項</u>の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>申請者への通知は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認通知書」(C - 9010)又は「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者不承認通知書」(C - 9020)(以下この節において「承認通知書等」という。)を交付することにより行うこととする。</p> <p>(同左)</p> <p>平成 19 年 3 月 31 日以前に承認を受けた者については、関税定率法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 20 号)による改正後の法第 7 条の 5 に規定する新たな承認の要件に適合しているか否かについて迅速に審査を行うものとし、適合していると認められた場合には承認するものとする。</p>
<p>(承認内容の変更手続)</p> <p>7の 2 - 8 <u>令第 4 条の 5 第 5 項</u>の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C - 9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行う。また、法第 7 条の 5 第 1 号イからホまでのいづれか又は法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいづれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、これらの届出に係る書面を署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</p>	<p>(承認内容の変更手続)</p> <p>7の 2 - 8 <u>令第 4 条の 5 第 4 項</u>の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届」(C - 9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。また、法第 7 条の 5 第 1 号イからホまでのいづれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</p> <p>また、法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいづれかに該当した場合には、その旨を遅滞なく税關に届け出るようしようとする。</p>
<p>(承認の審査)</p>	<p>(承認の審査)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7の5 - 1 法第7条の5に規定する承認の要件の審査は、「<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について</u>」(平成19年3月31日財閥第418号)に基づき行うものとする。</p> <p>(改善措置の求め)</p> <p>7の6 - 1 法第7条の6の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>輸入申告書又は特例申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> — 法第7条の2第2項の期限までに特例申告が行われなかった場合 — 法令遵守規則が適切に運用されていないと認められる場合 — その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合 <p>(特例輸入者に対する担保提供命令)</p> <p>7の8 - 1 法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 同項に規定する「保全のため必要があると認めるとき」は、例えば次の場合とする。ただし、特例輸入者がイ及びロに掲げる場合に該当することとなった場合であって、法第7条の6の規定による改善措置の求めを行い、当該求めに当該特例輸入者が速やかに応じた場合等、特例申告貨物(法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)に係る関税、内国消費税及び地方消費税(以下この項及び後記7の8 - 2において「関税等」という。)の徴収上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 <p>イ 過去1年間において、過少申告加算税又は無申告加算税の加算税を課された場合</p> <p>ロ 過去1年間において、期限後特例申告を行った場合</p> <p>ハ 特例輸入者が以下に掲げる者のいずれかに該当する者以外の者である場合</p> <p>(1) 以下のいずれかの格付機関から、A格相当以上の格付を取得している者</p>	<p>7の5 - 1 法第7条の5に規定する承認の要件の審査は、「<u>特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について</u>」(平成19年3月31日財閥第418号)に基づき行うものとする。</p> <p>(改善措置の求め)</p> <p>7の6 - 1 法第7条の6の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>— <u>法第7条の8第1項の規定により提供すべき担保の額に不足が生じた場合であって、速やかに増担保が行われなかった場合</u></p> <p>— 法第7条の2第2項の期限までに特例申告が行われなかった場合</p> <p>— 法令遵守規則が適切に運用されていないと認められる場合</p> <p>— その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合</p> <p>(増担保提供命令)</p> <p>7の8 - 1 法第7条の8第2項に規定する「<u>特定月の翌月末日までに提供された担保</u>」の意義及び同項の規定により増担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>特定月の翌月末日までに提供された担保</u>」とは、法第7条8第1項の規定により提供された担保(以下「引取担保」という。)のうち、特定月の翌月末日までに提供され、かつ、令第8条の4第1号の規定による担保の解除がなされていないものをいう。したがって、例えば、特定月の翌々月に増担保の提供を命ずる場合で、特定月の翌月末日までに提供された解除されていない担保が複数あるときは、それぞれの担保に対し、増担保の提供を命ずることができる。 — 引取担保の提供を受けた税關官署は、特定月の翌々月に、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)につき納付すべき関税等の額の合計額(以下この項において「<u>納付すべき税額</u>」といふ。)と当該引取担保に係る一月当たりの提供額(担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に記載された額をいう。以下同じ。)との対査確認を行う。 <p>なお、引取担保が一括担保(二以上の税關官署において、海上貨物通關情報</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
— 株式会社格付投資情報センター（R & I）	処理システム又は航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保（一の税関官署において、海上貨物通関情報処理システム及び航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保を含む。）をいう。以下同じ。）である場合には、一括担保に係る担保提供書が提出された官署（以下「受理税関官署」という。）において、担保の提供先となっている各税関官署における納付すべき税額を集計のうえ、当該対査確認を行うものとする。
— 株式会社日本格付研究所（J C R）	
— ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク	
— スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス	
— フィッチレーティングスリミテッド	
(口) 直近の決算（四半期決算を含む。）時における当座比率が100%以上で、かつ、自己資本比率が30%以上（四半期決算の開示を行っていない法人については、50%以上）である者	
— 特例輸入者が上記に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例申告担当統括官の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。	上記により、納付すべき税額が一月当たりの提供額を超えていた事実を確認した場合には、次により当該特例輸入者に増担保の提供を命ずる。
また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、海上貨物通関情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保（一の税関官署において、海上貨物通関情報処理システム及び航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保を含む。）をいう。以下同じ。）により提供するものとする。	ただし、当該特例輸入者に追加の担保提供の意思があり、税関が設定した担保の追加提供に要する合理的な期間が経過するまでの間に増担保額に相当する額の担保を自主的に追加提供した場合、又は納付すべき税額が一月当たりの提供額を超えた理由及び今後の納税見込額等を当該特例輸入者から聴取した結果、増担保を提供する必要がないと認められる場合には、増担保の提供命令を行わないこととして差し支えない。
イ 担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」（C - 1115）2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を担保の提供を命ずる特例輸入者に送達する。	1 増担保の提供命令を行おうとする場合には、「増担保提供命令通知書」（C - 9200）2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を増担保の提供を命ずる特例輸入者に送達することにより行う。
口 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、以下に掲げる額のうち、いずれか多い額を限度とする。	なお、増担保提供命令通知書を発する日において、特定月の翌月末日までに提供された引取担保（既に解除手続を行つているものを除く。）が複数ある場合には、それぞれの引取担保に係る複数の増担保提供命令を一の増担保提供命令通知書により一括して行うこととして差し支えない。
(1) 上記のイからハまでに該当することとなった日の属する月の翌月から1年の間において輸入しようとする貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。下記(口)及び後記7の8-2において同じ。）に課されるべき関税等で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額	口 増担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、納付すべき税額と一月当たりの提供額の差額を限度とする。ただし、上記イなお書により引取担保に係る複数の増担保提供命令を一括して行う場合には、それぞれの引取担保に対する増担保提供命令額の合計額とする。
(口) 上記のイからハまでに該当することとなった日の属する年の前年ににおいて輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額	八 増担保提供命令通知書に記載する「提供すべき期限」は、原則として、当該増担保提供命令通知書を発する日の翌日から起算して10日から20日までの間において、増担保の提供に要する合理的な期間を提案した適宜の日とする。
八 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき期間」は、1年（やむを得な	ただし、特に必要があると認められるときは、20日を超えた期限として差し支えない。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>い理由により必要があると認めるときは、1年を超えて適當と認める期間)とし、その期間の初日は、当該担保提供命令通知書を発する日の翌日から起算して 10 日を経過し、かつ、20 日を経過しない日であって、担保の提供に要する合理的な期間を勘案した適宜の日とする。</p> <p>担保の提供を命ぜられた特例輸入者が当該命令に従わない場合には、法第 72 条の規定により、特例申告貨物に係る貨物の輸入は許可されないこととなる。</p> <p>この場合において、収納担当部門は直ちに特例申告担当統括官にその旨を通报するものとする。</p> <p>(特例委託輸入者に対する担保提供命令)</p> <p>7 の 8 - 2 法第 7 条の 8 第 1 項の規定により、特例委託輸入者(法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。)に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 法第 7 条の 8 第 1 項に規定する「保全のため必要があると認めるとき」とは、特例委託輸入者が行う輸入申告に係る貨物の価格の合計額が 20 万円を超える場合とする。 — 上記に該当する輸入申告があった場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、当該輸入申告を受理した官署の収納担当が行う。 イ 担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」(C - 1115) 2 通(原本、通知用)を作成し、うち 1 通(通知用)を担保の提供を命ずる特例委託輸入者に送達する。 ロ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、貨物の価格に当該価格の 10% を加算した額を基礎として算出した関税等の額とする。 ハ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき期間」は、特例申告に係る関税等の納付の日(法第 9 条の 2 第 3 項の規定により関税等の納期限が延長される場合には、当該納期限を延長した日。)までとする。 — 繼続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税關官署にあらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があった場合には、上記の規定にかかわらず、前記 7 の 8 - 1 のの規定に準じて、当該申出を行った者に対し法第 7 条の 8 第 1 項に規定する担保の提供を命ずることとして差し支えない。ただし、担保の提供命令は当該申出を受けた税關官署において行うものとし、「提供すべき担保の額」については、前記 7 の 8 - 1 ののロに規定する額の 2 月分に相当する額を限度とする。 	<p>効力は消滅し、当該解除された担保に係る増担保の提供は要しないこととなるので留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 増担保提供命令により増担保を提供しようとする特例輸入者がある場合には、後記 9 の 6 - 9 (担保の追加提供) に規定する取扱いに準じて処理する。 — 増担保提供命令を受けた特例輸入者が当該命令に従わない場合には、当該特例輸入者に対する特例輸入者の承認を行った税關の特例申告担当統括官(後記 9 の 4 - 6 において「担当特例申告担当統括官」という。)にその旨を通报する。
	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>— <u>担保の提供を命ぜられた特例委託輸入者が当該命令に従わない場合の取扱いは、前記7の8-1の前段の規定に準ずる。</u></p> <p>— <u>担保の提供を命じた後当該担保が提供される前に当該命令に係る輸入申告が撤回された場合には、当該担保提供命令はその効力を失うこととなるので留意する。</u></p> <p>(担保提供命令の変更)</p> <p><u>7の8-3 法第7条の8第2項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>— 特例輸入者に対して命じた担保の変更</p> <p>イ 法第7条の8第1項の規定により担保の提供を受けた税關の収納担当部門は、毎月、特例申告により納付すべき関税等の額と同項の規定により提供された担保提供額との対査確認を行う。</p> <p>また、担保の提供期間の満了時において、当該特例輸入者が満了時前1年間ににおいて前記7の8-1のイからハまでに掲げる場合に該当することとなっているか否かについて、特例申告担当統括官に確認を行う。</p> <p>□ 上記イの確認により、必要があると認められる場合には、次により特例輸入者に対して提供を命じた担保の金額又は期間を変更する。</p> <p>(I) <u>担保の金額又は期間を変更する場合には、「担保提供命令事項変更通知書」(C-1116)2通(原本、通知用)を作成し、うち1通(通知用)を当該担保を提供した特例輸入者に送達する。</u></p> <p>(II) <u>担保の金額を変更する場合において、担保提供命令事項変更通知書に記載する変更後の「提供すべき担保の額」は、上記イの規定により確認した特例申告により納付すべき関税等の額を限度とする。</u></p> <p>(III) <u>担保の期間を変更する場合において、担保提供命令事項変更通知書に記載する変更後の「提供すべき担保の期間」は、原則として変更前の期間が満了する日の翌日から、1年とする。</u></p> <p>八 <u>担保の金額の変更による増担保の提供については、後記9の6-9に規定する取扱いに準じて処理する。</u></p> <p>二 <u>担保の変更の通知を受けた特例輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記7の8-1の規定に準ずる。</u></p> <p>— 特例委託輸入者に対して命じた担保の変更</p> <p>イ <u>前記7の8-2の規定により担保を提供した特例委託輸入者に係る当該担保の変更については、上記のイ前段、□及びハの規定を準用する。</u></p>	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合において、これらの規定中「税關」とあるのは「税關官署」と読み替えるものとする。</p> <p>□ 担保の変更の通知を受けた特例委託輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記7の8-1の前段の規定に準ずる。</p> <p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7の10-1 令第4条の13の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</p> <p>「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。</p> <p>(承認の取消しの手続等)</p> <p>7の12-1 法第7条の12第1項の規定に基づき特例輸入者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>法第7条の12第1項第1号口の規定は次に掲げる場合は適用しない。</p> <p>この場合において、やむを得ない事由により滞納した事実の確認は、特例輸入者から事情を聴取し、必要に応じ、事実を証する書類を提出したうえで行う。</p> <p>イ 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、特例輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により、納期限内に關税等を納付できなかった場合</p> <p>□ 修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に關税等を納付することができなかつたことにより、翌営業日に当該關税等を納付した場合</p> <p>ハ 上記イ又は口に掲げる事実のほか、これらに類する事実でやむを得ない事由により滞納した場合</p> <p>法第7条の12第1項第1号ハの規定は次に掲げる場合は適用しない。</p>	<p>(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</p> <p>7の10-1 令第4条の13の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定輸出申告取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</p> <p>「特例申告・特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載させるものとする。</p> <p>(承認の取消しの手続等)</p> <p>7の12-1 法第7条の12第1項の規定に基づき特例輸入者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>法第7条の12第1項第1号口の規定は次に掲げる場合は適用しない。</p> <p>この場合において、やむを得ない事由により滞納した事実の確認は、特例輸入者から事情を聴取し、必要に応じ、事実を証する書類を提出させたうえで行う。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>及び (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 期限までに提出しなかった理由が災害によるものであると認められる場合</p> <p>□ 上記イに掲げる場合のほか、期限までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合</p> <p>法第 7 条の 12 第 1 項第 2 号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書</u>」(C - 9050) を、交付することにより行うものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">第 3 節 賦課課税方式による関税の確定</p> <p>(特殊な場合における賦課決定通知書の送達)</p> <p>8 - 5 法第 9 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる関税について、法第 8 条第 4 項本文の規定による賦課決定通知書の送達は必要であるので、留意する。</p> <p>ただし、この場合において、貨物の公売又は売却の際ににおける当該貨物の所有者が不明のときは、当該通知書は、公売代金等を保管する税關の歳入歳出外現金出納官吏あて送達するものとする。</p> <p>なお、法第 9 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる関税については、後記 77 - 4 - 1 の国際郵便物課税通知書が賦課決定通知書とみなされることになっている。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 賦課課税方式による関税の確定</p> <p>(特殊な場合における賦課決定通知書の送達)</p> <p>8 - 5 法第 9 条の 3 第 1 項第 2 号((<u>公売代金等をもつて充てる関税</u>))に掲げる関税について、法第 8 条第 4 項本文の規定による賦課決定通知書の送達は必要であるので、留意する。</p> <p>ただし、この場合において、貨物の公売又は売却の際ににおける当該貨物の所有者が不明のときは、当該通知書は、公売代金等を保管する税關の歳入歳出外現金出納官吏あて送達するものとする。</p> <p>なお、法第 9 条の 3 第 1 項第 1 号((<u>納付される郵便物の関税</u>))に掲げる関税については、後記 77 - 4 - 1 (<u>国際郵便物課税通知書の送付</u>) の国際郵便物課税通知書が賦課決定通知書とみなされることになっている(法第 77 条第 4 項)。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>(関税の納付の確認)</p> <p>9 の 4 - 6 法第 9 条の 4 の規定により関税の納付があつた場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>日本銀行に納付されたものについての納付の確認は、日本銀行からの領收済通知書の到着を待つまでもなく、納付書又は納税告知書の第 1 片(領收証書)に日本銀行の領收印が押なつされたものにより行う。</p> <p>上記による納付の確認については、原則として、日本銀行の主要店舗ごとに領收証書に押なつする領收印の印影をあらかじめ徴しておき、必要に応じてこれと納税申告者から提示された領收証書に押なつされた印影との照合を</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>(関税の納付の確認)</p> <p>9 の 4 - 6 法第 9 条の 4 ((<u>納付の手続</u>)) の規定により関税の納付があつた場合におけるその納付の確認は、次による。</p> <p>~ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行う。</p> <p>日本銀行の店舗のうち税關で領收印の印影を徵していないものの發行に係る領收証書が納稅申告者から提示された場合においては、必要に応じ、隨時その店舗に対して電話等による納付事実の確認を行う。</p>	
<p>納期限を経過してなお關稅等が納付未済となっている特例申告については、その特例申告を行った者に対し納稅をしようするとともに、納付未済となっている理由を聽取のうえ、<u>当該特例申告を行った者が特例輸入者である場合にあっては、当該特例輸入者に対する特例輸入者の承認を行った税關の特例申告担当統括官に通報する。</u></p>	<p>納期限を経過してなお關稅等が納付未済となっている特例申告については、その特例申告者に対し納稅をしようするとともに、納付未済となっている理由を聽取のうえ、<u>担当特例申告担当統括官に通報する。</u></p>
<p>輸入(納稅)申告書の審査が終了した日から3カ月以上経過してなお關稅等が納付未済となっている輸入申告については、毎月所定の文書をもつて納稅申告者に対しその理由等についての回答を求めるとともに、適宜の様式による文書により貨物の取締りを担当する部門(以下「保税取締部門」という。)に当該申告に係る貨物の在庫確認を依頼する。</p>	<p>輸入(納稅)申告書の審査が終了した日から3カ月以上経過してなお關稅等が納付未済となっている輸入申告については、毎月所定の文書をもつて納稅申告者に対しその理由等についての回答を求めるとともに、適宜の様式による文書により貨物の取締りを担当する部門(以下「保税取締部門」という。)に当該申告に係る貨物の在庫確認を依頼する。</p>
<p>(収納済額の登記)</p> <p>9の4-7 日本銀行等から領收済通知書等の送付があったときは、納付書又は納稅告知書の第4片(税關用)の「収納済額」欄に当該通知書の領收印の日付をもつて審査印を押なつし、これをもつて整理資金規則第24条第1項及び第2項の規定による収納済額の登記とするとともに、当該通知書の領收印の日付を収納の日とする。</p>	<p>(収納済額の登記)</p> <p>9の4-7 日本銀行等から領收済通知書等の送付があつたときは、納付書又は納稅告知書の第4片(税關用)の「収納済額」欄に当該通知書の領收印の日付をもつて審査印を押なつし、これをもつて整理資金規則第24条第1項及び第2項((収納済額の登記))の規定による収納済額の登記とするとともに、当該通知書の領收印の日付を収納の日とする。</p>
<p>(据置担保)</p> <p>9の6-5 <u>担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があつたときは、前記9の6-1の、、及びに規定する担保であり、かつ、關稅の徵収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、<u>保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。</u>(以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。)</p>	<p>(据置担保)</p> <p>9の6-5 <u>法、定率法その他關稅に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、提供者から一定の期間内における輸入申告、納稅申告又は輸入許可前引取りの承認申請等に係る担保(以下「据置担保」という。)を提供したい旨の申出があつたときは、前記9の6-1の、、及びに規定する担保であり、かつ、關稅の徵収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、<u>引取担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供させて差し支えない。</u>(以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。)</p>
<p>なお、一括担保は据置担保とし、<u>保全担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</u></p>	<p>なお、一括担保は据置担保とし、<u>引取担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できる</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（担保の提供等）</p> <p>9の6 - 6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p> 次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C - 1090)2通に<u>同条各項</u>に掲げる次の書類等を添付して提出する。</p> <p> なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税關官署のいずれか一の税關官署(包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税關官署)に提出する。</p> <p>イ 国税通則法第 50 条第 1 号及び第 2 号に掲げる担保</p> <p>(Ⅰ) 甲種国債登録簿に登録した国債（以下「登録国債」という。）であるとき 登録済通知書</p> <p>(Ⅱ) 上記(Ⅰ)以外のものであるとき 供託書の正本</p> <p>□ 国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号までに掲げる担保 登記事項証明書、登記簿若しくは登録原簿の謄本又は登録事項証明書及び抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録のために必要な書類</p> <p>ハ 国税通則法第 50 条第 6 号に掲げる担保 保証人の作成した「保証書」(C - 1100)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証） なお、据置担保の場合は「保証書(据置担保用)」(C - 1105 又は C - 1106)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用）とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。</p> <p>二 国税通則法第 50 条第 7 号に掲げる担保 供託書の正本 提供された担保が上記 の口の担保であるときは、その担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。 一括担保を提供している者が、当該担保の対象となる税關官署を追加しようとする場合には、「保証通知書（税關官署追加用）」(C - 1107)又は保証通知書（権利者追加用）を受理税關官署へ提出する。ただし、当該税關官署の追加は、当該担保の担保期間及び担保限度額を変更しない場合に限り認めるものと</p>	<p>ものとする。</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>9の6 - 6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p> 次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C - 1090)2通に<u>同条各号</u>に掲げる次の書類等を添付して提出させる。</p> <p> なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税關官署のいずれか一の税關官署(包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税關官署)に提出させる。</p> <p>イ 国税通則法第 50 条第 1 号及び第 2 号((国債、地方債等))に掲げる担保 (Ⅰ) 及び(Ⅱ) （同左）</p> <p>□ 国税通則法第 50 条第 3 号から第 5 号まで((土地、建物等))に掲げる担保 登記事項証明書、登記簿若しくは登録原簿の謄本又は登録事項証明書及び抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録のために必要な書類</p> <p>ハ 国税通則法第 50 条第 6 号((保証人の保証))に掲げる担保 保証人の作成した「保証書」(C - 1100)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証） なお、据置担保の場合は「保証書(据置担保用)」(C - 1105 又は C - 1106)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用）とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。</p> <p>二 国税通則法第 50 条第 7 号((金銭))に掲げる担保 供託書の正本 （同左）</p> <p>一括担保を提供している者が、当該担保の対象となる税關官署を追加しようとする場合には、「保証通知書（税關官署追加用）」(C - 1107)又は保証通知書（権利者追加用）を受理税關官署へ提出させる。ただし、当該税關官署の追加は、当該担保の担保期間及び担保限度額を変更しない場合に限り認めるもの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>提供しようとする担保が保全担保であるときは、担保提供書の「担保提供命令額」欄に担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された担保金額を記載する。</p> <p>なお、保全担保に係る提供額は、担保提供命令額を下回ることはできないが、担保提供者が自主的に担保提供命令額を上回る額の保全担保を提供することを妨げない。</p> <p>提供しようとする保全担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかっこ書に、保全担保に係る提供額を記載する。</p> <p>この場合において、当該保全担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長及び法第73条第1項に規定する輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。</p> <p>保全担保を提供している者が、新たに担保を提供することなく併用担保における保全担保の提供額を変更する場合には、変更後の保全担保の提供額を記載した担保提供書に変更前の担保預かり証を添えて、変更前の担保を提供した税関官署へ提出する。</p> <p>担保を受理することが適当であると認めたときは、担保預り証（担保提供書の交付用）をその提供者に交付する。</p> <p>なお、一括担保の場合は、受理税関官署の長が担保預り証をその提供者に交付することを求める。</p> <p>提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書（据置担保用）」（C-1106）である場合で当該保証期間を更新しないときは、「保証期間の非更新についての届出書」（C-1108）2部を保証期間が満了する1月前までに提出する。なお、一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は、受理税関官署に提出する。</p> <p>（担保の追加提供）</p> <p>9の6-9 据置担保を提供している場合で、当該担保を提供した後における事情の変化により、担保限度額が不足する場合には、当該担保に追加して担保を提供</p>	<p>する。</p> <p>提供しようとする担保が引取担保であるときは、担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に特定月に係る担保提供額を記載させたうえ、特定月毎に、当該特定月の前月末日までに提供させる。ただし、二以上の特定月に係る担保をまとめて一の担保物件により提供したい旨の申出があった場合には、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行った月数で除して得た額の2倍以上に相当する額の担保の提供があつた場合に限り、受理して差し支えない。</p> <p>なお、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかっこ書に、引取担保に係る提供額を記載させる。</p> <p>上記のなお書による際、特例輸入者が引取担保に係る提供額の分割登録を希望する場合は、担保提供書にその旨を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長及び法第73条第1項に規定する輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。</p> <p>引取担保を提供している者が、新たに担保を提供することなく併用担保における引取担保の提供額を変更する場合、又は引取担保の提供額の範囲内で一月当たりの引取担保提供額を変更する場合には、変更後の引取担保の提供額又は一月当たりの引取担保提供額等を記載した担保提供書に変更前の担保預かり証を添えて、変更前の担保を提供した税関官署へ提出させる。</p> <p>担保を受理することが適当であると認めたときは、担保預り証（担保提供書の交付用）をその提供者に交付する。</p> <p>なお、一括担保の場合は、受理税関官署の長が担保預り証をその提供者に交付させる。</p> <p>提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書（据置担保用）」（C-1106）である場合で当該保証期間を更新しないときは、「保証期間の非更新についての届出書」（C-1108）2部を保証期間が満了する1月前までに提出させる。なお、一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は、受理税関官署に提出させる。</p> <p>（担保の追加提供）</p> <p>9の6-9 据置担保を提供している場合で、当該担保を提供した後における事情の変化により、担保限度額が不足する場合には、当該担保に追加して担保を提供</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>することを認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>なお、追加して提供しようとする担保は、据置担保とし、提供中の担保と同一の種類のものを提供するものとする。</p> <p>担保を追加して提供しようとする者がある場合には、前記9の6・8の及びに規定する取扱いに準じて処理する。</p> <p>追加して提供しようとする担保が、保証人の保証の場合は、次の要件を充足するものに限る。</p> <p>イ 提供中の保証の保証人と同一の保証人であること。</p> <p>ロ 保証期間の始期が、追加担保提供日と同一か、それ以前であること。</p> <p>ハ 保証期間の終期が、提供の保証人の保証と同一であること。</p>	<p>することを認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。</p> <p>なお、追加して提供しようとする担保は、据置担保とし、提供中の担保と同一の種類のものを提供させるものとする。</p> <p>及び (同左)</p>
	<p>— 引取担保の特定月における提供額が不足するため担保を追加提供する場合は、担保提供書(追加担保用)の「一月当たりの引取担保提供額」欄に、追加提供される担保に係る一月当たりの提供額を必ず記載させる。この場合において、追加提供される担保が二以上の特定月に係る担保として提供される場合における一月当たりの引取担保提供額は追加提供される担保の額の2分の1に相当する額を上回ることはできないので留意する。</p>
第3章 船舶及び航空機	第3章 船舶及び航空機
(開庁時間外の貨物の積卸手続)	(執務時間外の貨物の積卸手続)
19-1 開庁時間外の貨物の積卸しについては、次による。	19-1 執務時間外の貨物の積卸については、次による。
税関官署の開庁時間(法第19条に規定する税関官署の開庁時間をいう。以下同じ。)以外の時間における貨物の積卸しの届出は「開庁時間外貨物の積卸届」(C 2110)により行うこととし、同届出書の「船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍」欄が不足するときは、「開庁時間外貨物の積卸届(つづき)」(C 2110-2)を使用する。ただし、特に急を要するものについては、便宜口頭により届出し、事後上記届出書を提出して処理して差し支えない。	法第19条((執務時間外の貨物の積卸))に規定する執務時間外の貨物積卸しの届出は「執務時間外貨物の積卸届」(C 2110)により行わせることとし、同届出書の「船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍」欄が不足するときは、「執務時間外貨物の積卸届(つづき)」(C 2110-2)を使用する。ただし、特に急を要するものについては、便宜口頭により届出させ、事後上記届出書を提出させ処理して差し支えない。
この場合において、同一本船内において同一時間内に数社が貨物の積卸しを行う場合は、それぞれ別個の届出が必要であるから留意する。	この場合において、同一本船内において同一時間内に数社が貨物の積卸しを行う場合は、それぞれ別個の届出が必要であるから留意する。
なお、法第19条の規定は、不開港において貨物の積卸しを行う場合においても適用があるものであるから留意する。	なお、法第19条の規定は、不開港において貨物の積卸しを行う場合においても適用があるものであるから留意する。
事前に認可を受けた航空法第100条又は同法第129条に規定する事業計画に定める発着日時に従い運航されている外国貿易機に貨物の積卸しを行う場合	事前に認可を受けた航空法第100条又は同法第129条に規定する事業計画に定める発着日時に従い運航されている外国貿易機に貨物の積卸しを行う場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>には、便宜一週間を単位として一括して届出することとして差し支えない。この場合においては、「<u>開庁時間外貨物の積卸届</u>」に「<u>開庁時間外貨物の積卸明細書</u>」(C 2111)を添付するものとする。</p> <p>(<u>開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合</u>)</p> <p>19 - 2 次に掲げる場合においては、便宜法第19条の届出を要しないものとする。</p> <p>　貨物の積卸しについて法第19条の届出が提出されている外国貿易船等と沿海通航船等（はしけその他これに準ずる用途に使用されている小型船舶を含む。以下、この項において同じ。）との間で貨物の積卸しをする場合</p> <p>　保税工場、総合保税地域と沿海通航船等との間で貨物の積卸しをする場合</p> <p>　輸出の許可を受けた貨物を外国貿易船等に積み込むため沿海通航船等に積み込む場合（沿海通航船等相互間で積み替える場合を含む。）</p> <p>　外国貨物を積んでいる沿海通航船等に内国貨物のみを積卸しする場合（沿海通航船等相互間で内国貨物のみを積み替える場合を含む。）</p> <p>　外国貨物を2以上の運送手段を使用して運送する場合において、これを沿海通航船等又は沿海通航船等から積み替えるとき。</p> <p>　海難、災害その他やむを得ない事故により、船舶の安全又は積載貨物の保全のため緊急に貨物を船卸し又は積替えをする場合</p> <p>　別送品、託送品、不用船（機）用品及び荷粉を積卸しする場合</p> <p>(<u>税関官署の開庁時間</u>)</p> <p>19 - 3 税関長は、法第19条の届出に係る事務及び令第87条第1項各号に掲げる事務の種類ごとに税関官署の開庁時間を定め、当該開庁時間を各税関官署の見やすい場所に掲示するほか、各税關のホームページに掲載することとする。</p> <p>(<u>船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い</u>)</p> <p>25 4 船舶が資格を内変する場合における残存船用品の取扱いは、次による。</p> <p>　船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認されないものについては、輸入手続を行ふ。ただし、米、酒類、砂糖その他の食糧品、製造たばこ及び船用油については資格内変と同時に乗組員が下船し、廃船される場合又は長期間運航されないため係船される場合を除き、最高1週間分に限り輸入手続を要しないものとする。</p> <p>　なお、備品については、明らかに外国において積み込んだものであり、かつ、輸入手続未済のものであることが確認できるものに限り輸入手続を行う。</p>	<p>には、便宜一週間を単位として一括して届出させて差し支えない。この場合においては、「<u>執務時間外貨物の積卸届</u>」に「<u>執務時間外貨物の積卸明細書</u>」(C 2111)を添付させるものとする。</p> <p>(<u>執務時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合</u>)</p> <p>19 - 2 次に掲げる場合においては、便宜法第19条の届出を要しないものとする。</p> <p>～（同左）</p> <p>(新設)</p> <p>(船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い)</p> <p>25 4 船舶が資格を内変する場合における残存船用品の取扱いは、次による。</p> <p>　船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認されないものについては、輸入手続を行わせる。ただし、米、酒類、砂糖その他の食糧品、製造たばこ及び船用油については資格内変と同時に乗組員が下船し、廃船される場合又は長期間運航されないため係船される場合を除き、最高1週間分に限り輸入手続を要しないものとする。</p> <p>　なお、備品については、明らかに外国において積み込んだものであり、かつ、輸入手続未済のものであることが確認できるものに限り輸入手続を行わ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>た、資格内変により又は不用船用品として船卸しするため輸入する場合においては、原料課税の適用は行わない。</p> <p>内国貨物のうち、船用品積込承認書等により内国消費税免税扱いで積み込んだことが明らかなものについては、免除された内国消費税を徴収することとなるので留意する。</p> <p>ただし、この場合における課税数量の決定に当たっては、上記 のただし書の取扱いと同様に、最高1週間分に限り課税数量から除外するものとする。</p> <p>資格内変の後短期間のうちに再び資格外変することが確実であり、かつ、<u>取り上支障がない</u>と認められる場合には、上記 又は により輸入手続又は徴税（以下この項及び後記 25 5において「輸入手続等」という。）を要するものについては、<u>施封の上</u>その資格外変のときまで船内に保管する。ただし、その船舶が修理又は改装のため入りよするものであるときは、その入りよ期間中仮陸揚を認めて差し支えない。</p> <p>なお、上記により<u>施封の上</u>資格外変のときまでの船内保管を認めた場合において、その施封を行った税関官署と資格外変をする港を所轄する税関官署とが異なるときは、<u>施封を行った税関官署はその施封を行った日</u>、施封場所、施封個数等の内容を速やかに資格外変をする港を所轄する税関官署に連絡するものとする。</p> <p>残存船用品が船用油である場合において、その船用油が外国貨物のままのものと課税済のものとの混合物であるときは、便宜、先入先出方式により輸入手続等を行い、又は輸入手続等を行う必要がないことを決定する。</p> <p>資格内変の際ににおいて輸入手続等を要しないこととする範囲を決定する場合の船用油の算定に当たっては、次のイ及びロによる1日当たりの所要量を基礎とする。</p> <p>イ 燃料油の1日当たり所要量</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ディーゼル機関の場合 軸馬力（主機）×4=1日当たりの燃料油所要量（リットル） (2) タービン又はレシプロ機関の場合 軸馬力（主機）×（9~10）=1日当たりの燃料油所要量（リットル） <p>ロ 機械油の所要量</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 燃油船の場合 ディーゼル機関のとき 上記イの(1)による1日当たりの燃料油の所要量×0.04（リットル） タービン又はレシプロ機関のとき 	<p>せる。また、資格内変により又は不用船用品として船卸しするため輸入する場合においては、原料課税の適用は行わない。</p> <p>内国貨物のうち、船用品積込承認書等により内国消費税免税扱いで積み込んだことが明らかなものについては、免除された内国消費税を徴収することとなるので留意する。</p> <p>ただし、この場合における課税数量の決定に当つては、上記 のただし書の取扱いと同様に、最高1週間分に限り課税数量から除外するものとする。</p> <p>資格内変の後短期間のうちに再び資格外変することが確実であり、かつ、<u>取り上支障がない</u>と認められる場合には、上記 又は により輸入手続又は徴税（以下この項及び後記 25 5において「輸入手続等」という。）を要するものについては、<u>施封のうえ</u>その資格外変のときまで船内に保管させる。ただし、その船舶が修理又は改装のため入りよするものであるときは、その入りよ期間中仮陸揚を認めて差し支えない。</p> <p>なお、上記により<u>施封のうえ</u>資格外変のときまでの船内保管を認めた場合において、その施封を行つた税関官署と資格外変をする港を所轄する税関官署とが異なるときは、<u>施封を行つた税関官署はその施封を行つた日</u>、施封場所、施封個数等の内容を速やかに資格外変をする港を所轄する税関官署に連絡するものとする。</p> <p>残存船用品が船用油である場合において、その船用油が外国貨物のままのものと課税済のものとの混合物であるときは、便宜、先入先出方式により輸入手続等を行わせ、又は輸入手続等を行わせる必要がないことを決定する。</p> <p>資格内変の際ににおいて輸入手続等を要しないこととする範囲を決定する場合の船用油の算定に当たつては、次のイ及びロによる1日当たりの所要量を基礎とする。</p> <p>イ及びロ （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上記イの(口)による1日当たりの燃料油の所要量×0.04(リットル)</p> <p>(口) 燃炭船の場合 石炭の消費量1トンを1リットルに読み替え、合計数量の2倍を機械油の所要量とする。 なお、燃料油についてA重油及びC重油の2種類の残存油がある場合の所要量の決定は、当該残存燃料油の残存割合によるものとする。</p> <p>資格内変の際ににおいて、輸入手続等を要しないこととする範囲を決定する場合の船用酒類の算出に<u>当たつては</u>、次による。</p> <p>乗組員1人1日につき360ミリリットル(当該酒類がビールであるときは、1.3リットルとし、ウイスキー類又はスピリットであるときは、144ミリリットルとする。)を基礎として計算した合計数量の範囲内とする。</p> <p>資格内変の際ににおいて、輸入手続等を要しないこととする船用製造たばこの範囲は、<u>関税定率法施行規則第2条の4第2項の表の第5号に掲げる居住者の欄の数量とする。</u></p> <p>なお、上記により輸入手続を行ふ場合において、その輸入手続を行うこととなる残存船用品が法第23条第1項の規定の適用を受けて積み込まれたものであるときは、輸入貿易管理令の規定の適用はないが、その残存船用品が外国で積み込まれたものであるときは、外国為替及び外国貿易法(輸入関係)基本通達1 4 1 6の2の規定により処理する。</p>	
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第1節 総 則	第1節 総 則
(保税地域における事務処理手続)	(保税地域における事務処理手続)
34の2 1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。	34の2 1 保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。
輸入貨物(積戻しに係る貨物を含む。)に係る事務処理手続 輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。	輸入貨物(積戻しに係る貨物を含む。)に係る事務処理手続 輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。
イ 搬入手続	イ 搬入手続
(1) 保税地域に搬入される外国貨物については、 <u>倉主等が</u> 、自己の責任により、その貨物と下記(口)に規定する書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナーシール番号等の異常の有無の確認を行	(1) 保税地域に搬入される外国貨物については、 <u>倉主等に</u> 、自己の責任において、その貨物と下記(口)に規定する書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナーシール番号等の異常の有無の確認を行

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>うものとする。 <u>また、「要確認」又は「要施封」の記載がある保稅運送承認書に係る貨物については、倉主等が到着後直ちに到着地の保稅担当部門に連絡することとする。</u></p> <p>(ロ) 外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保稅運送承認書写しにその写しを添え一定期間（1週間程度）分を取りまとめて、保稅取締部門に提出することを求めるものとする。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保稅地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記することを求めるものとする。</p> <p>(ハ) 倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保稅取締部門に連絡するようしようとする。 船卸票若しくはこれに代わる書類又は保稅運送承認書写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常 麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物（積戻しに係る貨物にあっては法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物）</p> <p>□ 搬出手続</p> <p>(イ) 保稅地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可又は承認を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者は、当該許可書又は承認書をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なし、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保稅取締部門に連絡するようしようとする。</p> <p>輸出貨物に係る事務処理手続</p>	<p><u>わせるものとする。</u></p> <p>(ロ)及び(ハ) (同左)</p> <p>□ (同左)</p> <p>(イ) 保稅地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可又は承認を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者に、当該許可書又は承認書をあらかじめ倉主等に提示させるものとする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>輸出貨物に係る事務処理手続</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ 搬入手続</p> <p>　　外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うことを求めるものとする。</p> <p>　　なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第69条の2第1項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしょうようする。</p> <p>ロ 搬出手続</p> <p>(イ) 保税地域から輸出の許可を受けた貨物を搬出しようとする場合、当該貨物の貨主又は<u>これに代わる者</u>は、当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書をあらかじめ倉主等に提示する。</p> <p>(ロ) 倉主等が、上記(イ)に規定する輸出許可書の提示を受けたときは、提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしょうようする。</p> <p>搬出入事績に係る報告等</p> <p>搬出入事績に係る報告等は、次による。</p> <p>イ 保税地域から搬出された貨物に係る上記のロ(イ)及びロ(ロ)に規定する許可書又は承認書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として6月間(保税工場にあっては1年間)当該保税地域の倉主等に保存することを求めるものとする。ただし、保税地域の検査を担当する部門(以下「保税検査部門」という。)による保税地域の検査を受けたものについては、6月前であっても保存を要しない。</p> <p>ロ 指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において1月(税關長が1月を超える期間を適当と認めて定めたときは、当該期間とする。)を経過した外国貨物又は保税蔵置場に搬入された外国貨物のうち3月を経過した外国貨物(法第43条の3第1項に規定する承認を受けた貨物及び税關長が指定した貨物を除く。)については、当該保税地域の倉主等にお</p>	<p>輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 搬出手続</p> <p>(イ) 保税地域から輸出の許可を受けた貨物を搬出しようとする場合、当該貨物の貨主又は<u>これに代わる者</u>に、当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書をあらかじめ倉主等に提示させるものとする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>及び (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いて調査、確認の上、「長期蔵置貨物報告書」(C-3030)を作成し、翌月の10日までに保税取締部門へ提出することを求めるものとする。</p> <p>搬出手続の際に対査又は提示する書類 上記 又は の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書類は、ファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にする(通関士等責任者の氏名、押印又は署名)ものとする。</p>	
<p>(保税地域における貨物についての帳簿) 34の2 3 法第34条の2の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。</p>	<p>(保税地域における貨物についての帳簿) 34の2 3 法第34条の2の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第29条の2第1項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備えさせる必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであつても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示をさせる。</p>
<p>なお、総合保税地域(法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。)における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記61の3 1の から までの規定に準じて取り扱うものとする。 また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日)(法第50条第1項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあっては5年を経過する日)までとする。</p>	<p>なお、総合保税地域(法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。)における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記61の3 1(保税工場における記帳義務)の から までの規定に準じて取り扱うものとする。 また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日)(法第51条第1項に規定する承認を受けた者にあっては5年を経過する日)までとする。</p>
<p>(貨物の蔵置方法) 34の2 6 保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船(機)名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上、区分して蔵置するとともに、危険物(消防法(昭和23年法律第186号)別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物)又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置するよう指導する。水面貯木場等で表示が困難な場合には、蔵置状況がわかるような措置を講じるものとする。 なお、貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を</p>	<p>(貨物の蔵置方法) 34の2 6 保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船(機)名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上、区分して蔵置させるとともに、危険物(消防法(昭和23年法律第186号)別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物)又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置させるよう指導する。 なお、貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けてその施設内に蔵置させる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
設けてその施設内に <u>蔵置するものとする。</u>	
(派出された税關職員が処理できる事務の範囲)	(派出された税關職員が処理できる事務の範囲)
35 3 法第35条の規定に基づき保稅地域に派出された税關職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税關長は、保稅地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。	35 3 法第35条の規定に基づき保稅地域に派出された税關職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税關長は、保稅地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。
~ (省略) 開庁時間外の事務の執行を求める届出の受理(法第98条) 及び (省略)	~ (同左) 臨時開庁の承認(法第98条) 及び (同左)
第3節 保稅蔵置場	第3節 保稅蔵置場
(保稅蔵置場における貨物の同時蔵置)	(保稅蔵置場における貨物の同時蔵置)
42 3 保稅蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保稅蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物(内国貨物を含む。)で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従つて同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。	42 3 保稅蔵置場においては、法第56条第1項((保稅工場の許可))に規定する貨物の混合は認められないが、保稅蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物(内国貨物を含む。)で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従つて同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱つて差し支えないものとする。
同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物 原油(石油精製用の粗油を含む。) 重油で商慣習上同種のものとして取引されるもの 暫定法の別表第1第2710.19号の1の Aの(b)の に掲げる重油及び粗油であつて、同号に規定する規格の範囲内のもの 及び (省略)	~ (同左)
— エチル ターシャリ プチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの(関税暫定措置法施行令第6条の2第1項の証明書(以下この項において「証明書」という。)の提出が可能なものの又は同条第2項に規定する証明書の交付に係る手續が行われているもの('バイオ	暫定法の別表第1第2710.19号の1の Aの(b)の ((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油であつて、同号に規定する規格の範囲内のもの 及び (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ETBE の関税無税化のためのバイオ由来証明の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 31 日経済産業省資源エネルギー庁長官通達) 4 の科学的なバイオ由来証明試験のための試料採取が必要なものを除く。))</p> <p>— その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの（なお、この号の適用に<u>当たっては</u>、本省に照会のうえ、決定する。）</p> <p>（許可の際に付する条件）</p> <p>42 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>　　蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、税関長の承認を受けるべき旨の条件</p> <p>　　保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があつた場合には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件</p> <p>　　保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件</p> <p>— 法第 43 条第 3 号又は第 4 号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件</p> <p>— 法第 43 条の 3 第 1 項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ法第 43 条の 3 第 1 項による承認を受けなければならない旨の条件</p> <p>（保税蔵置場の許可の基準）</p> <p>43 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 5 号から第 7 号までに規定する事項の審査に<u>当たっては</u>、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>　　人的要件</p> <p>　　申請者が次の要件を備える者であること。</p>	<p>— その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの（なお、この号の適用に<u>当たつては</u>、本省に照会のうえ、決定する。）</p> <p>（許可の際に付する条件）</p> <p>42 11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項（<u>（許可に際しての条件）</u>）の規定に基づき、次の条件を付するものとする。</p> <p>　　蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、税関長の承認を受けるべき旨の条件</p> <p>　　保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があつた場合には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件</p> <p>　　保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件</p> <p>— 法第 43 条の 3 第 1 項（<u>（外国貨物を置くことの承認）</u>）の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ法第 43 条の 3 第 1 項による承認を受けなければならない旨の条件</p> <p>（保税蔵置場の許可の基準）</p> <p>43 1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 5 号から第 7 号まで（<u>（許可の要件）</u>）に規定する事項の審査に<u>当たつては</u>、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>　　人的要件</p> <p>　　申請者が次の要件を備える者であること。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ふうえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であつて、外国貨物等の保管業務に関し十分な管理及び業務処理能力を有すると認められた者</p> <p>□ 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者</p> <p>(注)申請者(役員、代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者を含む。)が下記に該当する者か否かについても、十分に注意を払うことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する指定暴力団をいう。以下同じ。)への関与が懸念される者 — 国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者 <p>場所的要件</p> <p>申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>イ 当該施設の所在地を所轄する税關官署からの路程が25キロメートル以内の場所にある施設</p> <p>□ 当該施設の所在地を所轄する税關官署からの路程が25キロメートルを超えるおむね100キロメートル以内の場所にある施設であり、その施設の所在地及び周辺の地域における道路、港湾及び空港その他の交通施設が整備されているもの</p> <p>ハ 上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税關長が認めるもの</p> <p>(イ) 特殊な保管施設を必要とする貨物(例えば、危険品、ウイスキーの原酒等をいう。)のみを蔵置するための施設</p> <p>(ロ) 臨海の工場の構内又はこれに近接している施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするもの(はしけ又は内航船舶を介してする場合を含む。)</p> <p>(ハ) 開港内の臨海の施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするもの</p> <p>(ニ) 原木の貯木場</p> <p>(ホ) 輸出貨物のみを蔵置する施設(法第56条第3項の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合を含む。)</p>	<p>イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ふうえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であつて、外国貨物等の保管業務に関し十分な管理及び業務処理能力を有すると認められた者</p> <p>□ 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者</p> <p>場所的要件</p> <p>申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>イ～ロ(同左)</p> <p>ハ 上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税關長が認めるもの</p> <p>(イ)～(ニ)(同左)</p> <p>(ホ) 輸出貨物のみを蔵置する施設(法第56条第3項((併設蔵置場の許可))の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合を含む。)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(八) 法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設</p> <p>施設的要件</p> <p>保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るために、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を探ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。</p> <p>イ コンテナ・ターミナル、野積場等の土地に貨物を蔵置する保税地域においては、当該保税地域内に外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置するとともに、当該保税地域内において適度な照度を確保できるような照明装置が設置されていること。また、出入口には施錠が可能なゲート等の設備が設置されていること。</p> <p>□ コンテナ・フレイト・ステーション、倉庫等の貨物を蔵置する施設を有する保税地域においては、当該施設の出入口、窓、その他の侵入が可能な部分について、外部から不審者等が容易に侵入できないように施錠その他の措置が講じてあること。</p> <p>量的要件</p> <p>申請に係る施設の輸出入貨物取扱見込量が、当該施設の所在する港湾又は地域における既存の同種条件にある保税蔵置場等に比較して同程度か又はそれ以上であると認められるものであること。ただし、次に掲げる施設で事情やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの(例えば、船(機)用品、航空機部品を取り扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通關施設がないために設置する必要があると認められるものを含む。)</p> <p>□ 危険品又はこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの</p> <p>(外国貨物の蔵置期間の取扱い)</p> <p>43の2 1 法第43条の2に規定する外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。</p> <p>同一の外国貨物が2以上の保税蔵置場に置かれることとなつた場合における当該貨物の蔵置期間は、最初の保税蔵置場に置くことを承認した日から通算</p>	<p>ける場合を含む。)</p> <p>(八) 法第43条の3第1項((<u>外国貨物を置くことの承認</u>))の規定により 外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設</p> <p>及び (同左)</p> <p>(外国貨物の蔵置期間の取扱い)</p> <p>43の2 1 法第43条の2((<u>外国貨物を置くことができる期間</u>))に規定する外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。</p> <p>同一の外国貨物が2以上の保税蔵置場に置かれることとなつた場合における当該貨物の蔵置期間は、最初の保税蔵置場に置くことを承認した日から通算</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>保稅蔵置場に置くことの承認を受けた日が異なる2種以上の外国貨物を使用して、改裝、仕分けその他の手入れが行われた場合の外国貨物の蔵置期間は、使用された外国貨物のうち、後に蔵入れされた貨物に係る上記の日から通算する。</p> <p>保稅蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物が、2以上の保稅蔵置場又は保稅蔵置場以外の保稅地域に置かれることとなった場合における当該貨物の蔵置期間は、最初に保稅蔵置場に置くことを承認した日以降、当該2以上の保稅蔵置場に蔵置していた期間を合算するものとする。</p>	<p>する。</p> <p>(同左)</p>
<p>(置くことの承認を受けない貨物の取扱い)</p> <p>43の3 4 保稅蔵置場に入れた日から3月(法第43条の3第1項の規定により税關長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。)以内に法第43条の3第1項の規定による承認を受けない外国貨物については、<u>法第80条第1項第3号の3</u>の規定の適用があることになるが、次に掲げる場合にあっては、その承認を受けないでそれぞれの承認又は許可までの間貨物の蔵置を認めることとして差し支えないものとする。</p> <p>保稅蔵置場に外国貨物を入れた日から3月以内に置くことの承認の申請があつたが、検討依頼その他税關側の都合によりその承認が遅れている場合 保稅蔵置場に外国貨物を入れた日から3月以内に輸入、積戻し、保稅運送等の申告がされている場合</p>	<p>(置くことの承認を受けない貨物の取扱い)</p> <p>43の3 4 保稅蔵置場に入れた日から3月(法第43条の3第1項((<u>外国貨物を置くことの承認</u>))の規定により税關長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。)以内に法第43条の3第1項の規定による承認を受けない外国貨物については、<u>法第79条第1項第3号の3</u>((<u>保稅蔵置場にある外国貨物の収容</u>))の規定の適用があることになるが、次に掲げる場合にあっては、その承認を受けないでそれぞれの承認又は許可までの間貨物の蔵置を認めることとして差し支えないものとする。</p> <p>保稅蔵置場に外国貨物を入れた日から3月以内に置くことの承認の申請があつたが、検討依頼その他税關側の都合によりその承認が遅れている場合 (同左)</p>
<p>(貨物の収容能力の増減等の届出の手続)</p> <p>44 2 法第44条第1項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等の届出の手続については、次による。</p> <p>令第37条に規定する届出は、「貨物収容能力増減等の届」(C 3160)2通(支署、出張所その他の官署に届け出る場合にあっては3通)を税關に提出することにより行い、税關においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出人に交付する。</p> <p>令第37条の規定により添付する図面は、貨物の収容能力の増減又は工事を行う部分を明らかにするため必要と認められる場合に限り添付するものとし、その内容は、保稅地域の配置の関係を明らかにした簡易な平面図のもので足り</p>	<p>(貨物の収容能力の増減等の届出の手続)</p> <p>44 2 法第44条第1項((<u>貨物の収容能力の増減等の届出</u>))の規定に基づく貨物の収容能力の増減等の届出の手続については、次による。</p> <p>令第37条((<u>貨物の収容能力の増減等の届出の手続</u>))に規定する届出は、「貨物収容能力増減等の届」(C 3160)2通(支署、出張所その他の官署に届け出る場合にあっては3通)を税關に提出することにより行わせ、税關においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出人に交付する。</p> <p>令第37条の規定により添付することとされる図面は、貨物の収容能力の増減又は工事を行う部分を明らかにするため必要と認められる場合に限り添付するものとし、その内容は、保稅地域の配置の関係を明らかにした簡易な平</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>るものとする。</p> <p>なお、貨物の収容能力を減少する場合において、独立した地域等その減少する対象が明確であるときは、添付される図面には、面積のみを記入し、面積を算定する際の長さの記入は省略することとして差し支えない。</p>	<p>面図のもので足りるものとする。</p> <p>なお、貨物の収容能力を減少する場合において、独立した地域等その減少する対象が明確であるときは、添付される図面には、面積のみを記入させ、面積を算定する際の長さの記入は省略させて差し支えない。</p>
<p>改築その他の工事により貨物の収容能力が増加又は減少する場合にあっては、改築その他の届出と貨物の収容能力の増加又は減少の届出とは、別個に行うものとする。</p>	<p>改築その他の工事により貨物の収容能力が増加又は減少する場合にあっては、改築その他の届出と貨物の収容能力の増加又は減少の届出とは、別個に行うものとする。</p>
<p>上記の場合において、工事の結果として生ずる収容能力の増減が、保税蔵置場の許可手数料に影響を及ぼすものではなく、工事の終了後直ちに貨物の収容能力の増減を行うこととなるときは、便宜、改築その他の工事の届出により貨物の収容能力の増減の届出を兼ねることとして差し支えない。</p>	<p>上記の場合において、工事の結果として生ずる収容能力の増減が、保税蔵置場の許可手数料に影響を及ぼすものではなく、工事の終了後直ちに貨物の収容能力の増減を行うこととなるときは、便宜、改築その他の工事の届出により貨物の収容能力の増減の届出を兼ねさせることとして差し支えない。</p>
<p>— 収容能力の減少によって、前記44-1及びに該当しなくなるときは、新たな許可を受ける必要があるので留意すること。</p>	
<p>(届出の取扱い)</p>	<p>(届出の取扱い)</p>
<p>50-1 法第50条第1項の承認を受けた者（以下この節において「特定保税承認者」という。）が行う、同項の届出の取扱いは、次による。</p>	<p>50-1 法第50条第1項の承認を受けた者（以下この節において「特定保税承認者」という。）が行う、同項の届出の取扱いは、次による。</p>
<p>届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書」(C-9120)（法第42条第1項の許可を受けている場所について届出を行う場合にあっては「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届）」(C-9123))2通を法第50条第1項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務（以下この節において「貨物管理業務」という。）をしようとする場所の所在地を所轄する税關（以下この節において「所轄税關」という。）の本關の担当部門（法第50条第1項の承認等に係る事務を担当する部門をいう。以下この節において同じ。）に提出することにより行う。なお、届出をする者の利便性等を考慮し、所轄税關の最寄の官署（以下この項及び次項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この節において同じ。）を経由して本關に提出することを妨げない。この場合において、当該届出書の提出があった署所の窓口担当部門においては、その届出書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書」(C-9120)（法第42条第1項の許可を受けている場所について届出を行う場合にあっては「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（兼 保税蔵置場・保税工場 廃業届）」(C-9123))2通を法第50条第1項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務（以下この節において「貨物管理業務」という。）をしようとする場所の所在地を所轄する税關（以下この節において「所轄税關」という。）の本關の担当部門（法第50条第1項の承認等に係る事務を担当する部門をいう。以下この節において同じ。）に提出することにより行わせる。なお、届出をする者の利便性等を考慮し、所轄税關の最寄の官署（以下この項及び次項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この節において同じ。）を経由して本關に提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書の提出があった署所の窓口担当部門においては、その届出書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>令第41条第2項各号に規定する届出書の添付書類の取扱いは次による。</p> <p>イ 同項第3号に規定する「保管規則及び保管料率表」については前記42-8のの口に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>令第41条第2項各号に規定する届出書の添付書類の取扱いは次による。</p> <p>イ 同項第3号に規定する「保管規則及び保管料率表」については前記42-8のの口に準じて取り扱うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ 届出をするにあたり法第51条第3号に規定する規則を変更する必要がある場合には、<u>変更後の規則を提出するものとする。</u></p> <p>ハ 届出をする者が同一の税關の管内において既に他の場所について届出書を提出している場合であって、既に提出された届出書の添付書類に記載されている内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を<u>省略するものとする</u>。また、届出をする者が同一の税關の管内において同時に2箇所以上の場所について届出書を提出する場合には、当該届出書の添付書類で同一の内容のものについては、<u>1部</u>で足りるものとする。</p> <p>上記により届出がされた場合において、当該届出に係る場所が規則第4条の2に規定する基準に適合していると認めるときは、当該届出を受理するものとする。なお、外国貨物の保税販売を目的とした場所については、貨物管理業務を適正かつ確実に遂行することが困難であり、同条第2号に規定する要件に適合しないと解することとなるので留意すること。</p> <p>所轄税關の本關の担当部門は、届出を受理した場合には、届出書の1部に受理印を押なつし、届出者に交付するものとする。</p>	<p>□ 届出をするにあたり法第51条第3号に規定する規則を変更する必要がある場合には、<u>変更後の規則を提出させるものとする。</u></p> <p>ハ 届出をする者が同一の税關の管内において既に他の場所について届出書を提出している場合であって、既に提出された届出書の添付書類に記載されている内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を<u>省略させるものとする</u>。また、届出をする者が同一の税關の管内において同時に2箇所以上の場所について届出書を提出する場合には、当該届出書の添付書類で同一の内容のものについては、<u>一部</u>で足りるものとする。</p> <p>及び (同左)</p>
<p>(届出事項の変更手続)</p> <p>50 - 2 令第41条第1項第3号又は第4号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出るものとする。この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」(C-9125)1通を所轄税關の担当部門に提出することにより行うものとする。ただし、貨物の収容能力の増減に係る届出の取扱いは、前記44-2に準じて取り扱うものとする。なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届け出ることを妨げない。この場合の届出においては、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	<p>(届出事項の変更手続)</p> <p>50 - 2 令第41条第1項第3号又は第4号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく届け出させるものとする。この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」(C-9125)1通を所轄税關の担当部門に提出させることにより行わせるものとする。ただし、貨物の収容能力の増減に係る届出の取扱いは、前記44-2に準じて取り扱うものとする。なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届出させることを妨げない。この場合の届出においては、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>(特定保税承認者の承認申請手続)</p> <p>50 - 3 法第50条第1項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C-9000)（以下この節において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）<u>（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書</u></p>	<p>(特定保税承認者の承認申請手続)</p> <p>50 - 3 法第50条第1項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書」(C-9000)（以下この節において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税關（以下この節において「担当税關」という。）の本關の担当部門に提出することにより行わせる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>を提出することとする。)を、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税關(以下この節において「担当税關」という。)の本關の担当部門に提出することにより行う。</u></p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は所轄税關(複数ある場合には、当該申請者が<u>法第 50 条第 1 項</u>に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税關。以下この節において「主な所轄税關」という。)の最寄の官署(以下この節において「署所」という。)の窓口担当部門へ<u>提出することを妨げない</u>。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 42 条第 2 項に規定する法第 51 条第 3 号の規則(以下この項及び後記 61 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。) 2 通(原本、申請者用)<u>(申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする 1 承認又は認定につき 1 通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)</u>及び令第 42 条第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付するものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を<u>添付するものとする</u>。</p> <p>また、承認申請書を提出する担当税關により法第 42 条第 1 項の許可を受け、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。</p> <p>規則第 4 条の 6 各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を<u>省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない</u>。</p> <p>(承認申請の撤回手続)</p> <p>50 - 4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税承認者承認申請撤回申請書」1 通を承認申請書の担当税關の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を</p>	<p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は所轄税關(複数ある場合には、当該申請者が<u>法第 50 条</u>に規定する届出を行おうとする場所のうち、主たる場所の所在地を所轄する税關。以下この節において「主な所轄税關」という。)の最寄の官署(以下この節において「署所」という。)の窓口担当部門へ<u>提出させることを妨げない</u>。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 42 条第 2 項に規定する法第 51 条第 3 号の規則(以下この項及び後記 61 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。) 2 通(原本、申請者用)及び令第 42 条第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付させるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を<u>添付させるものとする</u>。</p> <p>また、承認申請書を提出する担当税關により法第 42 条第 1 項の許可を受け、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。</p> <p>規則第 4 条の 6 各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を<u>省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない</u>。</p> <p>(承認申請の撤回手続)</p> <p>50 - 4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税承認者承認申請撤回申請書」1 通を承認申請書の担当税關の担当部門へ提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(承認等の通知)</p> <p>50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>申請者への通知は、「特定保税承認者承認通知書」(C-9011-1又はC-9011-2)又は「特定保税承認者不承認通知書」(C-9021)(以下この節において「承認通知書等」という。)を交付することにより行うこととする。</p> <p>なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間(8年間)を付記した上で通知するものとする。</p> <p>承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日)から1ヶ月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(承認内容の変更手続)</p> <p>50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することにより行う。また、法第51条第1号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第53条第2号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税關に届け出るようしようとする。</p> <p>(承認の更新)</p> <p>50-7 特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」(C-9130)2通(原本、申請者用)</p>	<p>等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(承認等の通知)</p> <p>50-5 令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>申請者への通知は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認通知書」(C-9010)又は「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者不承認通知書」(C-9020)(以下この節において「承認通知書等」という。)を交付することにより行うこととする。</p> <p>なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間(8年間)を付記した上で通知するものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>(承認内容の変更手続)</p> <p>50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することにより行わせる。また、法第51条第1号ハに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第53条第2号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税關に届け出るようしようとする。</p> <p>(承認の更新)</p> <p>50-7 特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」(C-9130)2通(原本、申請者用)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>担当税關の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」(C - 9140)を交付するものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。</p> <p>(新たな場所につき届出を行った場合の公告)</p> <p>50 - 8 特定保税承認者が新たな場所につき法第 50 条第 1 項の届出を行い、本關の担当部門が受理した場合には、法第 42 条第 3 項に準じ、以下の事項につき公告するものとする。この場合において、<u>に掲げる許可の期間について</u>は、届出受理日をその初日とし、当該届出を行った特定保税承認者の承認期間の末日をその末日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 届出者の住所及び名称 — 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地 — 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積 — 蔵置貨物の種類 — 許可の期間 <p>(承認の審査)</p> <p>51 - 1 法第 51 条に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)に基づき行うものとする。</p> <p>(改善措置の求め)</p> <p>52 - 1 法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場における貨物管理業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合</p> <p>貨物管理業務において電子情報処理組織（電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を適時、適正に使用していない場合</p>	<p>担当税關の担当部門へ提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」(C - 9140)を交付するものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。</p> <p>(新規)</p> <p>(承認の審査)</p> <p>51 - 1 法第 51 条に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)に基づき行うものとする。</p> <p>(改善措置の求め)</p> <p>52 - 1 法第 52 条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <p>特定保税承認者に係る保税蔵置場における貨物管理業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合</p> <p>貨物管理業務において電子情報処理組織（電子情報処理組織による税關手続の特例等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。）を適時、適正に使用していない場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法令遵守規則に即して貨物管理業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合 その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合</p> <p>(特定保税承認者の承認の取消し)</p> <p>54 - 1 法第54条の規定に基づき特定保税承認者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。 法第51条第1号ハに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。 法第51条第2号に適合しないこととなったため承認を取り消すことができる場合とは、例えば、特定保税承認者が法第50条に規定する届出を行った場所につき、法第48条第1項の規定により処分を受けることとなった場合をいう。 令第44条の規定に基づく通知は、後記89-6に規定する「不服申立て等について」(C-7009)を添付した<u>「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書」</u>(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>55 - 1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第4項の規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記7の13-1(を除く。)に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の中「特例申告担当統括官」とあるのは「担当部門」と、同項の中「貿易業務」とあるのは「貨物管理業務」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の承継申請における添付書類は、令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第3項に規定する「信用状況を証するに足りる書類その他参考となるべき書類」として、前記50-2本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付するとともに、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事實を証する書面)法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、吸收合併契約(会社法第749条第1項)新設合併契約(会社法第753条第1項)吸收分割契約(会社法第758条)新設分割計画(会社法第763条)等に係る書面の写し)を提出さ</p>	<p>及び (同左)</p> <p>(特定保税承認者の承認の取消し)</p> <p>54 - 1 法第54条の規定に基づき特定保税承認者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>令第44条の規定に基づく通知は、後記89-6に規定する「不服申立て等について」(C-7009)を添付した<u>「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認取消書」</u>(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p> <p>(承継の承認申請手続等)</p> <p>55 - 1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第4項の規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記7の13-1(を除く。)に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の中「特例申告担当統括官」とあるのは「担当部門」と、同項の中「貿易業務」とあるのは「貨物管理業務」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の承継申請における添付書類は、令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第3項に規定する「信用状況を証するに足りる書類その他参考となるべき書類」として、前記50-2本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させるとともに、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類(例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事實を証する書面)法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類(例えば、吸收合併契約(会社法第749条第1項)新設合併契約(会社法第753条第1項)吸收分割契約(会社法第758条)新設分割計画(会社法第763条)等に係る書面の写し)を提出さ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 保税工場</p> <p>(保税工場の許可の特例)</p> <p>61の5-1 前記50-1から<u>50-8</u>までの規定は、法第61条の5第1項の承認を受けた者又は受けようとする者に係る同条に基づく手続等についてそれぞれ準用する。</p>	<p>せるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 保税工場</p> <p>(保税工場の許可の特例)</p> <p>61の5-1 前記50-1から<u>50-7</u>までの規定は、法第61条の5第1項の承認を受けた者又は受けようとする者に係る同条に基づく手続等についてそれぞれ準用する。</p>
<p style="text-align: center;">第5節 保税展示場</p> <p>(許可期間満了後の外国貨物の搬出等の処置)</p> <p>62の6-1 法第62条の6第1項の規定により保税展示場の許可期間の満了その他その許可の失効の際、その保税展示場にある外国貨物について搬出その他の処置を求める場合には、「外国貨物搬出等要求書」(C 3420)により行うものとする。この場合において、「外国貨物搬出等要求書」には、法第62条の6の規定による期間を指定し、当該期間は、その貨物の蔵置場所について法第62条の7の規定により準用する法第47条第3項の規定により保税展示場とみなす旨その他必要な事項を記載する。</p> <p>なお、上記要求書の指定期間満了後なお搬出その他の処置がとられない場合には、法第62条の6第1項の規定により管理者から直ちにその貨物に係る関税を徴収することとし、同条第2項に該当する場合には、<u>法第80条第1項第4号</u>の規定により収容することができることとなるので留意する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(同一開港等における貨物の移動の取扱い)</p> <p>63 3 同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手</p>	<p style="text-align: center;">第5節 保税展示場</p> <p>(許可期間満了後の外国貨物の搬出等の処置)</p> <p>62の6-1 法第62条の6第1項(<u>(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)</u>)の規定により保税展示場の許可期間の満了その他その許可の失効の際、その保税展示場にある外国貨物について搬出その他の処置を求める場合には、「外国貨物搬出等要求書」(C 3420)により行うものとする。この場合において、「外国貨物搬出等要求書」には、法第62条の6の規定による期間を指定し、当該期間は、その貨物の蔵置場所について法第62条の7(<u>(保税蔵置場等の規定の準用)</u>)の規定により準用する法第47条第3項(<u>(許可の失効後における外国貨物)</u>)の規定により保税展示場とみなす旨その他必要な事項を記載する。</p> <p>なお、上記要求書の指定期間満了後なお搬出その他の処置がとられない場合には、法第62条の6第1項の規定により管理者から直ちにその貨物に係る関税を徴収することとし、同条第2項(<u>(関税の徴収規定を適用しない場合)</u>)に該当する場合には、<u>法第79条第1項第4号</u>(<u>(貨物の収容)</u>)の規定により収容することができることとなるので留意する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 運送</p> <p>(同一開港等における貨物の移動の取扱い)</p> <p>63 3 同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。 外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>続を要しないものとする。</p> <p>イ 外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合</p> <p>□ 外国貨物の移動が同一保税地域（42 - 9 又 56 - 10 の規定により一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合</p> <p>ハ 外国貨物の移動が被許可者等が同一であり、かつ、同一又は隣接（公道を隔てている場合を含む。）した敷地内に存在する別許可に係る保税地域との間で行われる場合 ×</p> <p>上記 のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事実を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税取締部門に提出するものとする。</p> <p>ただし、税関長が取締り上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略して差し支えないものとする。</p>	<p>続を要しないものとする。</p> <p>イ 外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合 ただし、京浜港にあつては、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1に定める東京区と川崎区及び横浜区とに区分し、それぞれを別の開港とみなす。</p> <p>□ 外国貨物の移動が同一保税地域（42 - 9 又 56 - 10 の規定により一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合</p> <p>ハ 外国貨物の移動が被許可者が同一であり、かつ、同一又は隣接（公道を隔てている場合を含む。）した敷地内に存在する別許可に係る保税地域との間で行われる場合</p> <p>上記 のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事実を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税取締部門に提出するものとする。</p> <p>ただし、税関長が取締り上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略して差し支えないものとする。</p>
(輸出又は積戻し貨物の運送)	(輸出又は積戻し貨物の運送)
63 16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。 「輸出申告書（積戻しする場合は積戻し申告書）」(C 5010 又はC 5015 2) 又は後記 67 2 3 (Air Waybill 等による輸出申告) による場合は「航空貨物簡易輸出申告書（搬出入届・運送申告書）」(C 5210) の「保税運送」の欄に運送についての所要の事項を記入し運送申告書の提出に代えるものとする。	63 16 輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、便宜、その貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。 「輸出申告書（積戻しする場合は積戻し申告書）」(C 5010 又はC 5015 2) 又は後記 67 2 3 (Air Waybill 等による輸出申告) による場合は「航空貨物簡易輸出申告書（搬出入届・運送申告書）」(C 5210) の「保税運送」の欄に運送についての所要の事項を記入させ運送申告書の提出に代えるものとする。
上記 の申告に際しては、通常の輸出申告又は積戻し申告の際の提出部数により行うこととし、到着証明用の運送申告書については、輸出許可書又は積戻し許可書をもって代用する。	上記 の申告に際しては、通常の輸出申告又は積戻し申告の際の提出部数により行わせることとし、到着証明用の運送申告書については、輸出許可書又は積戻し許可書をもつて代用する。
保税運送の承認をしたときは、輸出許可書又は積戻し許可書の「保税運送」の欄にその旨チェックするとともに運送期間を記入する。	(同左)
輸出又は積戻しの許可後の事情変更により、輸出許可書又は積戻し許可書記載の積込港以外の港に運送のうえ積込みをすることとなつた場合においては、その運送承認について新たな手續を要することなく上記 から までに	輸出又は積戻しの許可後の事情変更により、輸出許可書又は積戻し許可書記載の積込港以外の港に運送のうえ積込みをすることとなつた場合においては、その運送承認について新たな手續を要することなく上記 から までに

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>準じて処理する。この場合の運送承認月日は、便宜、その輸出許可の日として処理して差し支えない。</p> <p>輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認した税關に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による願書に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出することとし、運送を認めて差し支えない。この場合における願書の提出部数は、2通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に「不積返送扱い」と注記して処理する。</p> <p>輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が運送先に到着後、事情の変更により、更に他港に運送のうえ積み込むこととなつた場合においては、新たな運送手続を要することなく、便宜、到着地税關において「船名、数量等変更申請書」（C 5200）2通に輸出許可書又は積戻し許可書を添付して提出することとし、船名変更の手続又は積込港変更の手続により処理するとともに、必要に応じ運送期間を延長し、変更後の積込港まで運送を認めて差し支えない。この場合においては、その申請書の1通を輸出又は積戻しの許可（運送の承認）をした税關に送付する。</p> <p>輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナー埠頭内又はコンテナー埠頭外にあるCFSまで一旦運送し、当該CFSでコンテナー詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該CFSを経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送（以下この項において「一貫保税運送」という。）として承認することとして差し支えない。この場合における取り扱いは、次による。</p> <p>イ 一貫保税運送の申告は、当該一貫保税運送に係る貨物の輸出申告書の下段の「個数、記号、番号」欄の最下部に、当該貨物がコンテナー詰するものである旨（CARGOS TO BE CONTAINERIZED）及び当該貨物をコンテナー詰する場所（VIA HOZEI WAREHOUSE）を記載することにより、当該輸出申告と併せて行うものとし、当該一貫保税運送の申告を受理した通關部門においては、当該申告に係るCFSが保税地域であることを確認した上で、輸出許可と併せて一貫保税運送の承認を行うものとする。</p> <p>ロ 一貫保税運送の承認を受けて運送された貨物が、当該承認に係るCFSへ到着後、事情の変更等により、他のCFSでコンテナー詰されることとなつ</p>	<p>準じて処理する。この場合の運送承認月日は、便宜、その輸出許可の日として処理して差し支えない。</p> <p>輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認された税關に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による願書に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出させ、運送を認めて差し支えない。この場合における願書の提出部数は、2通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に「不積返送扱い」と注記して処理する。</p> <p>輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が運送先に到着後、事情の変更により、更に他港に運送のうえ積み込むこととなつた場合においては、新たな運送手続を要することなく、便宜、到着地税關において「船名、数量等変更申請書」（C 5200）2通に輸出許可書又は積戻し許可書を添付して提出させ、船名変更の手続又は積込港変更の手続により処理するとともに、必要に応じ運送期間を延長し、変更後の積込港まで運送を認めて差し支えない。この場合においては、その申請書の1通を輸出又は積戻しの許可（運送の承認）をした税關に送付する。</p> <p>輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナー埠頭内又はコンテナー埠頭外にあるCFSまで一旦運送し、当該CFSでコンテナー詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該CFSを経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送（以下この項において「一貫保税運送」という。）として承認することとして差し支えない。この場合における取り扱いは、次による。</p> <p>イ 一貫保税運送の申告は、当該一貫保税運送に係る貨物の輸出申告書の下段の「個数、記号、番号」欄の最下部に、当該貨物がコンテナー詰するものである旨（CARGOS TO BE CONTAINERIZED）及び当該貨物をコンテナー詰する場所（VIA HOZEI WAREHOUSE）を記載することにより、当該輸出申告と併せて行わせるものとし、当該一貫保税運送の申告を受理した通關部門においては、当該申告に係るCFSが保税地域であることを確認した上で、輸出許可と併せて一貫保税運送の承認を行うものとする。</p> <p>ロ 一貫保税運送の承認を受けて運送された貨物が、当該承認に係るCFSへ到着後、事情の変更等により、他のCFSでコンテナー詰されることとなつ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>た場合には、便宜、「船名、数量等変更申請書」(C 5200) 2通に必要事項を記載させ、輸出許可書を添付して当該他のCFSを所轄する税関(以下この項において「到着地税関」という。)の通関部門に提出するものとする。なお、到着地税関の通関部門においてコンテナ詰場所の変更を認めた場合には、当該「船名、数量等変更申請書」1通を輸出許可をした税関の通関部門へ送付するものとする。</p> <p>ハ 上記により一貫保税運送の承認を受けた貨物が、コンテナ詰場所であるCFSに搬入され、当該貨物をコンテナ詰した後にCYに向けて搬出されたときは、当該CFSにおいて貨物を管理する者は、当該貨物に係る輸出許可書の写し、ドック・レシート(B/L Instructionsを含む。)の写し、及びコンテナ詰タリーシートの写しをセットして保管することにより、当該貨物の搬出入事績の記帳に代えて差し支えない。</p> <p>(輸出運送貨物の到着の確認)</p> <p>63-17 開港内にてい泊中の外国貿易船あてに輸出許可書(運送承認書兼用)又は積戻し許可書(運送承認書兼用)により保税運送される輸出又は積戻し貨物の到着確認については、次による。</p> <p>外国貿易船に到着した貨物が直ちにその外国貿易船に積み込まれる場合においては、便宜、輸出許可書又は積戻し許可書にその貨物の船積確認の際に到着確認を併せて行うものとする。</p> <p>なおこの際、船積み準備のため一時的にCYに搬入される場合であっては、輸出許可書等を保管することにより、当該貨物の搬出入の記帳に代えて差し支えない。</p> <p>積込予定船舶の入港待ちその他やむを得ない理由により保税蔵置場等に一時蔵置するためにそれらの場所に搬入する場合においては、その搬入の際に到着確認を行うものとする。</p> <p>到着した貨物について船積みの確認を行う際に運送期間の経過したものがある場合においては、事情やむを得ないものとして、運送期間の延長の手続を行わせることなく、便宜、監視部門において、その訂正を行つて差し支えない。</p> <p>(特定保税運送者の承認申請手続)</p> <p>63の2 1 法第63条の2第1項の規定に基づく承認(以下この章において「特定保税運送者の承認」という。)の申請(以下この章において「承認申請」とい</p>	<p>た場合には、便宜、「船名、数量等変更申請書」(C 5200) 2通に必要事項を記載させ、輸出許可書を添付して当該他のCFSを所轄する税関(以下この項において「到着地税関」という。)の通関部門に提出させるものとする。なお、到着地税関の通関部門においてコンテナ詰場所の変更を認めた場合には、当該「船名、数量等変更申請書」1通を輸出許可をした税関の通関部門へ送付するものとする。</p> <p>ハ 上記により一貫保税運送の承認を受けた貨物が、コンテナ詰場所であるCFSに搬入され、当該貨物をコンテナ詰した後にCYに向けて搬出されたときは、当該CFSにおいて貨物を管理する者に、当該貨物に係る輸出許可書の写し、ドック・レシート(B/L Instructionsを含む。)の写し、及びコンテナ詰タリーシートの写しをセットして保管されることにより、当該貨物の搬出入事績の記帳に代えさせて差し支えない。</p> <p>(輸出運送貨物の到着の確認)</p> <p>63-17 開港内にてい泊中の外国貿易船あてに輸出許可書(運送承認書兼用)又は積戻し許可書(運送承認書兼用)により保税運送される輸出又は積戻し貨物の到着確認については、次による。</p> <p>外国貿易船に到着した貨物が直ちにその外国貿易船に積み込まれる場合においては、便宜、輸出許可書又は積戻し許可書にその貨物の船積確認の際に到着確認を併せて行うものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>到着した貨物について船積みの確認を行う際に運送期間の経過したものがある場合においては、事情やむを得ないものとして、運送期間の延長の手続を行わせることなく、便宜、監視部門において、その訂正を行つて差し支えない。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>う。)は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C-9000)(以下この章において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者(法第50条第1項又は法第61条の5第1項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。)の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、原則として、認定通関業者にあってはその認定をした税関、特定保税承認者にあってはその承認をした税関、法第63条の2第1項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者(特定保税承認者を除く。)にあっては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税關の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門(以下この章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。</p>	
<p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税關(以下この章において「担当税關」という。)の最寄の官署(以下この章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	
<p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p>	
<p>— 承認申請書には、令第55条の5第2項に規定する法第63条の4第3号の規則(以下この章において「法令遵守規則」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)及び令第55条の5第3項に規定する登記事項証明書1通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。</p>	
<p>なお、承認申請書を提出する担当税關又は国土交通省(申請者が令第55条の2第4号に掲げる者である場合に限る。)に、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。この場合において、税關長は必要と認める場合には、国土交通省に対しその提出の有無を確認するものとする。</p>	
<p>— 規則第7条の2各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合等これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らか</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>規則第7条の3第3号に規定する担当者とは、法令遵守規則に規定する各部門の責任者をいうので留意する。</p> <p>(承認申請の撤回手続)</p> <p>63の2 2 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税運送承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の担当税關の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	
	(新規)
<p>(承認等の通知)</p> <p>63の2 3 令第55条の5第5項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>申請者への通知は、「特定保税運送者承認通知書」(C-9012)又は「特定保税運送者不承認通知書」(C-9022)(以下この節において「承認通知書等」という。)を交付することにより行うこととする。</p> <p>承認通知書等の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日)から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(承認内容の変更手続)</p> <p>63の2 4 令第55条の5第6項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>また、法第 63 条の 4 第 1 号イからニまで又は第 63 条の 7 第 1 項第 2 号に該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。</u></p> <p><u>(該当要件の追加手続)</u></p> <p><u>63 の 2 5 認定通関業者又は令第 55 条の 2 第 1 号から第 4 号まで(第 4 号にあっては、イからホまでの別を含む。)のいずれかの要件を満たす者として特定保税運送者の承認を受けた者が、当該要件に係る営業所以外の営業所において特定保税運送制度の適用を受けようとする場合には「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C - 9030) 2 通(原本、届出者用)及び当該営業所に係る規定を追加した法令遵守規則を担当税關の担当部門に提出することにより行う。当該変更届を受け付けた担当税關は、速やかに法第 63 条の 4 に規定する承認要件の審査に準じ審査等を行い、当該要件を満たしていることにつき確認した場合には、当該変更届を受理するものとする。</u></p>	
<p><u>(承認の審査)</u></p> <p><u>63 の 2 6 法第 63 条の 4 に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)に基づき行うものとする。</u></p>	(新規)
<p><u>(運送目録の記載事項等)</u></p> <p><u>63 の 2 7 令第 55 条の 4 第 1 項後段の規定に基づき、次の保税地域相互間(規則第 7 条の 2 に該当する保税地域に限る。)の特定保税運送については、法第 63 条の 2 第 2 項に規定する運送目録の記載事項のうち、記号、番号、個数等必要がないと認める事項の記載を極力省略し、特定保税運送者の負担とならないよう努めることとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>— 税關空港(同一の税關の管轄区域内の税關空港に限る。)の近隣に所在する保税地域相互間</u> <u>— 同一又は近接する税關官署の管轄区域内に所在する保税地域相互間</u> 	(新規)
<p><u>(承認の公告)</u></p> <p><u>63 の 3 1 法第 63 条の 3 第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、担当税關の税關官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税關のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局に</u></p>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>おいて各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 承認を受けた者の住所及び氏名又は名称 — 承認を受けた者が認定通関業者である場合にはその旨、それ以外の者である場合には、令第55条の2各号のうち、該当する号（同条第4号に該当する者にあっては、同号イからホまでの別を含む。） 	
<p><u>(改善措置の求め)</u></p> <p>63の5 1 法第63条の5の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 特定保税運送に関する業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合。 — 特定保税運送に関する業務において電子情報処理組織を適時、適正に使用していない場合。 — 法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告において、後記67の3-2-3のに規定する貨物の確認を適正に行っていない場合 — 法令遵守規則に則して特定保税運送に関する業務が適正かつ確実に行われないと認められる場合 — その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があつた場合 	(新規)
<p><u>(特定保税運送者からの事情の聴取等)</u></p> <p>63の5 2 前記63の5-1の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税運送者（法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。</p>	(新規)
<p><u>(保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続)</u></p> <p>63の6 1 令55条の7の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税關の保税担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の保税担当部門に送付する 	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ものとする。</p> <p>「特例申告・特定保税運送・特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保税運送に係る外国貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。</p> <p>(承認の失効の公告)</p> <p>63の7-1 法第 63 条の 7 第 2 項に規定する承認の失効の公告は、失効年月日、特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称について、担当税關の税關官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税關のホームページに掲載するものとする。</p> <p>(特定保税運送者の承認の取消し)</p> <p>63の8-1 法第 63 条の 8 の規定に基づき特定保税運送者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 法第 63 条の 4 条第 1 号イからニまでに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。 — 法第 63 条の 4 第 2 号に適合しないこととなったため承認を取り消すことができる場合とは、例えば特定保税運送者が、令第 55 条の 6 第 3 号に掲げる法律の規定に基づき、事業の停止等の処分を受けることとなった場合をいう。 — 令第 55 条の 8 の規定に基づく通知は、後記 89-6 に規定する「不服申立て等について」(C-7009) を添付した「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書」(C-9050) を交付することにより行うものとする。 <p>(運送期間の経過による関税の徴収)</p> <p>65 1 運送期間の経過による関税の徴収については、次による。</p> <p>— 法第 63 条第 1 項又は法第 64 条第 1 項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。この項において同じ。）の場合 到着地税關から運送貨物について全部若しくは一部が到着しない旨又は運送中に損傷があった旨の通知があったときは、運送承認税關は、その運送貨物について調査し、法第 65 条第 1 項本文((運送の期間の経過による関税の徴収))の規定により直ちにその運送貨物の関税を徴収することとなるときは、その運送の承認を受けた者に賦課決定通知書(前記 8-1)及び納税告知書(前記 9 の 2-1)を送達する。この場合において、その関税が告知に係る納期限までに完納されない場合には、運送の承認の際に提供させた担保をもつてその関税に充当し、又は国税徴収の例により徴収する。 なお、亡失した貨物が輸出の許可を受けた貨物であるときは、同項本文の規定</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(運送期間の経過による関税の徴収)</p> <p>65 1 到着地税關から運送貨物について全部若しくは一部が到着しない旨又は運送中に損傷があつた旨の通知があつたときは、運送承認税關は、その運送貨物について調査し、法第 65 条第 1 項本文((運送の期間の経過による関税の徴収))の規定により直ちにその運送貨物の関税を徴収することとなるときは、その運送の承認を受けた者に賦課決定通知書(前記 8-1)及び納税告知書(前記 9 の 2-1)を送達する。この場合において、その関税が告知に係る納期限までに完納されない場合には、運送の承認の際に提供させた担保をもつてその関税に充当し、又は国税徴収の例により徴収する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いて、その関税が告知に係る納期限までに完納されない場合には、運送の承認の際に提供させた担保をもってその関税に充当し、又は国税徴収の例により徴収する。</p> <p>なお、亡失した貨物が輸出の許可を受けた貨物であるときは、同項本文の規定により関税の徴収を行う必要はなく、また、運送貨物が石油その他の液体貨物又は穀物その他のばら貨物である場合であつて、運送中の欠減量が運送貨物の特性、運送方法等から勘案し通常生ずべき範囲内と認められる程度のものであるときも、同項ただし書の規定を適用し、関税の徴収を行う必要はないもので留意する。</p> <p>特定保税運送に係る外国貨物の場合</p> <p>到着地税關から運送貨物について全部若しくは一部が7日以内に到着しない旨又は運送中に損傷があった旨の通知があったときは、発送地を管轄する税關は、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（運送貨物が亡失した場合の届出）</p> <p>65 4 法第65条第4項に規定する届出の取扱いは、前記45 3に準じて取り扱うものとする。この場合において、45 3中「を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた」とあるのは「について運送の承認を受けた」と、「当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「当該貨物について運送の承認を受けた」と読み替えるものとする。</p>	<p>により関税の徴収を行う必要はなく、また、運送貨物が石油その他の液体貨物又は穀物その他のばら貨物である場合であつて、運送中の欠減量が運送貨物の特性、運送方法等から勘案し通常生ずべき範囲内と認められる程度のものであるときも、同項ただし書((やむを得ない事情により亡失した場合))の規定を適用し、関税の徴収を行う必要はないことに留意すること。</p>
第6章 通 関	第6章 通 関
第1節 一般輸出通關	第1節 一般輸出通關
（輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い）	（輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い）
<p>67の2 1 1 令第59条の4第1項第1号及び第2号に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行おうとする貨物については、法第67条の3第1項の規定により法第67条の2の規定が適用されないことから、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく本船等へ積み込んだ状態で特定輸出申告を行うことができるので留意する。</p>	<p>67の2 1 1 令第59条の3第1項第1号及び第2号に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行おうとする貨物については、法第67条の3第1項の規定により法第67条の2の規定が適用されないことから、本船扱い及びふ中扱いの手続きを要することなく本船等へ積み込んだ状態で特定輸出申告を行うことができるので留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。</p> <p>イ 本船扱いを認める品目</p> <p>冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コークス、アンモニア水、アルミナ、ソーダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車</p> <p>□ ふ中扱いを認める品目</p> <p>生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、まくら木、製材、竹材、パルプ、合成短纖維、スフ綿、纖維のくず、砂、石こう、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、コールタール、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック（ホワイトカーボンを含む。）アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイト、合成樹脂の塊・粒・フレーク・粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）鉄鋼の棒・形鋼・板・ユニバーサルプレート・帯・軌条・線又は管、銅・鉛・亜鉛・アルミニウム及びこれらの合金の塊・棒・形材・板・帯・線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製の釘・ネジ・ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が、他の貨物と外国貿易船の同一船倉内又は同一のはしけその他これに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に混載されていないこと。</p> <p>なお、他の貨物が、同一の船倉内又は同一のはしけ等に遮蔽板等により明確に区画して積載されている場合は混載とはみないので留意する。</p> <p>自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。</p> <p>イ 「包括事前審査制度について（平成12年3月31日蔵関第245号）の規程による包括事前審査制度の適用を受けている輸出者が、包括事前審査制度の適用を受けている自動車（輸出統計品目番号（「関税法第102条の規程を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める件」（昭和62年6月30日大蔵省告示第94号）に定められているものをいう。）8702、8703、8704に掲げる完成車に限る。）を輸出すること。</p> <p>□ 自動車専用船に積載されて輸出されること。</p> <p>ハ 積付け計画書等の提出が可能であり、本船における積付け状況が明らかで</p>	<p>~（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>あること。</p> <p>二 その他検査を行うのに特段の支障がないと認められること。</p> <p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等からみて、貨物を通關のために保稅地域等に搬入することが輸出者等に必要以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。</p> <p>(輸出貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2 1 2 <u>令第59条の4第1項第4号</u>に規定する輸出貨物に係る搬入前申告扱いは、次に掲げる条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>及び (省略)</p>	<p>本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等からみて、貨物を通關のために保稅地域等に搬入させることが輸出者等に必要以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。</p> <p>(輸出貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2 1 2 <u>令第59条の3第1項第4号</u>((搬入前申告扱い))に規定する輸出貨物に係る搬入前申告扱いは、次に掲げる条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p> <p>及び (同左)</p>
<p>(輸出貨物の本船扱い等の承認申請)</p> <p>67の2 1 3 <u>令第59条の4第2項</u>に規定する本船扱い若しくはふ中扱い又は搬入前申告扱いの承認申請は、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(C 5250)2通を提出して行い、承認したときはうち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸出申告の際申告書にこれを添付するものとする。ただし本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行うものとする。ただし、資格外変前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(特定輸出申告の方法)</p> <p>67の3 1 1 特定輸出申告は、前記67 1 2の規定にかかわらず、特定輸出申告書(「輸出申告書」(C 5010)の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの)を以て、<u>令第59条の5</u>において読み替えて適用する令第58条に規定する事項を記載し、3通(原本、許可書用、統計用)を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄する税關官署に提出することにより行うものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄す</p>	<p>(輸出貨物の本船扱い等の承認申請)</p> <p>67の2 1 3 <u>令第59条の3第2項</u>((本船扱い等の承認申請))に規定する本船扱い若しくはふ中扱い又は搬入前申告扱いの承認申請は、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(C 5250)2通を提出して行わせ、承認したときはうち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸出申告の際申告書にこれを添付させるものとする。ただし本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行わせるものとする。ただし、資格外変前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(特定輸出申告の方法)</p> <p>67の3 1 特定輸出申告は、前記67 1 2の規定にかかわらず、特定輸出申告書(「輸出申告書」(C 5010)の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの)を以て、<u>令第59条の4</u>において読み替えて適用する令第58条に規定する事項を記載させ、3通(原本、許可書用、統計用)を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄する税關官署に提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄す</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る税關官署に特定輸出申告書を提出した場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を<u>撤回する</u>ものとする。また、輸出の許可後に当該変更があった場合の取扱いは、前記67-1-12の規定に準じて行うものとする。</p> <p>（特定輸出申告書の添付書類）</p> <p>67の3_1_2 特定輸出申告書に係る前記67_1_5の規定の適用について は、同項中「法第68条の規定による仕入書又はこれに代わる書類のほか、次に掲げる書類を添付させる」とあるのは「次に掲げる書類を添付することとする（ただし、特定輸出申告の場合にあっては、輸出の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類の提出を求める。）」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行った際に税關へ関係書類を提出しなければならない場合であって、特定輸出申告を行った税關官署以外の官署に当該書類を提出することが利便である場合には、当該官署においてその書類を受領することとして差し支えない。この場合において、当該官署は、当該書類を確認し、必要に応じ申告先官署に送付する等、所要の処理を行う。</p> <p>（特定輸出申告に係る貨物の検査）</p> <p>67の3_1_3 特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記67_1_7（の口及びハを除く。）及び67_1_8の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第67条の検査は、法第69条の規定の適用を受けることとなるので留意する。</p> <p>（輸出許可書の交付）</p> <p>67の3_1_4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記67_1_17の規定にかかわらず、特定輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C_5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者（法第67条の3第1項に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）に交付する。</p> <p>（輸出取止めの取扱い）</p>	<p>る税關官署に特定輸出申告書を提出した場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を<u>撤回させる</u>ものとする。また、輸出の許可後に当該変更があった場合の取扱いは、前記67-1-12の規定に準じて行うものとする。</p> <p>（特定輸出申告書の添付書類）</p> <p>67の3_2 特定輸出申告書に係る前記67_1_5の規定の適用については、同項中「法第68条（<u>輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類</u>）の規定による仕入書又はこれに代わる書類のほか、次に掲げる書類を添付させる」とあるのは「次に掲げる書類を添付させる（ただし、特定輸出申告の場合にあっては、輸出の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類の提出を求める。）」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、特定輸出申告を行った際に税關へ関係書類を提出しなければならない場合であって、特定輸出申告を行った税關官署以外の官署に当該書類を提出することが利便である場合には、当該官署においてその書類を受領することとして差し支えない。この場合において、当該官署は、当該書類を確認し、必要に応じ申告先官署に送付する等、所要の処理を行う。</p> <p>（特定輸出申告に係る貨物の検査）</p> <p>67の3_3 特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記67_1_7（の口及びハを除く。）及び67_1_8の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第67条の検査は、法第69条の規定の適用を受けることとなるので留意する。</p> <p>（輸出許可書の交付）</p> <p>67の3_4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第70条第1項（<u>証明又は確認</u>）の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記67_1_17（<u>輸出許可書の交付</u>）の規定にかかわらず、特定輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C_5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者（法第67条の3第1項（<u>輸出申告の特例</u>）に規定する特定輸出者をいう。以下同じ。）に交付する。</p> <p>（輸出取止めの取扱い）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>67の3 1 5 特定輸出貨物(法第30条第1項第5号に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなつた場合には、前記67 1 14の規定にかかわらず、後記67の11 1の規定により特定輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行う。</u></p> <p>（コンテナー詰め貨物の取扱い）</p> <p><u>67の3 1 6 貨物をコンテナーに詰めたまま当該貨物について特定輸出申告をしようとする場合には、前記67 1 20の規定は適用しないで留意する。</u></p> <p>（特定輸出申告の対象とならない貨物）</p> <p><u>67の3 1 7 特定輸出申告は、令第59条の6に規定する貨物については行うことができないので留意する。</u></p> <p>（一般輸出通関に関する規定の適用）</p> <p><u>67の3 1 8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67 1 1の規定、67 1 3の規定、67 1 4の規定、67 1 6の規定、67 1 9から67 1 13までの規定、67 1 15の規定、67 1 16の規定及び67 1 18の規定は、特定輸出申告、特定輸出申告書又は特定輸出申告に係る貨物若しくは特定輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</u></p> <p>（特定委託輸出申告の方法）</p> <p><u>67の3 2 1 特定委託輸出申告(法第67条の3第2項に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。)を行う場合には、令第59条の5第2項の規定に基</u></p>	<p><u>67の3 5 特定輸出貨物(法第30条第1項第5号((外国貨物を置く場所の制限))に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなつた場合には、前記67 1 14(輸出取止めの取扱い)の規定にかかわらず、後記67の11 1(特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続)の規定により特定輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行わせるものとする。</u></p> <p>（コンテナー詰め貨物の取扱い）</p> <p><u>67の3 6 貨物をコンテナーに詰めたまま当該貨物について特定輸出申告をしようとする場合には、前記67 1 20(輸出貨物のコンテナー扱い)の規定は適用しないで留意する。</u></p> <p>（特定輸出申告の対象とならない貨物）</p> <p><u>67の3 7 特定輸出申告は、令第59条の5に規定する貨物については行うことできない。また、法第67条の3第4項及び令第59条の6の規定の適用を受けて輸出しようとする貨物についても、特定輸出申告を行うことができないので留意する。</u></p> <p>（一般輸出通関に関する規定の適用）</p> <p><u>67の3 8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67 1 1(輸出申告の効力の発生時期並びに輸出申告書の受理及び審査)の規定、67 1 3(計量単位の換算基準)及び67 1 4(輸出申告書に記載すべき価格)の規定、67 1 6(内容点検確認書の活用)の規定、67 1 9から67 1 13まで(輸出申告の不受理・輸出申告の撤回の取扱い・船名変更の取扱い・積込港変更の取扱い・数量変更の取扱い)の規定、67 1 15(許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い)及び67 1 16(輸出貨物に係る開装検査票の交付)の規定並びに67 1 18(輸出許可後の事故貨物の取替え等)の規定は、特定輸出申告、特定輸出申告書又は特定輸出申告に係る貨物若しくは特定輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</u></p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>づき、当該申告の都度、法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を電子情報処理組織に登録を行うこととなるので留意する。ただし、法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定委託輸出者が同項に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記 67 の 3 - 2 - 3 の のによる貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」(C - 9160) を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに保税地域の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税関空港又は不開港を管轄する税関官署に特定委託輸出申告を行った場合であって、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回するものとする。</p> <p>(「特定保税運送者に委託」の意義)</p> <p>67 の 3 - 2 - 2 法第 67 条の 3 第 2 項に規定する「申告に係る貨物が置かれている場所から（中略）開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託」することとは、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から開港等までの間ににおいて一の特定保税運送者が一貫して運送することをいうので留意する。ただし、当該申告に係る貨物について輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者が運送を行っても差し支えないものとする。</p> <p>(特定委託輸出申告に係る貨物の管理方法)</p> <p>67 の 3 - 2 - 3 特定委託輸出申告における認定通関業者及び特定保税運送者による貨物管理方法は、以下によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 認定通関業者は、規則第 9 条の 6 第 2 号に規定する税関長が適当と認める方法として、次により特定委託輸出申告に係る事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することの確認を行うものとする。 — 関係書類による確認(輸出者が継続的に特定委託輸出申告を行うものとして認定通関業者と包括的な委託契約の締結等をしている場合であって、当該申告に係る貨物が置かれている場所において当該貨物が適正に管理されていることについて、当該認定通関業者が少なくとも半年に 1 回以上「特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート」(C - 9170。下記 	
	(新設)
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>において「チェックシート」という。)により確認し、その確認の結果を当該申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該申告に係る貨物を運送する特定保税運送者に連絡する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 現物による確認(上記において認定通関業者がチェックシートにより確認した結果、そのチェック項目の全部又は一部において不十分な項目がある場合を含む。) — 認定通関業者は、特定委託輸出申告に係る貨物の記号、番号、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項を、当該申告を行おうとする都度、当該申告に係る貨物の運送を行う特定保税運送者に確實に連絡する。 — 当該申告に係る貨物についての必要な税關の検査、運送中の事故等への対応のため認定通関業者及び特定保税運送者との間で必要な連絡体制を構築する。 — 特定保税運送者が特定委託輸出申告に係る貨物の運送を開始する際には、当該運送の委託を受けた貨物と上記により認定通関業者から連絡のあった事項と一致していることを運送に関する書類等から的確に確認すること及び相違があった場合には、直ちに当該申告に係る税關官署へ通報するとともに、認定通関業者へ連絡する。 	
(輸出許可の時期)	(新設)
67 の 3 2 - 4 特定委託輸出申告の審査及び必要な検査(法第 70 条第 1 項の証明に係る審査及び検査又は同条第 2 項の規定による確認を含む。)が終了し、当該特定委託輸出申告が適法に行われていることが確認されるとともに、当該申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合に、許可を行うものとする。	
(コンテナー詰め貨物の取扱い)	(新設)
67 の 3 2 5 コンテナーに貨物を詰めたまま特定委託輸出申告をしようとす る場合は、前記 67 1 20 の規定が適用されるので留意する。この場合におい て、同項の の規定の適用については、イの 及び 並びにハの規定を充たせば 足りるものとして取り扱って差し支えない。	
(特定委託輸出申告の対象とならない貨物)	(新設)
67 の 3 2 6 特定委託輸出申告は、令第 59 条の 6 に規定する貨物については 行うことができないので留意する。	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(一般輸出通關に関する規定の適用)</p> <p>67 の 3 2 7 輸出申告に係る貨物又は輸出許可済貨物の取扱いに関する前記 67 1 3 から 67 1 6までの規定、67 - 1 - 7 (の口及びハを除く。) の規定、67 1 8 から 67 1 16までの規定及び 67 1 18 の規定は、特 定委託輸出申告に係る貨物又は当該申告により輸出の許可を受けた貨物につ いてそれぞれ適用されるので留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p>67 の 3 - 3 法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承 認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申 請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・ 認定通關業者承認・認定申請書」(C - 9000)（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として 主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税關の特定輸出者の承 認に係る事務等を担当する部門（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて 単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便 性等を考慮し、承認申請書の提出先税關（以下この項から後記 67 の 10 - 2 まで において単に「担当税關」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税關の実情に応じて 定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場 合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速 やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 59 条の 7 第 2 項に規定する法第 67 条の 4 第 3 号の 規則（以下この項及び後記 67 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。） 2 通（原本、申請者用）及び令第 59 条の 7 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付する。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規 則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付する。</p> <p>令第 59 条の 7 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような 事項を言う。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、 申請者が法第 7 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らか である場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、 その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申</p>	<p>(特定輸出者の承認申請手続)</p> <p>67 の 3 - 9 法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承 認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申 請」という。）は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認申請書」(C - 9000)（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。） 2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所 在地を管轄する税關の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この 項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出するこ とにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税 關（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当税關」という。） の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。） の窓口担当部門（各税關の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同 じ。）へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理 した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するも のとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 59 条の 7 第 2 項に規定する法第 67 条の 4 第 3 号の 規則（以下この項及び後記 67 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）及び令第 59 条の 7 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付させるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法 令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付させる ものとする。</p> <p>令第 59 条の 7 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような 事項を言う。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、 申請者が法第 7 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らか である場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、 その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>イ 会社概況 ロ 社内の組織 ハ 役員履歴</p> <p>二 特定輸出申告を行う予定の官署名(当該官署が複数予定されている場合は、全ての官署名)</p> <p>ホ 特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項目若しくは号の番号及び法第70条第1項又は2項に該当する他の法令の有無 ヘ 貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称</p> <p>ト 貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域 チ 輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名 リ 税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ヌ 上記リに規定する通関業者が法第79条第1項の認定を受けている場合はその旨及び認定を受けた年月日、当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5-2のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨 ル 輸出貨物の管理（法第67条の4第2号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名 ヲ 法第94条第2項において準用する同条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子帳簿保存法の規定に基づく保存等の承認（同条第3項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。）を受けている場合には、その旨を含む。）</p> <p>（特例輸入者に関する規定の準用）</p> <p>67の3-4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の7第4項の規定に基づく承認又は</p>	<p>請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない。 イ～リ（同左）</p> <p>ヌ 上記リに規定する税関手続の委託先である通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5-2のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨 ル及びヲ（同左）</p> <p>（特例輸入者に関する規定の準用）</p> <p>67の3-10 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の7第4項の規定に基づく承認又は</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>不承認の申請者への通知、令第59条の7第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7及び7の2-8の規定に準じて取り扱う。この場合において、<u>7の2-7中「特例輸入者承認通知書」(C-9010)</u>又は「特例輸入者不承認通知書」(C-9020)とあるのは、「<u>特定輸出者承認通知書</u>」(C-9013)又は「<u>特定輸出者不承認通知書</u>」(C-9023)と、7の2-8中「法第7条の5第1号イからホまでのいづれか」とあるのは、「法第67条の4第1号イからニまでのいづれか」とあるのは、「法第67条の4第1号イからニまでのいづれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいづれか」とあるのは、「法第67条の8第1項第2号から第4号までのいづれか」と読み替えるものとする。</p> <p>(承認の審査) 67の4-1 法第67条の4に規定する承認の要件の審査は、「<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について</u>」(平成19年3月31日財関第418号)に基づき行うものとする。</p> <p>(特定輸出者の承認の取消し) 67の9-1 法第67条の9の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。 法第67条の9第1号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。 特定輸出者が法第67条の4第2号に適合しないこととなつたため法第67条の9第2号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合は、特定輸出者が、例えば次の場合に該当することとなつた場合とする。 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第53条の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合 関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第70条第1項若しくは第2項に規定する他の法令の規定に違反した場合(法第67条の4第1号イ又はロに該当することとなつた場合を除く。) 令第59条の10の規定において準用する令第4条の14の規定に基づく通知は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定取消書</u>」(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p>	<p>不承認の申請者への通知、令第59条の7第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記7の2-6、7の2-7及び7の2-8の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2-8中「法第7条の5第1号イからホまでのいづれか」とあるのは、「法第67条の4第1号イからニまでのいづれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいづれか」とあるのは「法第67条の8第1項第2号から第4号までのいづれか」と読み替えるものとする。</p> <p>(承認の審査) 67の4-1 法第67条の4に規定する承認の要件の審査は、「<u>特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について</u>」(平成19年3月31日財関第418号)に基づき行うものとする。</p> <p>(特定輸出者の承認の取消し) 67の9-1 法第67条の9の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。 及び (同左)</p> <p>令第59条の10の規定において準用する令第4条の14の規定に基づく通知は、「<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認取消書</u>」(C-9050)を交付することにより行うものとする。</p>
第3節 一般輸入通関	第3節 一般輸入通關

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67-3-4 輸入申告書には、法第68条の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付するほか、次に掲げる書類を添付する。ただし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合に限り仕入書又はこれに代わる書類を提出するものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告については、当分の間、一般的の輸入申告と同様に提出するものとする。</p>	<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67-3-4 輸入申告書には、法第68条の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか(ただし、特例申告貨物の輸入申告の場合にあっては、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類を提出させるものとする。)次に掲げる書類を添付させる。</p>
<p>経済産業大臣又は税関長の輸入の承認を要する貨物の場合には、その輸入承認証</p>	<p>及び (同左)</p>
<p>上記に掲げるもののほか、法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物の場合には、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類(検査の完了又は条件の具備については、輸入申告の際に審査を必要とするものに限る。)</p>	<p>協定税率、EPA税率若しくは特惠税率の適用又は定率法若しくは暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようとする場合であつて輸入申告(特例申告貨物を除く。)の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類(協定税率適用の場合にあっては、後記68-3-7の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。)</p>
<p>内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書又は証明書(特例申告貨物の輸入申告にあっては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。)</p>	<p>協定税率、EPA税率若しくは特惠税率の適用又は定率法若しくは暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようとする場合であつて輸入申告(特例申告貨物を除く。)の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類(協定税率適用の場合にあっては、後記68-3-7の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。)</p>
<p>(輸入申告の不受理)</p> <p>67 3 6 輸入申告の不受理については、前記67 1 9の規定に準ずる。</p>	<p>内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書又は証明書(特例申告貨物の輸入申告にあっては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。)</p>
<p>(輸入許可書の交付)</p> <p>67-3-18 輸入申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査(関税を納付すべき貨物で、納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認を、それ以外については納付済の確認を含む。)を行い、その貨物を確認の上、法第70条第1項又は第2項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、</p>	<p>(輸入許可書の交付)</p> <p>67 3 6 輸入申告の不受理については、前記67 1 9(輸出申告の不受理)の規定に準ずるほか、輸入(引取)申告書が提出された場合において、引取担保が提供されてないときは受理しないものとする。</p>
	<p>67-3-18 輸入申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査(関税を納付すべき貨物で、納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認を、それ以外については納付済の確認を含む。)を行い、その貨物を確認の上、法第70条第1項又は第2項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入申告書の1通（許可書用）に許可印（C - 5002）を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。なお、輸入しようとする貨物を保税地域に搬入する前に行われた特例申告貨物の輸入申告について、<u>特例輸入者にあっては、検査等の必要がないと認められる場合に輸入を許可するものとし、特例委託輸入者にあっては、審査及び必要な検査が終了するとともに当該申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合に輸入を許可するものとする。</u></p> <p>（輸入貨物の本船扱い）</p> <p>67の2 3 1 令第59条の4第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>　外国貿易船に積載された状態で法第67条の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、次に掲げる場合には当該貨物を許可前に当該船卸場所から移動させないことを条件として、便宜、船卸しを認めて差し支えない。</p> <p>　イ 荷役の事情又は貨物の引取りが急を要する場合等で、当該貨物を許可前に外国貿易船からはしけ若しくはこれに類する船舶（機能的にみてはしけと同様と認められる船舶で沿岸運送等のために使用される小型機帆船等）を行う。以下「はしけ等」という。）へ船卸しをする場合</p> <p>　□ 植物防疫所等公的機関の検査を受けるために、貨物の一部を一時的に船卸する場合</p> <p>　ハ その他、直接岸壁へ船卸しすることがやむを得ないものであると認められる場合</p> <p>　他の貨物と同一船舶倉内に混載（これらの貨物が明確に区画されている場合を除く。）されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障のこと。</p> <p>　なお、承認申請時には混載されている場合であつても、検査時までに他の貨物が前卸しされる等混載でなくなることが確実である場合には、混載されていないものとして取り扱つて差し支えない。</p> <p>　その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。</p> <p>　具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>　イ 小麦、大麦、米（もみを含む。）アルファルファのミール及びペレット、ふすま、塩、硫化鉄鉱（焼いてないもの）天然黒鉛（塊状のもの）けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石（りん灰石と称する場合を含む。）重晶石、フ</p>	<p>輸入申告書の1通（許可書用）に許可印（C - 5002）を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。なお、輸入しようとする貨物を保税地域に搬入する前に行われた特例申告貨物の輸入申告については、<u>検査等の必要がないと認められる場合には、輸入を許可して差し支えない。</u></p> <p>（輸入貨物の本船扱い）</p> <p>67の2 3 1 令第59条の3第1項第1号（（本船扱いが認められる場合））に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>　外国貿易船に積載された状態で法第67条（（輸出又は輸入の許可））の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、次に掲げる場合には当該貨物を許可前に当該船卸場所から移動させないことを条件として、便宜、船卸しを認めて差し支えない。</p> <p>　イ～ハ（同左）</p> <p>　及び（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>リント、マグネシアクリンカー、天然石墨（焼いてないもの）、ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、硝酸ナトリウム（天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの）、塩化カリ、硫酸カリウム、硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウム（K2O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税關で適當と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）、ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）</p> <p>□ 次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税關長が適當と認めたもの</p> <p>(I) 均質であること（巨大重量物である場合を除く。）</p> <p>(II) 大量貨物又は巨大重量物等、当該貨物の性質、形状、輸送形態等からみて、通關のため保稅地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける等適當でないと考えられること。</p> <p>(III) 関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物（以下この項において「無税品」という。）であること。</p> <p>なお、当該無税品には、暫定法第8条の4第1項の規定の適用を受ける暫定法別表第3の第2欄に掲げる物品は含まれないものとする。</p> <p><u>本船扱いの承認申請がされた税關官署の管轄する港において全量船卸しされること。ただし、数港にわたって船卸ししようとする場合であつて他港揚げ貨物をも含めて一括して本船扱いを認めてほしい旨の申請があつたときは、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>なお、この場合における輸入申告書は、当該承認を受けた税關に、貨物の船卸港ごとに別申告として提出するものとする。</p> <p><u>（輸入貨物のふ中扱い）</u></p> <p>67の2 3 2 令第59条の4第1項第2号に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>はしけ等に積載された状態で法第67条の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、税關長が必要があると認める場合には、当該貨物の一部を陸揚げして検査を行うことがあっても差し支えない。</p> <p>及び （省略）</p>	<p>本船扱いの承認申請がされた税關官署の管轄する港において全量船卸しされること。ただし、数港にわたりて船卸ししようとする場合であつて他港揚げ貨物をも含めて一括して本船扱いを認めてほしい旨の申請があつたときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、この場合における輸入申告書は、当該承認を受けた税關に、貨物の船卸港ごとに別申告として提出させるものとする。</p> <p><u>（輸入貨物のふ中扱い）</u></p> <p>67の2 3 2 令第59条の3第1項第2号（（ふ中扱いが認められる場合））に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>はしけ等に積載された状態で法第67条（（輸出又は輸入の許可））の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、税關長が必要があると認める場合には、当該貨物の一部を陸揚げして検査を行うことがあつても差し支えない。</p> <p>及び （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>(輸入貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2 3 3 令第59条の4第1項第4号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>及び (省略)</p>	<p>(輸入貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2 3 3 令第59条の3第1項第4号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>及び (同左)</p>																								
<p>(輸入貨物の本船扱い等の承認申請)</p> <p>67の2 3 4 令第59条の4第2項に規定する本船扱い、ふ中扱い又は搬入前申告扱いの承認申請は、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C 5250) 2通(原本、承認書用)を輸入者が異なるごとに提出することにより行い、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸入申告の際これを申告書に添付するものとする。また、この承認申請は、円滑な通関事務処理を図る見地から法第15条第1項又は第2項による積荷目録が提出される以前に行うよう指導する。</p>	<p>(輸入貨物の本船扱等の承認申請)</p> <p>67の2 3 4 令第59条の3第2項((本船扱等の承認申請))に規定する本船扱、ふ中扱又は搬入前申告扱の承認申請は、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C 5250) 2通(原本、承認書用)を輸入者が異なるごとに提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸入申告の際これを申告書に添付させるものとする。また、この承認申請は、円滑な通関事務処理を図る見地から法第15条第1項又は同条第2項((外国貿易船又は外国貿易機の入港手続))による積荷目録が提出される以前に行うよう指導する。</p>																								
<p>なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出することを求め、その事前審査を行って差し支えない。</p>	<p>なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出させ、その事前審査を行つて差し支えない。</p>																								
<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70 - 3 - 1 (省略)</p> <p>~ (省略)</p>	<p>(他法令による許可、承認等の確認)</p> <p>70 - 3 - 1 (同左)</p> <p>~ (同左)</p>																								
<p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>輸入の規制に関する条項</th> <th>確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(ワ)郵便切手類 模造等取締法 (昭和 47 年法)</td> <td>第1条</td> <td>第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する)</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (省略)	(省略)	(省略)	(ワ)郵便切手類 模造等取締法 (昭和 47 年法)	第1条	第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する)	<p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令名</th> <th>輸入の規制に関する条項</th> <th>確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(ワ)郵便切手類 模造等取締法 (昭和 47 年法)</td> <td>第1条((輸入の禁止))</td> <td>第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する)</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (同左)	(同左)	(同左)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (同左)	(同左)	(同左)	(ワ)郵便切手類 模造等取締法 (昭和 47 年法)	第1条((輸入の禁止))	第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する)
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等																							
イ. (省略)	(省略)	(省略)																							
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (省略)	(省略)	(省略)																							
(ワ)郵便切手類 模造等取締法 (昭和 47 年法)	第1条	第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する)																							
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等																							
イ. (同左)	(同左)	(同左)																							
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(レ) (同左)	(同左)	(同左)																							
(ワ)郵便切手類 模造等取締法 (昭和 47 年法)	第1条((輸入の禁止))	第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」(郵便切手類模造等の許可に関する)																							

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
律第 50 号)	る省令（昭和 47 年郵政省令第 31 号）附録様式 2 に定める様式のもの） (注) 輸入申告に係る郵便切手類が「郵便切手模造等取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宜総務省郵政行政局郵便課に照会すること。 (ツ) ~ (ム) (省略)	律第 50 号) (注) 輸入申告に係る郵便切手類が「郵便切手模造取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宜日本郵政公社に照会すること。この場合には、日本郵政公社の外国郵便課長から「郵便切手類模造等の許可について」により回答があることになっている。 (ツ) ~ (ム) (同左)

第 4 節 特殊輸入通関

(旅具通關扱いをする輸入貨物)

67 4 9 次に掲げる貨物については、後記 67 4 10 の定めるところにより、旅具通關扱いをするものとする。

本邦に入国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、本項及び次項において「旅客等」という。）が携帯（別送を含む。）して輸入する貨物で、次に掲げるもの（自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）、船舶及び航空機を除く。）

イ 定率法第 14 条第 1 号から第 3 号まで、第 4 号、第 6 号及び第 7 号から第 10 号（ただし、再輸入貨物については、旅客等が携帯又は別送して輸出したものに限る。）の規定に該当するもの

ロ 定率法施行令第 33 条の 2 の規定の適用を受けるもの

ハ 輸入貿易管理令第 14 条の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の課税数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の課税数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であって、その課税価格が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の課税数量が 10 個又は 10 組を超えるかつ、それに該当するすべての品目の課税価

第 4 節 特殊輸入通關

(旅具通關扱いをする輸入貨物)

67 4 9 次に掲げる貨物については、後記 67 4 10 （旅具通關扱いをする貨物の輸入申告） の定めるところにより、旅具通關扱いをするものとする。

本邦に入国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、本項及び次項において「旅客等」という。）が携帯（別送を含む。）して輸入する貨物で、次に掲げるもの

イ 定率法第 14 条第 1 号から第 3 号まで、第 4 号、第 6 号及び第 7 号から第 10 号 ((無条件免税))（ただし、再輸入貨物については、旅客等が携帯又は別送して輸出したものに限る。また、自動車、船舶及び航空機を除く。）の規定に該当するもの

ロ 定率法施行令第 33 条の 2 ((一時入国者の免税携帯品の指定等)) の規定の適用を受けるもの

ハ 輸入貿易管理令第 14 条 ((特例)) の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二 ((入国情の携帯品等)) に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の課税数量が 3 個又は 3 組以下のもの、品目毎の課税数量が 3 個又は 3 組を超え 10 個又は 10 組以下であって、その課税価格が 30 万円程度以下のもの及び品目毎の課税数量が 10 個又は 10 組を超えるかつ、それに該当するすべての品目の課税価

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>格の合計額が 30 万円程度以下のものに限る。)</p> <p>二 輸入貿易管理令第 14 条の規程により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二に掲げるもの以外のものであって、すべての品目の課税価格の合計額が 30 万円程度以下のもの</p> <p>船長、機長又は入国者に託して輸入される貨物（託送品）で輸入貿易管理令の規定による輸入の承認を要しないもののうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 輸入貿易管理令別表第一第 4 号に掲げるもの又は課税価格が 30 万円程度以下のもの（ただし、自動車、船舶及び航空機を除く。）</p> <p>口 受託者の属する船会社又は航空会社の名が印刷されている便せん、封筒、積荷目録、船荷証券、船積書類等で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの</p> <p>ハ 無償で送付される宣伝用印刷物又は定率法第 14 条第 6 号の規定の適用を受ける商品見本で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの</p> <p>二 外国公館の公用品又は外交官等の自用品</p> <p>ホ 本邦の在外公館から送還された公用品</p> <p>船舶又は航空機の資格内変の際の残存船（機）用品で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの</p> <p>不用船（機）用品で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの</p> <p>主要食糧、砂糖、石炭等の荷粉で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの</p> <p>外国公館の公用品のうち、例えば外交行のう等のように輸入申告書を提出することが不適当と認められるもの</p> <p>（関税の納付前における郵便物の受取り）</p> <p>77-4-3 法第 77 条第 6 項の規定による関税の納付前における郵便物の受取りの取扱いについては、次による。</p> <p>同項の規定による承認の申請は、令第 67 条の 2 に規定する記載事項を記入した「関税等納付前郵便物受取承認申請書」（C 5100）2通（原本、承認書用）を提出することによって行い、承認したときは、1通（承認書用）に承認印（C 5006）を押なつして申請者に交付する。</p> <p>関税の納付前における郵便物の受取りの承認の基準は、前記 73 3 2 に準ずる。</p>	<p>れに該当するすべての品目の課税価格の合計額が 30 万円程度以下のものに限る。)</p> <p>二 輸入貿易管理令第 14 条（特例）の規程により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二（入国者の携帯品等）に掲げるもの以外のものであって、すべての品目の課税価格の合計額が 30 万円程度以下のもの（自動車、船舶及び航空機を除く。）</p> <p>船長、機長又は入国者に託して輸入される貨物（託送品）で輸入貿易管理令の規定による輸入の承認を要しないもののうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 輸入貿易管理令別表第一第 4 号に掲げるもの又は課税価格が 30 万円程度以下のもの（ただし、自動車、船舶及び航空機を除く。）</p> <p>口 受託者の属する船会社又は航空会社の名が印刷されている便せん、封筒、積荷目録、船荷証券、船積書類等で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの</p> <p>ハ 無償で送付される宣伝用印刷物又は定率法第 14 条第 6 号（注文取集めのための見本の無条件免税）の規定の適用を受ける商品見本で、課税価格が 20 万円程度を超えないもの</p> <p>二 外国公館の公用品又は外交官等の自用品</p> <p>ホ 本邦の在外公館から送還された公用品</p> <p>～（同左）</p> <p>（関税の納付前における郵便物の受取り）</p> <p>77-4-3 法第 77 条第 6 項の規定による関税の納付前における郵便物の受取りの取扱いについては、次による。</p> <p>同項の規定による承認の申請は、令第 67 条の 2 に規定する記載事項を記入した「関税等納付前郵便物受取承認申請書」（C 5100）2通（原本、承認書用）を提出することによって行わせ、承認したときは、1通（承認書用）に承認印（C 5006）を押なつして申請者に交付する。</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第77条第7項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税關長が特に必要と認める場合に限り提供することとする。</p> <p>通關支店は保管中の郵便物について關稅の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、通關支店以外の郵便事業株式会社支店又は郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課稅をしない場合と同様の手續により名あて人に交付する。</p> <p>すでに<u>郵便事業株式会社配達支店</u>に送付され、國際郵便物課稅通知書を送達済の郵便物について、その課稅通知書を添付して上記による關稅の納付前ににおける郵便物の受取りの承認の申請があり、これを承認したときは、承認印を押なつした關稅等納付前郵便物受取承認申請書とともに当該課稅通知書に關稅の納付前における受取りを承認した旨を記載して申請者に交付する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(輸出してはならない貨物の取扱い)</p> <p>69の2-1 法第69条の2第3項の「この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物」とは、輸出申告された貨物又は<u>郵便事業株式会社</u>から提示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない貨物の中に法第69条の2第1項第2号に規定する輸出してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第3項の規定は適用されない。</p> <p>(輸入してはならない貨物の取扱い)</p> <p>69の11-1 法第69条の11第3項の「この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は<u>郵便事業株式会社</u>から提示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、この章の規定の適用をいまだ受けいない保稅貨物等の中に法第69条の11第1項第7号又は第8号に規定する輸入してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第3項の規定は適用されない。</p>	<p>法第77条第7項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税關長が特に必要と認める場合に限り提供<u>させる</u>。</p> <p>(同左)</p> <p>すでに配達局に送付され、國際郵便物課稅通知書を送達済の郵便物について、その課稅通知書を添付して上記による關稅の納付前ににおける郵便物の受取りの承認の申請があり、これを承認したときは、承認印を押なつした關稅等納付前郵便物受取承認申請書とともに当該課稅通知書に關稅の納付前ににおける受取りを承認した旨を記載して申請者に交付する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>(輸出してはならない貨物の取扱い)</p> <p>69の2-1 法第69条の2第3項(<u>(児童ポルノに該当する旨の通知)</u>)の「この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物」とは、輸出申告された貨物又は日本郵政公社から提示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、この章の規定の適用をいまだ受けいない貨物の中に法第69条の2第1項第2号(<u>(児童ポルノ)</u>)に規定する輸出してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第3項の規定は適用されない。</p> <p>(輸入してはならない貨物の取扱い)</p> <p>69の11-1 法第69条の11第3項(<u>(公安又は風俗を害すべき書籍等の通知)</u>)の「この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、この章の規定の適用をいまだ受けいない保稅貨物等の中に法第69条の11第1項第7号(<u>(公安又は風俗を害すべき書籍等)</u>)又は第8号(<u>(児童ポルノ)</u>)に規定する輸入してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第3項の規定は適用されない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第7節 知的財産侵害物品（輸出）	第7節 知的財産侵害物品（輸出）
(認定手続)	(認定手続)
69の3-1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。	69の3-1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。
(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署	(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税關官署
イ (省略)	イ (同左)
□ 輸出者等及び権利者への認定手続開始通知	□ 輸出者等及び権利者への認定手続開始通知
(1) (省略)	(1) (同左)
(ロ) 実用新案権のうち後記69の4-3の(2)のイの(ロ)に定めるものについては、同項の(2)のイの(ロ)の警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。	(ロ) 後記69の4-1の(1)のハの(1)のBに規定する実用新案権については、同項の(1)のハの(1)のBに規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。
(ハ) (省略)	(ハ) (同左)
ハ～ホ (省略)	ハ～ホ (同左)
(2)及び(3) (省略)	(2)及び(3) (同左)
(輸出差止申立ての審査期間)	(新規)
69の4-1 申立先税關（輸出差止申立てを受け付けた税關をいう。以下この節において同じ。）の本關知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、輸出差止申立ての受付の日の翌日から起算して1月以内に輸出差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。	
(輸出差止申立ての提出)	(輸出差止申立ての取扱い)
69の4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。	69の4-1 輸出差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。
(1) 提出窓口	(1) 輸出差止申立ての手續
<u>いずれかの税關の本關知的財産調査官とする。</u>	輸出差止申立てをしようとする権利者には、「輸出（積戻し）差止申立書」（C-5640）（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642））及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。
(2) 申立てを行うことができる者	イ 申立てを行うことができる者
輸出差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。なお、代理人に輸出差止申立ての手続を委任することを妨げない。	輸出差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。 なお、代理人に輸出差止申立ての手続を委任することを妨げない。
	□ 提出窓口

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) <u>提出書類等</u></p> <p>提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C - 5640）（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C - 5642）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4 - 3 及び 69 の 4 - 4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めるものとする。</p> <p>(4) <u>電磁的記録</u></p> <p>特に必要と認める場合は、当該輸出差止申立ての内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）の提出を求めるものとする。この場合、提出された電磁的記録は副本として扱うこととする。</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 4 - 3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 4 第 1 項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。）（税關において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。）</p> <p>（注） 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経</p>	<p>輸出差止申立てをしようとする者の住所（当該者が法人である場合には、その主たる事務所の所在地）を管轄する税關又は当該者が侵害すると認める物品の輸出を予想する税關官署を管轄する税關の本關知的財産調査官とする。</p> <p>なお、複数の税關官署に輸出差止申立てを行う場合には、いずれか一つの税關の本關知的財産調査官に対して提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(以下「意見書等に関する規則」という。)第3条)</p> <p>~ (省略)</p> <p>(2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>(注1)「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注2)「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。） — 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者 — 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人 <p>1 特許権又は実用新案権</p> <p>(1) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の<u>から</u>までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書若しくは弁護士又は弁理士（以下「弁護士等」という。以下同じ。）が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち<u>輸出差止申立て</u>に係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明 — 侵害すると認める物品の技術的構成を上記<u>の</u>記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な態様を特定（例えば、上記<u>の</u> 	<p>済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成18年2月15日経済産業省令第6号。以下この節において「意見書等に関する規則」という。）第3条)</p> <p>~ (同左)</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等</p> <p>輸出差止申立てに係る真正商品と侵害すると認める物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p> <p>A 特許権又は実用新案権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>(a) 特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち<u>申立て</u>に係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明</p> <p>(b) 侵害すると認める物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な態様を特定（例えば、上</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>構成要件の一つが「厚さ 1 ~ 5 mm の金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。) して記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> — 上記__に記載した技術的範囲の説明と上記__に記載した具体的な態様を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類 — 侵害すると認める物品が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠 <p>(ロ) 平成 6 年 1 月 1 日以降に出願し登録された実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 実用新案技術評価書 — 実用新案法第 29 条の 2 の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸出することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸出（積戻し）差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸出（積戻し）差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。） <p>□ 意匠権</p> <p>侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の__から__までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p>	<p>記(a)の構成要件の一つが「厚さ 1 ~ 5 mm の金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。) して記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> (c) 上記(a)に記載した構成要件と上記(b)に記載した技術的範囲を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類 (d) 侵害すると認める物品が特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠 <p>b 侵害すると認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料等）</p> <p>B 平成 6 年 1 月 1 日以降に出願し登録された実用新案権（特許法等の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 26 号）による改正後の実用新案法の適用を受けるもの）については、実用新案技術評価書を添付せるとともに、実用新案法第 29 条の 2 ((実用新案技術評価書の提示)) の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸出することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸出（積戻し）差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱い、「輸出（積戻し）差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報を記載させる。）を添付させることとする。</p> <p>(注) 権利者が実用新案技術評価書を請求し、これを取得しているか否かは実用新案公報又は特許庁公報の技術評価リストに記載されている。</p> <p>C 意匠権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付されることとする。</p> <p>a 当該物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> — 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の態様を具体的に記載した、登録意匠の説明 — 上記<u>__</u>の記載と対応させた、侵害すると認める物品の特定及び説明 — 上記<u>__</u>の登録意匠の説明と上記<u>__</u>の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由 	
<p>八 商標権</p> <p><u>侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の<u>__</u>から</u>の資料（及び<u>__</u>について）は、当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、商品全体が観察できる資料</u> — <u>侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一でない場合は、類似する商標であることを明らかにする資料</u> — <u>侵害すると認める物品が指定商品と同一でない場合は、類似する商品であることを明らかにする資料</u> 	<p>(a) 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の態様を具体的に記載した、登録意匠の説明</p> <p>(b) 上記(a)に対応させた侵害すると認める物品(部分)の特定及び説明</p> <p>(c) 上記(a)の登録意匠と上記(b)の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由</p> <p>b <u>侵害すると認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料等）</u></p>
<p>二 著作権又は著作隣接権</p> <p><u>侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の<u>__</u>及び<u>__</u>に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>侵害すると認める物品が著作物に依拠していること</u> — <u>侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること</u> 	
<p>ホ 育成者権</p> <p><u>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の<u>__</u>及び<u>__</u>に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</u></p>	<p>D <u>育成者権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付せることとする。</u></p> <p>a <u>真正品及び侵害すると認める物品のサンプル又は写真</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>— 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</p> <p>— 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書</p> <p>なお、提出された上記<u>及び</u>のDNA鑑定書については、農林水産省生産局種苗課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であるとの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>△ <u>形態模倣品（不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品）</u></p> <p>形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の<u>から</u>までの事項を記載したもの（当該物品が形態模倣品であることを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）及び形態模倣品と認める物品を輸出しようとする者が、当該形態模倣品と認める物品を譲り受けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し）</p> <p>— 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明</p> <p>— 上記<u>に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説明</u></p> <p>— 上記<u>の真正商品と</u>の形態模倣品と認める物品とを対比して説明</p>	<p>b 品種登録簿における特性記録部のうち侵害すると認める物品の識別に必要な部分を明示したもの</p> <p>c 外観から侵害すると認める物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面(外観から識別できる資料等の提出ができない場合には、侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号などを記載した資料)</p> <p>d 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</p> <p>e 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書</p> <p>なお、提出された上記d及びeのDNA鑑定書については、農林水産省生産局種苗課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であるとの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>E 不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品（以下「形態模倣品」という。）については、次の資料を添付せることとする。</p> <p>a 形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該形態模倣品であることを証する判決書又は弁護士等（弁護士又は弁理士をいう。以下この節及び次節において同じ。）が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>(a) 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明</p> <p>(b) 上記(a)に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説明</p> <p>(c) 上記(a)の真正商品と(b)の形態模倣品と認める物品とを対比</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
した、侵害すると認める物品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由	して説明した、侵害すると認める物品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由 b 形態模倣品と認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は形式等を示す資料） c 形態模倣品と認める物品を輸出しようとする者が、当該形態模倣品と認める物品を譲り受けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し） なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。
(3) 識別ポイントに係る資料 <u>当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税關において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの</u>	
(4) 通關解放金の額の算定の基礎となる資料 <u>特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）</u>	— 通關解放金の額の算定の基礎となる資料 特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料を提出させるものとする。） — 代理人が輸出差止申立ての手続を行う場合 権利者が、代理人に申立て手続を委任する場合には、委任の範囲を明示して代理権を証する書類
(5) 代理権に関する書類（代理人が輸出差止申立ての手続を行う場合に限る。） <u>権利者が、代理人に輸出差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの</u>	
(その他の資料)	
69 の 4 - 4 申立先税關の本關知的財産調査官は、申立人から次の <u>から</u> に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸出差止めを実施するために必要と認めるとき	(II) <u>輸出差止申立ての受理の際及び受理後に必要に応じて追加して受理する追加資料等</u> 本關知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸出差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>きは、当該資料等を逐次受理し、<u>当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税關に通知する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、<u>申立先税關の本關知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し — 弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書（日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節及び次節において同じ。） — 申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し — 輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 — 侵害すると認める物品を輸出することが予想される者、その仕向人その他侵害すると認める物品に関する情報を確認することができる資料 <p>(<u>輸出差止申立ての受付及び審査</u>)</p> <p>69 の 4 - 5 輸出差止申立ての受付及び審査の手続及びその取扱いは、「<u>知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について</u>（平成 20 年 3 月 31 日財關第 351 号。以下「<u>申立審査通達</u>」という。）の定めるところによる。</p>	<p>等を逐次受理し、<u>各税關及び関係部署に通知する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、<u>税關が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し — 弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書（日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節及び次節において同じ。） — 申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し — 輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 — 侵害すると認める物品を輸出することが予想される者、その仕向人その他侵害すると認める物品に関する情報 <p>二 <u>輸出（積戻し）差止申立書及び添付書類等の提出部数</u> <u>9 部（受付税關用及び他税關送付用）</u> <u>ただし、申立人が特定の税關又は特定の税關官署のみにおける輸出差止を申し立てる場合は、当該申立てに係る税關（特定の税關官署に係る場合には、当該税關官署を管轄する税關）の数とする。</u> <u>(注) 添付資料は、他税關送付用（最大 8 部）については、写しを提出させることとして差し支えない。</u> <u>なお、上記ハ(イ) のサンプル等の現物については、これに加えて申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができる。</u></p> <p>(2) <u>輸出差止申立ての審査</u></p> <p>イ <u>輸出差止申立ての受付及び受理要件</u> <u>上記(1)のハ((ロ)を除く。)及び二の「<u>輸出（積戻し）差止申立書</u>」及び添付資料等が提出された場合は、輸出差止申立てを受け付け、原則として、受付税關及び他税關が当該受付の日の翌日から起算して 1 月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税關は審査を行うものとする。この場合</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸出差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸出差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(注1) <u>希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿等の謄本により確認する必要があるので留意する。</u></p> <p>(注2) <u>本關知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えなさい。</u></p> <p>(イ) <u>「輸出（積戻し）差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>自己の知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）</u> <u>法第69条の2第1項第3号又は第4号に掲げる貨物に該当すると認める貨物の品名</u> <u>法第69条の2第1項第3号又は第4号に掲げる貨物に該当すると認める理由</u> <u>識別ポイント</u> <u>輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記69の6_1の(1)のロ及び同項の(1)のハの(ロ)のただし書による取扱いが行われる旨を教示することとする。 <p>(ロ) <u>「輸出（積戻し）差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び侵害すると認める物品と確認できる資料等が添付されていること（上記(イ)のハの(1)の に規定する税關において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合を除く。）。</u></p> <p>(ハ) <u>「輸出（積戻し）差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸出差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69 の 4 - 6 前記 69 の 4 - 2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立て書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立て書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。 — 「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権 	<p>又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実を確認することができること。</p> <p>口 輸出差止申立ての内容の公表及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会</p> <p>輸出差止申立てを受け付けた場合は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）の定めるところにより、その内容の公表等を行うとともに、必要に応じ、輸出差止申立てにおける専門委員制度意見照会を実施する。</p> <p>八 判決書等の提出</p> <p>「輸出（積戻し）差止申立て書」の審査において、例えば次のような場合で、当該輸出差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求めることとする。</p> <p>— 商標権に係る類似商標又は類似商品に関する輸出差止申立て</p> <p>— 著作権又は著作隣接権に係る真正物品と形状・内容に差異のある複製物に関する輸出差止申立て</p> <p>— 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸出差止申立て</p>

（新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。</p> <p>イ 著作権 著作物の種類及びその内容(漫画・絵画又は映画のタイトル等) <input checked="" type="checkbox"/> 著作隣接権 対象となる媒体(レコード、CD等)及びタイトル・実演家の名称等</p> <p>ハ 不正競争防止法</p> <p>(1) 周知表示混同惹起品又は著名表示冒用品の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品等表示</p> <p>(II) 形態模倣品の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名</p> <p>「侵害すると認める物品の品名」 差止対象となる物品の品名を表示する。</p> <p>「申立人、申立人連絡先」 申立人の名称及び連絡先(電話番号を含む。)を表示する。</p> <p>「申立先税関及び連絡先」 申立先税関及び連絡先(電話番号を含む。)を表示する。</p> <p>「意見を述べることができる期間」 意見を提出できる期限を表示する。 その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から 10 日(行政機関の休日を含まない。)となる日を設定するものとする。</p> <p>(2) 予想される輸出者等への連絡 申立先税関の本関知的財産調査官は、予想される輸出者その他国内において当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる者(以下この節において「予想される輸出者等」という。)が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸出者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸出者等に対し上記(1)により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。</p> <p>(3) 侵害すると認める理由の開示 申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由(申立人が出した侵害の根拠となる鑑定書等)を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、原則として開示するものとする。</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 利害関係者からの意見書提出</p> <p>利害関係者が輸出差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、上記(1)の税關ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ 利害関係者からの追加意見書の提出</p> <p>上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税關ホームページで明示した提出期限の翌日から5日（行政機關の休日を含まない。）を経過する日（「知的財產侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財關第802号）」（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第1章の3の②に規定する意見聴取の場を開催する場合は、その開催の日の7日（行政機關の休日を含まない。）前の日）までに、追加意見書の提出を認めるものとする。</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示</p> <p>申立先税關の本關知的財產調査官は、利害関係者から提出された意見書（追加意見書を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。</p> <p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 4 - 7 申立先税關は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の3の(3)に規定する意見書の送付を受けた場合は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税關は、意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第3章において準用する第1章の12の規定によるものとする。</p> <p>(2) 申立先税關の本關知的財產調査官は、上記(1)の結果を当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官に通知する。なお、受理する場合には、当該輸出差止申立てが効力を有する期間を、併せて通知するものとする。</p>	
	(3) 輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い
	<p>イ 輸出差止申立てを受け付けた税關は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果（受理する場合には、その旨及び輸出差止申立てが効力を有する期間を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。）を添えて「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等を輸出差止申立てが行われている他税關の本關知的財產調査官に送付する。</p> <p>なお、輸出差止申立てが効力を有する期間は、当該輸出差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。</p> <p>（注）法律的・技術的専門性を伴う侵害判断を一層促進する観点から、当事者が裁判所又は特許庁において争っている場合又は争うことが見込</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 申立先税關の本關知的財產調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、<u>申立人に対して下記から</u>の事項を通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 4 - 10 による輸出差止申立ての内容変更を行うこと</u> — <u>下記からに該当する事情が生じた場合には、速やかに申立先税關の本關知的財產調査官に連絡するとともに、必要に応じ後記 69 の 4 - 10 による輸出差止申立ての内容変更を行うこと</u> — <u>輸出差止申立てに係る特許権の請求項について、訂正審判（特許法第 126 条）が請求された場合</u> — <u>輸出差止申立てに係る特許権の請求項について、特許無効審判（特許法第 123 条）が請求された場合</u> — <u>輸出差止申立てに係る商標権について指定商品の一部について、不使用取消審判（商標法第 50 条）が請求された場合</u> — <u>その他上記からに準ずる事情が生じた場合</u> 	<p>まれる場合で、専門委員から裁判所等の判断を踏まえるべき旨の意見が提出された場合には、総括知的財產調査官に協議のうえ、特段の事情がない限り、当該意見に係る対象申立てを不受理又は裁判所等の判断が出るまで保留扱いとして差し支えない。</p> <p>□ 「輸出（積戻し）差止申立て書」及び添付資料等の送付を受けた税關は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」(C - 5656) 又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」(C - 5658) を作成し、輸出差止申立てを受け付けた税關に送付する。</p> <p>なお、輸出差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に総括知的財產調査官に協議するものとする。</p> <p>(注 1) 「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」及び「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第 2 「税關符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注 2) 「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸出差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税關が審査結果内容を送付する際に他税關が事務処理に要する日数（通常 5 執務日程度）を見込んで決定する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、後記69の4-11の(2)による輸出差止申立ての撤回を行うこと</p> <p>(4) 申立先税關の本關知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」(C-5656)又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」(C-5658)を申立人に交付するとともに、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</p> <p>(5) 申立先税關の本關知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理した場合には、その内容を輸出差止申立情報として登録し、各税關官署に周知する。</p> <p>（輸出差止申立ての内容の受理後の公表）</p> <p>69の4-8 輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</p> <p>(1) 公表する事項 「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項のうち【公表】と記載されているもの (削除)</p> <p>(2) 公表方法 申立先税關は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された事項のうち申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを輸出差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。</p> <p>（輸出差止申立ての更新）</p> <p>69の4-9 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立て更新申請書」(C-5660)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立て更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-</p>	<p>（4）輸出差止申立ての内容の公表 受理した「輸出（積戻し）差止申立書」の内容は、次により公表する。</p> <p>（1）公表する事項 （i）「輸出（積戻し）差止申立書」中【公表】と記載されている事項は公表する。 （ii）「輸出（積戻し）差止申立書」中【公表の可否】と記載されている事項については、申立人に公表の可否を確認のうえ、公表を可とするものに限り公表する。</p> <p>（2）公表方法 輸出差止申立てを受け付けた税關は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間中の輸出差止申立てに係るものを輸出差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。</p> <p>（5）輸出差止申立ての更新</p> <p>（1）申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記（2）の（i）の規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>5662)) (以下この節において「更新書」という。) 及び添付資料等を申立先税關に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1部とする。</p> <p>(2) 更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸出差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書のみの提出を求ることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は求めないものとする。</p> <p>(3) 申立先税關の本關知的財產調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財產調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p>(4) 上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財產調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となると思料する場合には、その旨を申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 4 - 2 の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求ることになるので、留意する。</p> <p>(5) 更新の受理又は不受理については、前記 69 の 4 - 7 に準じて取り扱うものとする。なお、更新を認めた輸出差止申立ての内容の公表については、前記 69 の 4 - 8 に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（輸出差止申立ての内容変更）</p> <p>69 の 4 - 10 輸出差止申立て（前記 69 の 4 - 9 の規定に基づく更新を含む。後記 69 の 4 - 11 までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 当該輸出差止申立ての申立先税關に変更内容を書面（任意の様式）（以下この節において「内容変更の書面」という。）により提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1部とする。</p>	<p>更新申請書」（C - 5660）（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立て更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C - 5662））（以下この節において「更新書」という。）を当該輸出差止申立てを受け付けた税關に提出させる。</p> <p>□ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(4)までに準じて取り扱う。ただし、輸出差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸出（積戻し）差止申立書」を提出されることになるので留意すること。</p> <p>(6) 輸出差止申立ての内容変更</p> <p>輸出差止申立て（上記(5)の規定に基づく更新を含む。以下(8)までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸出差止申立てを受け付けた税關に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出させるものとし、内容変更後の輸出差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税關の本關知的財產調査官に送付する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 内容変更の書面が提出された場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、速やかにその写しを総括知的財產調査官に送付するとともに、申立審査通達の第1章の1の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、変更内容が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財產調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となると思料する場合は、その旨を申立先税關の本關知的財產調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財產調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の4-2の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) 申立先税關の本關知的財產調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認めるとともに、速やかにその写しを当該内容変更に係る輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官へ送付する。なお、内容変更を認めた当該輸出差止申立ての内容の公表は、前記69の4-8に準じて取り扱う。</p>	<p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸出（積戻し）差止申立書」を提出されることになるので留意すること。</p> <p>また、本關知的財產調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸出差止申立てを受け付けた税關に書面をもって提出するよう予め通知する。</p> <p>（注）下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税關に連絡するよう周知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 申立てに係る特許権の請求項について訂正審判（特許法（昭和34年法律第121号）第126条）が請求され、訂正を認容する旨の審決が確定した場合又は特許無効審判（特許法第123条）手続において訂正請求がなされ当該訂正後の特許請求の範囲の記載に基づき特許を維持する旨の審決が確定した場合 — 申立てに係る商標権について指定商品の一部が不使用取消審判（商標法（昭和34年法律第127号）第50条）において取り消された場合 — その他上記、に準ずる事情が生じた場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出差止申立ての受理の撤回等）</p> <p>69 の 4 - 11 輸出差止申立ての受理の撤回及び輸出差止申立ての撤回の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての受理の撤回</p> <p>輸出差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、<u>申立先税關の本關知的財產調査官は、「輸出(積戻し)差止申立て・更新受理撤回通知書」(C - 5664)により理由を付して申立人に通知するとともに、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官にその旨連絡するものとする。</u></p> <p>なお、輸出差止申立ての受理を撤回する場合には、<u>申立先税關の本關知的財產調査官は、総括知的財產調査官と協議するものとする。</u></p> <p>(2) 輸出差止申立ての撤回</p> <p>申立人から輸出差止申立ての有効期間内に<u>申立先税關に対して、書面(任意の様式)により当該輸出差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税關の本關知的財產調査官は、総括知的財產調査官及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財產調査官にその旨を通報する。</u></p> <p>(注) 輸出差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸出差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、撤回をしようようとするとともに、本省及び<u>当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關に通報することとする。</u></p> <p>（その他）</p> <p>69 の 4 - 12 権利者から輸出差止申立て以外の方法により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税關にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うようしようするものとする。</p> <p>（輸出差止申立てにおける専門委員意見照会）</p> <p>69 の 5 - 1 申立先税關の本關知的財產調査官及び総括知的財產調査官は、専門</p>	<p>(7) 輸出差止申立ての受理の撤回</p> <p>輸出差止申立てのうち、受理要件を満たさなくなったものについては受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には「輸出(積戻し)差止申立て・更新受理撤回通知書」(C - 5664)により理由を付して申立人に通知する。</p> <p>なお、輸出差止申立ての受理を撤回する場合には、<u>当該輸出差止申立てを受け付けた税關は、総括知的財產調査官及び対象税關の本關知的財產調査官と協議するものとする。</u></p> <p>(8) 輸出差止申立ての撤回</p> <p>申立人から輸出差止申立ての有効期間内に当該輸出差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、<u>撤回を受け付けた税關は、他税關にもその旨を通報する。</u></p> <p>なお、輸出差止申立ての撤回の申出は、<u>当該輸出差止申立てを受け付けた税關に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。</u></p> <p>(注) 輸出差止申立ての有効期間中に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、撤回をしようようととともに、本省及び<u>当該申立てに係る他の税關に通報することとする。</u></p> <p>（その他）</p> <p>69 の 4 - 2 権利者から輸出差止申立て以外の方法により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税關にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うよう要請するものとする。</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>委員制度運用通達の第 3 章において準用する第 1 章の 1 の(1)に定める場合に該当する場合には、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施することとなるので、留意する。</u></p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6 - 1 法第 69 条の 6 (法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要求</p> <p>法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>口～二（省略）</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4 - 1 の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>法第 69 条の 6 第 3 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(II) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 及び 9 の 6 - 4 の規定に準じて取り扱う。</p>	<p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6 - 1 法第 69 条の 6 ((輸出差止申立てに係る供託等)) (法第 75 条((<u>外国貨物の積戻し</u>)))において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要求</p> <p>法第 69 条の 6 第 1 項((金銭の供託))に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>口～二（同左）</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4 - 1 (<u>関税の納付に関する用語の意義</u>) の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>法第 69 条の 6 第 3 項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 (<u>関税の担保の種類</u>) の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(II) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 (<u>国債及び地方債の価額</u>) 及び 9 の 6 - 4 (<u>社債等の担保金額</u>) の規定に準じて取り扱う。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(八)～(二) (省略)</p> <p>□ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(1) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 6 第 5 項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(四) (省略)</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し イ及び□ (省略) ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い (1) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」(C - 5682)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。 (省略) 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面 (注) なお、権利者の誤った輸出差止申立てにより、輸出者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法第 724 条により 3 年となるので留意する。</p> <p>～ (省略)</p> <p>(四)及び(八) (省略)</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p> <p>(8)及び(9) (省略)</p> <p>（特許庁長官意見照会請求の手続）</p> <p>69 の 7 - 1 (1) (省略)</p>	<p>(八)～(二) (同左)</p> <p>□ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(1) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 6 第 5 項（<u>供託に代わる契約</u>）の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）による銀行、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）による長期信用銀行、農林中央金庫法（大正 12 年法律第 42 号）による農林中央金庫、商工組合中央金庫法（昭和 11 年法律第 14 号）による商工組合中央金庫、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫及び保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(四) (同左)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し イ及び□ (同左) ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い (1) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」(C - 5682)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。 (同左) 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面 (注) なお、権利者の誤った輸出差止申立てにより、輸出者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法（明治 31 年法律第 9 号）第 724 条（<u>損害賠償請求権の消滅時効</u>）により 3 年となるので留意する。</p> <p>～ (同左)</p> <p>(四)及び(八) (同左)</p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>(8)及び(9) (同左)</p> <p>（特許庁長官意見照会請求の手続）</p> <p>69 の 7 - 1 (1) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 令第 62 条の 10 に規定する「具体的な態様を明らかにする資料」については、<u>前記 69 の 4 - 3 の(2)のイの(1)の</u> 又は同項の(2)の口の <u>と同等のものとする</u>。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸出者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求ることとする。なお、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>(特許庁長官意見照会手続)</p> <p>69 の 7 - 2</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第 62 条の 11 第 1 項又は第 2 項に規定する具体的な態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的な態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、<u>前記 69 の 4 - 3 の(2)のイの(1)の</u> 又は同項の(2)の口の <u>と同等のものとする</u>。</p> <p>(4)～(10) (省略)</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69 の 9 - 1 認定手続における専門委員意見照会に係る手続等については、<u>専門委員制度運用通達の定めるところによる</u>。</p>	<p>(2) 令第 62 条の 10 に規定する「具体的な態様を明らかにする資料」については、<u>前記 69 の 4 - 1 の(1)のハの(1)の A の a の(b)又は同項の(1)のハの(1)の C の a の(b)と同等のものとする</u>。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸出者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求ることとする。なお、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>(特許庁長官意見照会手続)</p> <p>69 の 7 - 2</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第 62 条の 11 第 1 項又は第 2 項に規定する具体的な態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的な態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、<u>前記 69 の 4 - 1 の(1)のハの(1)の A の a の(b)又は同項の(1)のハの(1)の C の a の(b)と同等のものとする</u>。</p> <p>(4)～(10) (同左)</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69 の 9 - 1 認定手続における専門委員意見照会に係る手続等については、「<u>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について</u>」の定めるところによる。</p>
第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）	第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）
<p>(認定手続)</p> <p>69 の 12 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ (省略) □ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知 (イ)及び(ロ) (省略) (ハ) <u>実用新案権のうち後記 69 の 13 - 3 の(2)のイの(ロ)に定めるものについて</u>は、<u>同項の(2)のイの(ロ)の</u>の警告書の写しの提出がない場合には、</p>	<p>(認定手続)</p> <p>69 の 12 - 1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ (同左) □ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知 (イ)及び(ロ) (同左) (ハ) <u>後記 69 の 13 - 1 の(1)のハの(1)の</u>の B に規定する実用新案権については、<u>同項の(1)のハの(1)の</u>の B に規定する警告書の写しの提出がない</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認定手続は開始しないものとする。</p> <p>(二)及び(ホ)（省略）</p> <p>ハ～ホ（省略）</p> <p>(2)及び(3)（省略）</p> <p><u>（輸入差止申立ての審査期間）</u></p> <p>69 の 13 - 1 申立先税關（輸入差止申立てを受け付けた税關をいう。以下この節において同じ。）の本關知的財產調査官及び総括知的財產調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、輸入差止申立ての受付の日の翌日から起算して 1 月以内に輸入差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。</p> <p><u>（輸入差止申立ての提出）</u></p> <p>69 の 13 - 2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1) 提出窓口</p> <p>いづれかの税關の本關知的財產調査官とする。</p> <p>(2) 申立てを行うことができる者</p> <p>輸入差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸入差止申立て」(C - 5840)(不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立て(保護対象商品等表示等関係)」(C - 5842))以下この節において同じ。並びに後記 69 の 13 - 3 及び 69 の 13 - 4 に定める</p>	<p>場合には、認定手続は開始しないものとする。</p> <p>(二)及び(ホ)（同左）</p> <p>ハ～ホ（同左）</p> <p>(2)及び(3)（同左）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（輸入差止申立ての取扱い）</u></p> <p>69 の 13 - 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>輸入差止申立ての手続</u></p> <p>輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立て」(C - 5840)(不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立て(保護対象商品等表示等関係)」(C - 5842))及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ 申立てを行うことができる者</p> <p>輸入差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。</p> <p>なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。</p> <p>ロ 提出窓口</p> <p>輸入差止申立てをしようとする者の住所(当該者が法人である場合には、その主たる事務所の所在地)を管轄する税關又は当該者が侵害すると認める物品の輸入を予想する税關官署を管轄する税關の本關知的財產調査官とする。</p> <p>なお、複数の税關官署に輸入差止申立てを行う場合には、いづれか一つの税關の本關知的財產調査官に対して提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>電磁的記録</u> 特に必要と認める場合は、当該輸入差止申立ての内容を記録した電磁的記録の提出を求めることができるものとする。この場合、提出された電磁的記録は副本として扱うこととする。</p> <p><u>（輸入差止申立書の添付資料）</u></p> <p><u>69 の 13 - 3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>知的財産の内容を証する書類</u> 登録原簿の謄本及び公報(登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む)著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面(以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。) (注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(意見書等に関する規則第 3 条)。</p> <p>不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること</p> <p>~ (省略)</p> <p>(2) <u>侵害の事実を疎明するための資料</u> 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの (注 1)「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が</p>	<p><u>（注）傍線を付した箇所が改正部分である。</u></p> <p><u>八 添付書類等</u></p> <p>(1) <u>添付が必要な資料等</u> — 知的財産の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 69 条の 13 第 1 項に規定する書面(以下「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。以下同じ。)(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。) (注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(平成 18 年 2 月 15 日経済産業省令第 6 号。以下この節において「意見書等に関する規則」という。)第 3 条)。 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示 申立不正競争差止請求権者(意見書等に関する規則第 1 条第 1 号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。 ~ (同左) — 侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品と侵害すると認める物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があつたこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合</p> <p>（注2）「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。） — 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者 — 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者 <p>イ 特許権又は実用新案権</p> <p>(1) 侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であつて、次の<u>から</u>までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち<u>輸入差止申立て</u>に係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明 — 侵害すると認める物品の技術的構成を上記<u>の</u>記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な態様を特定（例えば、上記<u>の</u>構成要件の一つが「厚さ 1 ~ 5 mm の金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）して記載した書類 — 上記<u>に</u>記載した技術的範囲の説明と上記<u>に</u>記載した具体的な態様を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類 — 侵害すると認める物品が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠 	<p>A <u>特許権又は実用新案権を侵害すると認める物品については 次の資料を添付させることとする。</u></p> <p>a 当該物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であつて、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>(a) 特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち<u>申立て</u>に係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明</p> <p>(b) 侵害すると認める物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的な態様を特定（例えば、上記(a)の構成要件の一つが「厚さ 1 ~ 5 mm の金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）して記載した書類</p> <p>(c) 上記(a)に記載した構成要件と上記(b)に記載した技術的構成を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類</p> <p>(d) 侵害すると認める物品が特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠</p> <p>b 侵害すると認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(D) 平成 6 年 1 月 1 日以降に出願し登録された実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 実用新案技術評価書 — 実用新案法第 29 条の 2 の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。） 	<p>B 平成 6 年 1 月 1 日以降に出願し登録された実用新案権（特許法等の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 26 号）による改正後の実用新案法の適用を受けるもの）については、実用新案技術評価書を添付するとともに、実用新案法第 29 条の 2 ((実用新案技術評価書の提示))の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱い、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報を記載せらる。）を添付させることとする。</p> <p>（注）権利者が実用新案技術評価書を請求し、これを取得しているか否かは実用新案公報又は特許庁公報の技術評価リストに記載されている。</p>
<p>□ 意匠権</p> <p>侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の<u>から</u>までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の態様を具体的に記載した、登録意匠の説明 — 上記<u>の記載と対応させた</u>、侵害すると認める物品の特定及び説明 — 上記<u>の登録意匠の説明と上記</u>の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由 	<p>C 意匠権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付せることとする。</p> <p>a 当該物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>(a) 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の態様を具体的に記載した、登録意匠の説明</p> <p>(b) 上記(a)に対応させた侵害すると認める物品（部分）の特定及び説明</p> <p>(c) 上記(a)の登録意匠と上記(b)の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由</p> <p>b 侵害すると認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は型式等を示す資料等）</p>
<p>八 商標権</p> <p>侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の<u>から</u>の資料（<u>及び</u>）については、当該物品が権利侵害を構成す</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ることを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、商品全体が観察できる資料 — 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一でない場合は、類似する商標であることを明らかにする資料 — 侵害すると認める物品が指定商品と同一でない場合は、類似する商品であることを明らかにする資料 <p>二 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 5 項に係るもの）を除く。)</p> <p>侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の 及び に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 侵害すると認める物品が著作物に依拠していること — 侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること <p>ホ 著作権又は著作隣接権（著作権法第 113 条第 5 項に係るものに限る。）次の から の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> — 同項に規定する「国内領布目的商業用レコード」と「国外領布目的商業用レコード」の発行日及び同一性が確認できる資料 — 同項に規定する「国外領布目的商業用レコード」に記載される「日本国内領布禁止」等の表示内容が確認できる資料 — 同項に規定する「不当に害されることとなる場合」に該当することを明らかにする書類（ライセンス契約書等ライセンス料率を確認できる書類、卸売価格等を確認できる書類、レコード製作者が自ら発行している場合においてはその事實を確認できる書類） <p>△ 育成者権</p> <p>侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の 及び に掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p>	
	<p>D 著作権又は著作隣接権を侵害すると認める物品（著作権法第 113 条第 5 項に係るものに限る。）については、次の資料を添付させることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 同項に規定する「国内領布目的商業用レコード」と「国外領布目的商業用レコード」の発行日及び同一性が確認できる資料 b 同項に規定する「国外領布目的商業用レコード」に記載される「日本国内領布禁止」等の表示内容が確認できる資料 c 同項に規定する「不当に害されることとなる場合」に該当することを明らかにする書類（ライセンス契約書等ライセンス料率を確認できる書類、卸売価格等を確認できる書類、レコード製作者が自ら発行している場合においてはその事實を確認できる書類） <p>E 育成者権を侵害すると認める物品については 次の資料を添付させることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 真正品及び侵害すると認める物品のサンプル又は写真 b 品種登録簿における特性記録部のうち侵害すると認める物品の識

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>— 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略して差し支えない。）</p> <p>— 侵害すると認める物品入手している場合には、そのDNA鑑定書 　　なお、提出された上記<u>及び</u>のDNA鑑定書については、農林水 　　産省生産局種苗課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情に 　　より当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができ 　　ない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、 　　当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p><u>ト 形態模倣品（不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品）</u></p> <p>形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の 　　からまでの事項を記載したもの（当該物品が形態模倣品であることを 　　証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出さ 　　れた場合は、この限りでない。）及び形態模倣品と認める物品を輸入しよう 　　とする者が、当該形態模倣品と認める物品を譲り受けた時にその物品が真 　　正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類 　　（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警 　　告書の写し）</p> <p>— 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにそ 　　の形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不 　　正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明</p> <p>— 上記<u>に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説明</u></p> <p>— 上記<u>の真正商品と</u>の形態模倣品と認める物品とを対比して説明</p>	<p>別に必要な部分を明示したもの</p> <p>c 外観から侵害すると認める物品を識別できる形状、色、切断面等 　　を記載した資料又は図面（外観から識別できる資料等の提出ができ 　　ない場合には、侵害すると認める物品に係る外装、商品名、記号な 　　どを記載した資料）</p> <p>d 真正品のDNA鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）</p> <p>e 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書 　　なお、提出された上記d及びeのDNA鑑定書については、農林水 　　産省生産局種苗課に確認を求ることとし、鑑定方法その他の事情に 　　より当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</p> <p>F 不正競争防止法第2条第1項第3号に掲げる行為を組成する物品 　　（以下「形態模倣品」という。）については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該形態模倣品であることを証する判決書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>(a) 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並 　　びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記 　　載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」 　　の説明</p> <p>(b) 上記(a)に対応させた形態模倣品と認める物品の特定及び説 　　明</p> <p>(c) 上記(a)の真正商品と(b)の形態模倣品と認める物品とを対比</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
した、侵害すると認める物品が不正競争防止法第 2 条第 5 項に規定する「模倣する」に該当する理由	して説明した、侵害すると認める物品が不正競争防止法第 2 条第 5 項に規定する「模倣する」に該当する理由 b 形態模倣品と認める物品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は形式等を示す資料） c 形態模倣品と認める物品を輸入しようとする者が、当該形態模倣品と認める物品を譲り受けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し） なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。
(3) 識別ポイントに係る資料 <u>当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税關において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの</u>	
(4) 通關解放金の額の算定の基礎となる資料 <u>特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）</u>	— 通關解放金の額の算定の基礎となる資料 特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去 1 年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料を提出させるものとする。） — 代理人が輸入差止申立ての手続を行う場合 権利者が、代理人に輸入差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの
(5) 代理権に関する書類（代理人が輸入差止申立ての手続を行う場合に限る。） <u>権利者が、代理人に輸入差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの</u>	
(その他の資料)	
69 の 13 - 4 申立先税關の本關知的財産調査官は、申立人から次の <u>から</u> に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるとき	(II) <u>輸入差止申立ての受理の際及び受理後に必要に応じて追加して受理する追加資料等</u> 本關知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>きは、当該資料等を逐次受理し、<u>当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税關に通知する</u>。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、<u>申立先税關の本關知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し — 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 — 申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し — 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 — 並行輸入に係る資料等 <p>— 侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報を確認することができる資料</p>	<p>等を逐次受理し、<u>各税關及び関係部署に通知する</u>。この場合において、提出された資料等は、<u>輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする</u>。なお、<u>税關が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し — 弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 — 申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し — 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 — 並行輸入に係る資料等 — <u>特許権 実用新案権又は意匠権を侵害すると認める物品に係る並行輸入品の差止めを求める場合は、前記 69 の 11 7 の(2)に掲げる合意の内容を確認することができる資料及び表示方法を示す資料を提出させ、「輸入差止申立書」の 6 の(2)「並行輸入に関する参考事項」欄に次の事項を必ず記載させるものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> A <u>当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されていること</u> B <u>当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されている旨の表示方法</u> C <u>権利者名及び譲受人名</u> D <u>当該製品について当該権利に係るものとして徴収し、又はその契約を締結したライセンス料の金額</u> <p>(注) この場合には <u>契約書等当該金額を証明できる資料を添付させることとする</u>。</p> — 侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報 <p>三 <u>輸入差止申立書及び添付書類等の提出部数</u> <u>9 部 (受付税關用及び他税關送付用)</u> <u>ただし、申立人が特定の税關又は特定の税關官署のみにおける輸入差止めを申し立てる場合は、当該申立てに係る税關(特定の税關官署に係る場合に</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸入差止申立ての受付及び審査）</p> <p>69 の 13 - 5 輸入差止申立ての受付及び審査の手続及びその取扱いは、申立審査通達の定めるところによる。</p>	<p>は、当該税關官署を管轄する税關）の数とする。</p> <p>（注）添付資料は、他税關送付用（最大 8 部）については、写しを提出させることとして差し支えない。</p> <p>なお、上記ハ(1) のサンプル等の現物については、これに加えて申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることがある。</p> <p>② 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 輸入差止申立ての受付及び受理要件</p> <p>上記(1)のハ((ロ)を除く。)及び二の「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、原則として、受付税關及び他税關が当該受付の日の翌日から起算して 1 月以内を自途に受理又は不受理ができるよう受付税關は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求めることがとし、次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあつたものとして取り扱う。</p> <p>（注 1）希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿の謄本により確認する必要があるので留意する。</p> <p>（注 2）本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の 1 枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。</p> <p>（1）「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 自己の知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。） — 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号に掲げる貨物に該当すると認める貨物の品名 — 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号に掲げる貨物に該当すると認める理由

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>— <u>識別ポイント</u></p> <p>— <u>輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間</u> <u>なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記 69</u> <u>の 15 1 の(1)の口及び同項の(1)のハの(口)のただし書による取扱いが</u> <u>行われる旨を教示することとする。</u></p> <p>(口) <u>「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報並びに侵害すると認める物品と確認できる資料等が添付されていること</u> <u>(上記(1)のハの(イ)の に規定する税關において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合を除く。)。</u></p> <p>(ハ) <u>「輸入差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実を確認できること。</u></p> <p>口 <u>輸入差止申立ての内容の公表及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会</u> <u>輸入差止申立てを受け付けた場合は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」の定めるところにより、その内容の公表等を行うとともに、必要に応じ、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する。</u></p> <p>ハ <u>判決書等の提出</u> <u>「輸入差止申立書」の審査において、例えば次のような場合で、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求めることとする。</u></p> <p>— <u>商標権に係る類似商標又は類似商品に関する輸入差止申立て</u></p> <p>— <u>著作権又は著作隣接権に係る真正物品と形状・内容に差異のある複製物に関する輸入差止申立て</u></p> <p>— <u>不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸入差止申立て</u></p> <p>二 <u>見本検査承認申請の確認</u> <u>輸入差止申立ての審査に際しては、侵害の態様等から、認定手続が執ら</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13 - 6 前記 69 の 13 - 2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 「<u>知的財産種別</u>」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。 — 「<u>知的財産の内容</u>」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。 <ul style="list-style-type: none"> イ 著作権 著作物の種類及びその内容（漫画・絵画又は映画のタイトル等） ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD 等）及びタイトル・実演家の名称等 ハ 不正競争防止法 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>周知表示混同</u>起品又は著名表示冒用品の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品等表示 (ロ) 形態模倣品の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名 — 「<u>侵害すると認める物品の品名</u>」 差止対象となる物品の品名を表示する。 — 「<u>申立人、申立人連絡先</u>」 申立人の名称及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。 — 「<u>申立先税関及び連絡先</u>」 申立先税関及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。 — 「<u>意見を述べることができる期間</u>」 意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から 10 日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。 	<p>れた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認することとする。</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2) <u>予想される輸入者等への連絡</u> 申立先税關の本關知的財產調査官は、予想される輸入者その他国内において <u>当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる者</u> （以下この節において「予想される輸入者等」という。）が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税關の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸入者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸入者等に対し上記(1)により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、 <u>差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。</u>	
(3) <u>侵害すると認める理由の開示</u> 申立先税關の本關知的財產調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の根拠となる鑑定書等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、原則として開示するものとする。	
(4) <u>利害関係者による意見書の提出</u> ① <u>利害関係者からの意見書提出</u> 利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、上記(1)の税關ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。 ② <u>利害関係者からの追加意見書の提出</u> 上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税關ホームページで明示した提出期限の翌日から5日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（専門委員制度運用通達の第1章の3の(2)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、その開催の日の7日（行政機関の休日を含まない。）前の日）までに、追加意見書の提出を認めるものとする。	
(5) <u>利害関係者意見書の開示</u> 申立先税關の本關知的財產調査官は、利害関係者から提出された意見書（追加意見書を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)</p> <p>69 の 13 - 7 申立先税関は、申立審査通達の第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の送付を受けた場合は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関は、意見書の審査結果に基づき、輸入差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸入差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p> <p>(2) 申立先税関の本關知的財産調査官は、上記(1)の結果を当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関の本關知的財産調査官に通知する。なお、受理する場合には、当該輸入差止申立てが効力を有する期間を、併せて通知するものとする。</p> <p>(3) 申立先税関の本關知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記 から の事項を通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記 69 の 13 - 10 による輸入差止申立ての内容変更を行うこと — 下記 から に該当する事情が生じた場合には、速やかに申立先税関の 	<p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、その内容について上記(2)により審査を行い、その審査結果(受理する場合には、その旨及び輸入差止申立てが効力を有する期間並びに認定手続が執られた場合において見本検査承認申請が見込まれる場合にはその旨を記載し、不受理とする場合には、その旨及びその理由を記載する。)を添えて「輸入差止申立書」及び添付資料等を輸入差止申立てが行われている他税関の本關知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てが効力を有する期間は、当該輸入差止申立ての審査に要する日数を見込んで記載するものとする。</p> <p>(注) 法律的・技術的専門性を伴う侵害判断を一層促進する観点から、当事者が裁判所又は特許庁において争っている場合又は争うことが見込まれる場合で、専門委員から裁判所等の判断を踏まえるべき旨の意見が提出された場合には、総括知的財産調査官に協議のうえ、特段の事情がない限り、当該意見に係る対象申立てを不受理又は裁判所等の判断が出るまで保留扱いとして差し支えない。</p> <p>ロ 「輸入差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C - 5856) 又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C - 5858) を作成し、輸入差止申立てを受け付けた税関に送付する。</p> <p>なお、輸入差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(注 1) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」及び「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受理税関の税関符号(統計基本通達別紙第 2 「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注 2) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸入差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数(通常 5 執務日)を見込んで決定する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>本関知的財産調査官に連絡するとともに、必要に応じ後記69の13-10による輸入差止申立ての内容変更を行うこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>申立てに係る特許権の請求項について、訂正審判（特許法第126条）が請求された場合</u> — <u>申立てに係る特許権の請求項について、特許無効審判（特許法第123条）が請求された場合</u> — <u>申立てに係る商標権について指定商品の一部について、不使用取消審判（商標法第50条）が請求された場合</u> — <u>その他上記からに準ずる事情が生じた場合</u> — <u>輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、後記69の13-11の(2)による輸入差止申立ての撤回を行うこと</u> <p>(4) <u>申立先税關の本關知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C-5856)又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C-5858)を申立人に交付するとともに、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</u></p> <p>(5) <u>申立先税關の本關知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として登録し、各税關官署に周知する。</u></p> <p><u>（輸入差止申立ての内容の受理後の公表）</u></p> <p>69の13-8 <u>輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。</u></p> <p>(1) <u>公表する事項</u> <u>「輸入差止申立書」の記載事項のうち【公表】と記載されているもの</u></p> <p>(2) <u>公表方法</u> <u>申立先税關は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、</u></p>	
	<p>八 <u>輸入差止申立てを受け付けた税關は、自税關及び他税關で作成した「輸入差止申立て・更新受理通知書」又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するとともに、専門委員による意見書が提出された場合には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</u></p> <p>二 <u>輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として登録し、各税關官署に周知する。</u></p> <p><u>（注）輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、下記(7)による撤回を行うよう教示するものとする。</u></p> <p>(4) <u>輸入差止申立ての内容の公表</u> <u>受理した「輸入差止申立書」の内容は、次により公表する。</u></p> <p>イ <u>公表する事項</u></p> <p>(1) <u>「輸入差止申立書」中【公表】と記載されている事項は公表する。</u></p> <p>(II) <u>「輸入差止申立書」中【公表の可否】と記載されている事項については、申立人に公表の可否を確認のうえ、公表を可とするものに限り公表する。</u></p> <p>ロ <u>公表方法</u> <u>輸入差止申立てを受け付けた税關は、当該輸入差止申立てに係る申立人の</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された事項のうち申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び 1 月毎に公表する。</p> <p><u>（輸入差止申立ての更新）</u></p> <p><u>69 の 13 - 9 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>輸入差止申立ての有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C - 5860) (不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C - 5862) 著作権法第 113 条第 5 項に係るものにあっては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C - 5863) 以下この節において「更新書」という。) 及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</u></p> <p>(2) <u>更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本關知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、輸入差止申立てに追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみの提出を求めることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は求めないものとする。</u></p> <p>(3) <u>申立先税関の本關知的財産調査官は、更新書に追加すべき事項が含まれている場合には、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付するものとする。ただし、当該追加すべき事項が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合は、送付を省略して差し支えない。</u></p> <p>(4) <u>上記(3)により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該追加すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となると思料する場合には、その旨を申立先税関の本關知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本關知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 13-2 の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めるこ</u></p>	<p>氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）及び侵害すると認める物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された事項のうち申立有効期間中の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び 1 月毎に公表する。</p> <p><u>（5）輸入差止申立ての更新</u></p> <p><u>イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)の口の規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C - 5860) (不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C - 5862) 著作権法第 113 条第 5 項に係るものにあっては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C - 5863)) (以下「更新書」という。) を当該輸入差止申立てを受け付けた税関に提出させる。</u></p> <p><u>ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(4)までに準じて取り扱う。</u> <u>ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。</u> <u>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立書」を提出させることとなるので留意のこと。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なるので、留意する。</p> <p>(5) <u>更新の受理又は不受理については、前記 69 の 13 - 7 に準じて取り扱うものとする。なお、更新を認めた輸入差止申立て内容の公表については、前記 69 の 13-8 に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(輸入差止申立ての内容変更)</u></p> <p>69 の 13 - 10 輸入差止申立て（前記 69 の 13 - 9 の規定に基づき更新を含む。後記 69 の 13 - 11 までにおいて同じ。）を受理した後、<u>輸入差止申立ての有効期間内</u>に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合<u>の取扱い</u>は、次による。</p> <p>(1) <u>当該輸入差止申立ての申立先税関に変更内容を書面（任意の様式）（以下この節において「内容変更の書面」という。）により提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1 部とする。</u></p> <p>(2) <u>内容変更の書面が提出された場合は、申立先税關の本關知的財產調査官は、速やかにその写しを総括知的財產調査官に送付するとともに、申立審査通達の第 1 章の 1 の(2)に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。ただし、変更内容が軽微な場合等、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかである場合</u></p>	<p><u>(6) 輸入差止申立ての内容変更</u></p> <p>輸入差止申立て（上記(6)の規定に基づく更新を含む。以下(8)までにおいて同じ。）を受理した後、<u>申立有効期間中に</u>申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税關に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合<u>には、変更内容を書面（任意の様式）により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。</u></p> <p><u>この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税關の本關知的財產調査官に送付する。</u></p> <p><u>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立て書」を提出されることとなるので留意のこと。</u></p> <p><u>また、本關知的財產調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸入差止申立てを受け付けた税關に書面をもって提出するよう予め通知する。</u></p> <p><u>（注）下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税關に連絡するよう周知するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>申立てに係る特許権の請求項について訂正審判（特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 126 条）が請求され、訂正を認容する旨の審決が確定した場合又は特許無効審判（特許法第 123 条）手続において訂正請求がなされ当該訂正後の特許請求の範囲の記載に基づき特許を維持する旨の審決が確定した場合</u> — <u>申立てに係る商標権について指定商品の一部が不使用取消審判（商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 50 条）において取り消された場合</u> — <u>その他上記、に準ずる事情が生じた場合</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、送付を省略して差し支えない。</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となると思料する場合は、その旨を申立先税關の本關知的財産調査官に通知するものとする。申立先税關の本關知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記 69 の 13 - 2 の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。</p> <p>(4) 申立先税關の本關知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認めるとともに、速やかにその写しを当該内容変更に係る輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財産調査官へ送付する。なお、内容変更を認めた当該輸入差止申立ての内容の公表は、前記 69 の 13 - 8 に準じて取り扱う。</p> <p>（輸入差止申立ての受理の撤回等）</p> <p>69 の 13 - 11 輸入差止申立ての受理の撤回及び輸入差止申立ての撤回の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての受理の撤回</p> <p>輸入差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税關の本關知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理撤回通知書」(C - 5864)により理由を付して申立人に通知するとともに、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財産調査官にその旨連絡するものとする。</p> <p>なお、輸入差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税關の本關知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。</p> <p>(2) 輸入差止申立ての撤回</p> <p>申立人から輸入差止申立ての有効期間中に申立先税關に対して、書面(任意の様式)により当該輸入差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、申立先税關の本關知的財産調査官は、総括知的財産調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税關の本關知的財産調査官にその旨を通報する。</p> <p>（注） 輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知</p>	
	(7) 輸入差止申立ての受理の撤回
	<p>輸入差止申立てのうち、受理要件を満たさなくなったものについては受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には「輸入差止申立て・更新受理撤回通知書」(C - 5864)により理由を付して申立人に通知する。</p> <p>なお、輸入差止申立ての受理を撤回する場合には、当該輸入差止申立てを受け付けた税關は、総括知的財産調査官及び対象税關の本關知的財産調査官と協議するものとする。</p> <p>(8) 輸入差止申立ての撤回</p> <p>申立人から輸入差止申立ての有効期間内に当該輸入差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、撤回を受け付けた税關は、他税關にもその旨を通報する。</p> <p>なお、輸入差止申立ての撤回の申出は、当該輸入差止申立てを受け付けた税關に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。</p> <p>（注） 輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸入差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、撤回をしようようとするとともに、本省及び<u>当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に通報することとする。</u></p> <p>（輸入差止情報提供の取扱い）</p> <p>69 の 13 - 12 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>輸入差止情報提供の審査期間</u> 情報提供先税関（輸入差止情報提供を受け付けた税関をいう。以下この節に おいて同じ。）の本關知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、<u>輸入差止情 報提供の受付の日の翌日から起算して 1 月以内に輸入差止情報提供の審査を 終了するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>輸入差止情報提供の手続</u> 輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。</p> <p>イ 提出窓口 <u>いざれかの税関の本關知的財産調査官</u></p> <p>ロ 情報提供ができる者 輸入差止情報提供を行うことができる者は、回路配置利用権者（専用利 用権者を含む。以下同じ。）とする。なお、代理人に輸入差止情報提供の手 続を委任することを妨げない。</p> <p>ハ 提出書類等 提出を求める書類等は、「<u>輸入差止情報提供書</u>」(C - 5866) 並びに下記 ニ及びホに定める添付書類等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サン プル等の現物が提出された場合には、<u>情報提供者に過度の負担を与えない 範囲内で必要と認める数の提出を求める</u>ことができるものとする。</p> <p>二 輸入差止情報提供書の添付資料等 輸入差止情報提供書に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p>	<p>的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該申立てに に基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該 申立人に通知し、撤回をしようようとするとともに、本省及び<u>当該申立て に係る他の税関に通報することとする。</u></p> <p>（輸入差止情報提供の取扱い）</p> <p>69 の 13 - 2 輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>輸入差止情報提供の手続</u> 輸入差止情報提供をしようとする回路配置利用権者には、「<u>輸入差止情報提 供書</u>」(C - 5866) 及び所要の添付書類等を次により提出させることにより行 わせるものとする。</p> <p>イ 情報提供者 輸入差止情報提供を行うことができる者は、回路配置利用権者とする。 なお、代理人に情報提供手続を委任することを妨げない。</p> <p>ロ 提出窓口 輸入差止情報提供をしようとする者の住所（当該者が法人である場合に は、その主たる事務所の所在地）を管轄する税関又は当該者が侵害すると認 める物品の輸入を予想する税関官署を管轄する税関の本關知的財産調査官 とする。 なお、複数の税関官署に輸入差止情報提供を行う場合には、<u>いざれか一つ の税関の本關知的財産調査官に対して提出させるものとする。</u></p> <p>ハ 提出書類等</p> <p>(1) <u>添付が必要な資料等</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(Ⅰ) 権利の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報	権利の内容を証する書類 権利の登録原簿の謄本及び公報
(Ⅱ) 侵害すると認める物品を確認できる資料 — 権利が設定登録された回路配置及び自己の権利を侵害すると認める回路配置の拡大力ラー写真並びに半導体集積回路及び侵害すると認める半導体集積回路の実物	侵害すると認める物品と確認できる資料等 () 権利が設定登録された回路配置の拡大力ラー写真 自己の権利を侵害していると認める回路配置の拡大力ラー写真 権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物及び自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物とする。
— 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 24 条第 1 項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し(内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。)	() 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)第 24 条(善意者に対する特例)第 1 項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し(内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。)
(Ⅲ) 識別ポイントに係る資料 <u>当該輸入差止情報提供の対象となっている税關において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの</u>	
(Ⅳ) <u>代理権に関する資料(代理人が輸入差止情報提供の手続を行う場合に限る。)</u> 回路配置利用権者が代理人に輸入差止情報提供の手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの	代理人が輸入差止情報提供を行う場合 回路配置利用権者が代理人に情報提供手続を委任する場合には 委任の範囲が明示された代理権を証する書類
ホ その他の資料 <u>情報提供先税關の本關知的財産調査官は、情報提供者から次の からに掲げる資料等を輸入差止情報提供の受付の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税關に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</u>	(Ⅴ) <u>輸入差止情報提供書の受付後、必要に応じて受理する追加資料等</u> 本關知的財産調査官は 情報提供者から次に掲げる資料等を追加したい旨の申し出があった場合において、取締りを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、各税關及び関係部署に通知する。この場合において、追加された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。
— 輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し	輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し
— 弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品に	弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に関する鑑定書</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 — 侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報 	<p>に関する鑑定書</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 — 侵害すると認める物品の輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報
<p>(3) 輸入差止情報提供の受付及び審査等</p> <p>輸入差止情報提供の受付及び審査等については、申立審査通達の第1章に準じて取り扱うものとし、輸入差止情報提供を受け付けた場合には、速やかに輸入差止情報提供の対象となっている他の税關の本關知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。</p>	<p>二 提出部数</p> <p>9部(受付税關用及び他税關送付用)</p> <p>(注) 添付資料は、他税關送付用(最大8部)については、写しを提出することとして差し支えない。</p> <p>なお、上記ハ(1)のサンプル等の現物については、これに加えて情報提供者に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができる。</p>
<p>(4) 輸入差止情報提供の内容の公表</p> <p>前記69の13-8に準じて取り扱う。</p>	<p>(2) 輸入差止情報提供の受付</p> <p>前記69の13-1(輸入差止申立ての取扱い)(2)に準じて取り扱い、輸入差止情報提供を受け付けた場合には速やかに対象税關の本關知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。</p>
<p>(5) 輸入差止情報提供の継続期間の延長等</p> <p>イ 情報提供者が輸入差止情報提供の継続期間の延長を希望する場合は、継続期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止情報提供継続申請書」(C-5868)(以下「継続書」という。)を情報提供先税關に提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ 継続書が提出された場合は、前記69の13-9の(2)から(5)に準じて取り扱う。</p>	<p>(3) 輸入差止情報提供の内容の公表</p> <p>前記69の13-1の(5)に準じて取り扱う。</p> <p>(4) 輸入差止情報提供の継続期間の延長等</p> <p>イ 情報提供者が輸入差止情報提供の継続期間の延長を希望する場合は、継続期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止情報提供継続申請書」(C-5868)(以下「継続書」という。)を当該輸入差止情報提供を受け付けた税關に提出させる。</p> <p>ロ 継続書が提出された場合は、上記(1)から(3)までに準じて取り扱う。ただし、輸入差止情報提供について追加すべき事項(内容の変更を含む。)がない場合には、継続書(原本)のみを提出させることとし、添付資料等の提出は省略させて差し支えない。</p>
<p>(6) 輸入差止情報提供の内容変更</p> <p>前記69の13-10に準じて取り扱う。</p> <p>(その他)</p> <p>69の13-13 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法により</p>	<p>(5) 輸入差止情報提供の内容変更</p> <p>前記69の13-1の(7)に準じて取り扱う。</p> <p>(その他)</p> <p>69の13-3 権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法により</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合はこれを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においてはできる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うよう<ins>しようする</ins>ものとする。</p> <p>（輸入差止申立てにおける専門委員意見照会）</p> <p>69 の 14 - 1 申立先税關の本關知的財產調査官及び総括知的財產調査官は、専門委員制度運用通達の第 1 章の 1 の(1)に定める場合には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施することとなるので、留意する。</p>	<p>侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合はこれを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においてはできる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うよう<ins>要請する</ins>ものとする。</p> <p>（新規）</p>
<p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15 - 1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要求</p> <p>法第 69 条の 15 第 1 項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財產調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ（省略）</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>法第 69 条の 15 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4 - 1 の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>法第 69 条の 15 第 3 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとさ</p>	<p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15 - 1 法第 69 条の 15 ((輸入差止申立てに係る供託等)) の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手續は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要求</p> <p>法第 69 条の 15 第 1 項((金銭の供託))に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財產調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ（同左）</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>法第 69 条の 15 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4 - 1 (関税の納付に関する用語の意義) の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>法第 69 条の 15 第 3 項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税關長が確実と認めるもの」とは、前記 9 の 6 - 1 (関税の担保の種類) の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとさ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れる国債をいう。) 以外のものは認めないこととする。</p> <p>(d) 国債、地方債、社債等の価額 国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 及び 9 の 6 - 4 の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(II) 及び(II) (省略)</p> <p>□ 支払い保証委託契約を締結する場合 (1) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 15 第 5 項の契約(以下この項において「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保険会社、同条第 8 項に規定する外国生命保険会社等又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(II) (省略)</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>(6) 有価証券の換価 イ 輸入者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第 26 号書式により作成した供託有価証券払渡請求書 2 部を供託所に提出する。</p> <p>□ ~ II (省略)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し イ 及び II (省略)</p> <p>ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い (1) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」(C - 5882)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。 (省略) 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面 (注) なお、権利者の誤った輸入差止申立てにより、輸入者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法第 724</p>	<p>れる国債をいう。) 以外のものは認めないこととする。</p> <p>(d) 国債、地方債、社債等の価額 国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 (<u>国債及び地</u> <u>方債の価額</u>) 及び 9 の 6 - 4 (<u>社債等の担保金額</u>) の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(II) 及び(II) (同左)</p> <p>□ 支払い保証委託契約を締結する場合 (1) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 15 第 5 項(<u>供託に代わる契約</u>)の契約(以下この項において「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法(<u>昭和 56 年法律第 59 号</u>)による銀行、長期信用銀行法(<u>昭和 27 年法律第 187 号</u>)による長期信用銀行、農林中央金庫法(<u>大正 12 年法律第 42 号</u>)による農林中央金庫、商工組合中央金庫法(<u>昭和 11 年法律第 14 号</u>)による商工組合中央金庫、信用金庫法(<u>昭和 26 年法律第 238 号</u>)による信用金庫及び保険業法(<u>平成 7 年法律第 105 号</u>)第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社<u>又は</u>同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(II) (同左)</p> <p>(3) ~ (5) (同左)</p> <p>(6) 有価証券の換価 イ 輸入者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則(<u>昭和 34 年法務省令第 2 号</u>)第 26 号書式により作成した供託有価証券払渡請求書 2 部を供託所に提出する。</p> <p>□ ~ II (同左)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し イ 及び II (同左)</p> <p>ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い (1) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」(C - 5882)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。 (同左) 損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面 (注) なお、権利者の誤った輸入差止申立てにより、輸入者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法(明治</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
条により3年となるので留意する。 ～（省略） (口)及び(ハ)（省略） ニ～ヘ（省略） (8)及び(9)（省略）	<u>31年法律第9号</u> 第724条((損害賠償請求権の消滅時効))により3年となるので留意する。 ～（同左） (口)及び(ハ)（同左） ニ～ヘ（同左） (8)及び(9)（同左）
（特許庁官意見照会請求の手続）	（特許庁官意見照会請求の手続）
69の17-1 (1)（省略） (2) 令第62条の27に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、 <u>前記69の13-3の(2)のイの(1)の</u> 又は <u>同項の(2)の口の</u> と同等のものとする。この場合において、特許庁官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者等又は輸入者等に対し、特許庁官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることがある。この場合において、前記69の16-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税關に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることがある。なお、法第69条の17第9項の規定により税關長が特許庁官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記69の16-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求ることとし、それ以外においては法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。	69の17-1 (1)（同左） (2) 令第62条の27に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、 <u>前記69の13-1の(1)のハの(1)の</u> Aのaの(b)又は <u>同項の(1)のハの(1)の</u> Cのaの(b)と同等のものとする。この場合において、特許庁官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸入者等に対し、特許庁官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることがある。この場合において、前記69の16-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税關に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることがある。なお、法第69条の17第9項の規定により税關長が特許庁官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記69の16-5の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求ることとし、それ以外においては法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。
（特許庁官意見照会手続）	（特許庁官意見照会手続）
69の17-2 (1)及び(2)（省略） (3) 令第62条の28第1項又は第2項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁官意見照会書」への記載は、 <u>前記69の13-3の(2)のイの(1)の</u> 又は <u>同項の(2)の口の</u> と同等のものとする。 (4)～(10)（省略）	69の17-2 (1)及び(2)（同左） (3) 令第62条の28第1項又は第2項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁官意見照会書」への記載は、 <u>前記69の13-1の(1)のハの(1)の</u> Aのaの(b)又は <u>同項の(1)のハの(1)の</u> Cのaの(b)と同等のものとする。 (4)～(10)（省略）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69 の 19 - 1 認定手続における専門委員意見照会の手続等については、<u>専門委員制度運用通達</u>の定めるところによる。</p>	<p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69 の 19 - 1 認定手続における専門委員意見照会の手続等については、「<u>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について</u>」の定めるところによる。</p>
<p>(通關解放金)</p> <p>69 の 20 - 2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の 4 - 1 の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>法第 69 条の 20 第 4 項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6 - 1 の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債等の振替に関する法律第 129 条第項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(II) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 及び 9 の 6 - 4 の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(III) 及び(IV) (省略)</p> <p>□ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(1) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 21 条の 5 第 6 項の契約(以下「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 3 項に規定する生命保険会社、同条第 4 項に規定する損害保</p>	<p>(通關解放金)</p> <p>69 の 20 - 2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の 4 - 1 (<u>関税の納付に関する用語の意義</u>)の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>法第 69 条の 20 第 4 項(<u>(有価証券の供託)</u>)に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6 - 1 (<u>関税の担保の種類</u>)の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債等の振替に関する法律第 129 条第項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(II) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6 - 3 (<u>国債及び地方債の価額</u>)及び 9 の 6 - 4 (<u>社債等の担保金額</u>)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>(III) 及び(IV) (同左)</p> <p>□ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(1) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 21 条の 5 第 6 項(<u>(供託に代わる契約)</u>)の契約(以下「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社又は</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>險会社、同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(四) (省略)</p> <p>(3)～(8) (省略)</p>	<p>同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(四) (同左)</p> <p>(3)～(8) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(新規)	(新規)
<p><u>第6章の2 認定通関業者</u></p> <p><u>(認定通関業者の認定申請手続)</u></p> <p>79 - 1 法第79条第1項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書」(C-9000)(以下この章において「申請書」という。)2通(原本、申請者用)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認につき1通を加えた数の申請書を提出することとする。)を、申請者が受けている通関業の許可に係る税關(以下のこの章において「所轄税關」といい、複数の税關において通関業の許可を受けている場合は、そのいずれかの所轄税關とする。)の本關の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門(以下この章において「担当部門」という。)に提出することにより行う。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が申請書を提出する税關(以下この章において「担当税關」という。)の最寄りの官署(以下この章において「署所」という。)の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>申請書には、令第69条第2項に規定する法第79条第3項第3号の規則(以下この項及び後記79の2-1において「法令遵守規則」という。)2通(原本、申請者用。)(申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。)及び令第69条第3項に規定する登記事項証明書1通を添付するものとする。ただし、申請者が法人以外であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。</p> <p>なお、担当税關にこれらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。</p> <p>規則第9条の5各号に規定する事項の一部が、法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>規則第9条の5第3号に規定する担当者とは、通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）22-1のに規定する従業者をいうので留意する。</p> <p><u>(認定申請の撤回手続)</u></p> <p>79-2 申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定通関業者認定申請撤回申請書」1通を担当税關の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税關又は主な所轄税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	
<p><u>(認定等の通知)</u></p> <p>79-3 令第69条第4項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 申請者への通知は、「認定通関業者認定通知書」(C-9014)又は「認定通關業者不認定通知書」(C-9024)(以下この節において「認定通知書等」という。)を交付することにより行うこととする。 — 認定通知書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日(署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日)から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。 	(新設)
<p><u>(認定内容の変更手続)</u></p> <p>79-4 令第69条第5項の規定に基づく認定通關業者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通關業者承認・認定内容変更届」(C-9030)2通(原本、届出者用)を担当税關の担当部門に提出することとする。また、法第79条第3項第1号ハ又はニに該当することとなった場合又は法第79条の3第1項第1号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を認定内容の変更手続により遅滞なく税關に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税關の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本關の担当部門に送付するものとする。</p>	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(認定の審査)</p> <p>79 - 5 法第79条第3項に規定する認定の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」(平成19年3月31日財関第418号)に基づき行うものとする。</p>	(新設)
<p>(認定の公告)</p> <p>79 - 6 法第79条第4項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税關の税關官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税關のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税關のホームページに掲載することとしているので留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 認定年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称 — 法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者から依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称 — 法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第2項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称 	(新設)
<p>(改善措置の求め)</p> <p>79の2 - 1 法第79条の2の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 法第7条の2第2項の期限までに特例申告が行われなかった場合。 — 特定委託輸出申告において、前記67の3 - 2 - 3の に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合。 — 通關手続の依頼を受けた貨物について輸出入申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合 — 法令遵守規則に即して輸出及び輸入に関する業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合 — その他税關手続の履行又は輸出及び輸入に関する業務において不適切と認められる行為があった場合 	(新設)
<p>(認定通関業者からの事情の聴取等)</p> <p>79の2 - 2 前記79の2 - 1の規定により改善措置を求める場合には、その原因</p>	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>となった行為が生じた理由等について認定通関業者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。</u></p> <p><u>(認定の失効の公告)</u></p> <p><u>79 の 3 - 1 法第 79 条の 3 第 2 項に規定する認定の失効の公告は、失効年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称について、担当税關の税關官署の見やすい場所に掲示して行うほか、各税關のホームページに掲載するものとする。</u></p>	
<p><u>(認定通関業者の認定の取消し)</u></p> <p><u>79 の 4 - 1 法第 79 条の 4 の規定に基づき認定通関業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>— 法第 79 条第 3 項第 1 号ニに該当することとなった場合は、遅滞なく認定を取り消す手続を開始するものとする。</u> <u>— 法第 79 条第 3 項第 2 号に適合しないこととなったため認定を取り消すことができる場合とは、例えば、認定通関業者が、通關業法第 34 条第 1 項に規定する通關業務の停止又は許可の取消しの処分を受けることとなった場合をいう。</u> <u>— 令第 69 条の 2 の規定に基づく通知は、後記 89 - 6 に規定する「不服申立て等について」(C - 7009)を添付した「特例輸入者・特定保稅承認者・特定保稅運送者・特定輸出者・認定通關業者承認・認定取消書」(C - 9050)を交付することにより行うものとする。</u> 	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
第 7 章 収容及び留置	第 7 章 収容及び留置
<p><u>(指定保稅地域又は保稅蔵置場等にある貨物の収容)</u></p> <p><u>80 - 1 法第 80 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の 3 に掲げる貨物の収容については、次による。</u></p> <p>指定保稅地域に入れた日から 1 ヶ月を経過した貨物又は保稅蔵置場、保稅工場若しくは総合保稅地域に入れた日から 3 ヶ月(保稅蔵置場については、やむを得ない理由があると認めて、前記 43 の 3 - 6 により税關長が指定した期間を含む。)を経過した貨物で蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認を受けない貨物のうち、次に掲げる貨物については、原則として収容するものとする。</p>	<p><u>(指定保稅地域又は保稅蔵置場等にある貨物の収容)</u></p> <p><u>79 - 1 法第 79 条第 1 項第 1 号((指定保稅地域にある貨物の収容))及び同第 3 号の 3 (蔵入承認を受けない貨物の収容)に掲げる貨物の収容については、次による。</u></p> <p>及び (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 非自由化品目以外の貨物 <input type="checkbox"/> 非自由化品目で輸入承認がある貨物 輸出の許可を受けた貨物は、上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある貨物の収容）</p> <p>80 - 2 法第 80 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 3 号の 2 に掲げる貨物については、法第 43 条の 2、法第 57 条の蔵置期間（法第 43 条の 2 第 2 項（法第 61 条の 4 で準用する場合を含む。）又は法第 62 条の 9 の蔵置期間（法第 62 条の 15 の規定により蔵置期間の延長を承認したときは、その指定期間））を経過したときは、その期間経過後速やかに収容する。ただし、非自由化品目で輸入承認のある貨物のうち、加工貿易原材料の輸入割当を受けた貨物、その他輸入承認の際に国内に引き取ることについて特別の条件が付されている貨物については、経済産業省と協議のうえ収容するものとする。</p> <p>（保税地域等の許可消滅後の蔵置貨物の収容）</p> <p>80 - 3 法第 80 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる貨物の収容については、前記 80 - 1 に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（収容しない貨物）</p> <p>80 - 4 法第 69 条の 11 第 1 項各号に掲げる物品（公売することにより結果的に同項第 9 号に該当することとなるものを含む。）他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記 80 - 1 から 80 - 3 までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。</p> <p>（貨物の収容の延期）</p> <p>80 - 5 指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域に入れられた貨物で次に掲げるものについては、次の各号に掲げる期間に限り、その収容を延期することができるものとする。</p> <p>　　指定保税地域にある輸入貨物で、税關においてやむを得ない事情があると認められるものについては、法第 80 条第 1 項第 1 号に規定する 1 月を経過した日から原則として、2 月以内の期間</p> <p>　　輸出貨物でプラント出荷又は貨物の集荷、配船等の事情からみて、税關に</p>	<p>（保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある貨物の収容）</p> <p>79 - 2 法第 79 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 3 号の 2 に掲げる貨物については、法第 43 条の 2、法第 57 条の蔵置期間（法第 43 条の 2 第 2 項（法第 61 条の 4 で準用する場合を含む。）又は法第 62 条の 9 の蔵置期間（法第 62 条の 15 の規定により蔵置期間の延長を承認したときは、その指定期間））を経過したときは、その期間経過後速やかに収容する。ただし、非自由化品目で輸入承認のある貨物のうち、加工貿易原材料の輸入割当を受けた貨物、その他輸入承認の際に国内に引き取ることについて特別の条件が付されている貨物については、経済産業省と協議のうえ収容するものとする。</p> <p>（保税地域等の許可消滅後の蔵置貨物の収容）</p> <p>79 - 3 法第 79 条第 1 項第 4 号（（保税地域とみなされる場所にある外国貨物で指定期間を経過したもの））及び第 5 号（（他所蔵置貨物で指定期間を経過したもの））に掲げる貨物の収容については、前記 79 - 1 に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（収容しない貨物）</p> <p>79 - 4 法第 69 条の 11 第 1 項各号（（輸入してはならない貨物））に掲げる物品（公売することにより結果的に同項第 9 号に該当することとなるものを含む。）他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記 79 - 1 から 79 - 3 までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。</p> <p>（貨物の収容の延期）</p> <p>79 - 5 指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域に入れられた貨物で次に掲げるものについては、次の各号に掲げる期間に限り、その収容を延期することができるものとする。</p> <p>　　指定保税地域にある輸入貨物で、税關においてやむを得ない事情があると認められるものについては、法第 79 条第 1 項第 1 号（（指定保税地域にある貨物の収容））に規定する 1 月を経過した日から原則として、2 月以内の期間 （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>おいてやむを得ないと認められるものについては、上記 の期間にかかわらず、税關において適當と認める期間</p> <p>（搬出命令を受けた貨物の収容）</p> <p>80 - 6 法第80条第1項第6号に掲げる貨物の収容については、その貨物が内國貨物であるときは、原則として指定期間経過後直ちに収容するものとし、その貨物が外国貨物であるときは、前記 80 - 1 に準じて取り扱うものとする。</p>	
<p>（再収容貨物）</p> <p>80 - 7 法第80条第1項第7号に掲げる貨物については、その期間経過後直ちに収容するものとする。</p>	<p>（搬出命令を受けた貨物の収容）</p> <p>79 - 6 法第79条第1項第6号((保税地域にある貨物で税關長の搬出命令を受け、その指定された期間を経過したもの))に掲げる貨物の収容については、その貨物が内國貨物であるときは、原則として指定期間経過後直ちに収容するものとし、その貨物が外国貨物であるときは、前記 79 - 1 に準じて取り扱うものとする。</p> <p>（再収容貨物）</p> <p>79 - 7 法第79条第1項第7号((収容解除の承認の日から3日を経過したもの))に掲げる貨物については、その期間経過後直ちに収容するものとする。</p>
<p>（収容の公告）</p> <p>80 - 8 収容した貨物が定率法第16条第1項各号に掲げる外交官用貨物等である場合又はその他の貨物であつて将来争いの生ずるおそれがあると認められる場合においては、官報に掲載して公告するとともに、併せて税關官署の見やすい場所に掲示するものとする。</p>	<p>（収容の公告）</p> <p>79 - 8 収容した貨物が定率法第16条第1項各号((外交官用貨物等の免税))に掲げる外交官用貨物等である場合又はその他の貨物であつて将来争いの生ずるおそれがあると認められる場合においては、掲示広告をするほか官報に併せて公告するものとする。</p>
<p>（収容の通知）</p> <p>80 - 9 貨物を収容する際における貨物の管理者への通知は、原則として、口頭で足りるものとし、法第80条第2項の規定により収容の期間を短縮して貨物を収容した場合における法第80条第3項の規定による通知は、「緊急収容通知書」(C 6000)により行うものとする。</p>	<p>（収容の通知）</p> <p>79 - 9 貨物を収容する際における貨物の管理者への通知は、原則として、口頭で足りるものとし、法第79条第2項((緊急収容))の規定により収容の期間を短縮して貨物を収容した場合における法第79条第3項((収容の通知))の規定による通知は、「緊急収容通知書」(C 6000)により行うものとする。</p>
<p>（仮差押え等を受けた貨物の収容）</p> <p>80 - 10 民事保全法（平成元年法律第91号）その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定により仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定により差し押さえられた貨物を収容する場合の取扱いは、次による。</p> <p>令第70条第2項の規定により裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物を収容した際に行う通知は、便宣、「緊急収容通知書」の標題等を訂正のうえ使用するものとする。</p>	<p>（仮差押え等を受けた貨物の収容）</p> <p>79 - 10 民事保全法（平成元年法律第91号）その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定により仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定により差し押さえられた貨物を収容する場合の取扱いは、次による。</p> <p>令第69条第2項((保全執行裁判所等に対する収容の通知))の規定により裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物を収容した際に行う通知は、便宣、「緊急収容通知書」の標題等を訂正のうえ使用するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物には、執行官のした表示があるので、注意する。</p> <p>国税徴収法の規定により差し押さえられた貨物を収容する場合においても、上記に準じて差押えをした税務署に通知するものとする。</p> <p>(収容に関する用語の意義)</p> <p><u>80の2-1 法第80条の2第3項</u>に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>同項本文に規定する「税関が管理する場所」とは、税関所属の行政敗産である収容倉庫及び税関が借り受けて管理する収容倉庫をいう。</p> <p>同項ただし書に規定する「その場所に保管することが困難又は不適当であると認められる貨物」とは、大量貨物、運搬により損傷のおそれがある貨物、保管に特殊な設備を要する貨物（例えば、生鮮魚介類）等をいう。</p> <p>(貨物の現場収容の場合における保管契約)</p> <p><u>80の2-2 法第80条の2第3項</u>ただし書の規定により、その貨物の置かれている場所において収容する場合においては、税関は収容の日においてその場所の管理者と新たな保管契約を締結するものとする。この場合において、その場所が自家用の保税地域であるときは、その保管料について無償とする契約を締結して差し支えない。</p> <p>(収容課金に関する用語の意義)</p> <p><u>82-2 令第70条の2</u>により収容課金の額を算出する場合における用語の意義については、次による。</p> <p>同条第1項に規定する「収容貨物の重量又は容積」とは、その貨物の収容時における総重量又は総容積をいう。</p> <p>同条第3項に規定する「公売若しくは随意契約による売却の日」とは、公売による落札者が決定した日又は随意契約による契約が成立した日をいう。</p> <p>(収容貨物の保管期間)</p> <p><u>83-1 令第70条の3第2項</u>に規定する収容貨物の保管期間は、その貨物を収容倉庫に搬入した日から起算し、その貨物の搬出日の前の日までの期間とする。</p> <p>なお、この場合において、貨物の収容の解除が貨物の収容と同日に行われる場合には、保管期間はないこととなるので、留意する。したがつて、収容課金は徴</p>	<p>なお、裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物には、執行官のした表示があるので、注意する。</p> <p>(同左)</p> <p>(収容に関する用語の意義)</p> <p><u>80-1 法第80条第3項</u>((収容貨物を保管する場所等))に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(貨物の現場収容の場合における保管契約)</p> <p><u>80-2 法第80条第3項</u>ただし書((現場収容))の規定により、その貨物の置かれている場所において収容する場合においては、税関は収容の日においてその場所の管理者と新たな保管契約を締結するものとする。この場合において、その場所が自家用の保税地域であるときは、その保管料について無償とする契約を締結して差し支えない。</p> <p>(収容課金に関する用語の意義)</p> <p><u>82-2 令第70条</u>((収容課金))により収容課金の額を算出する場合における用語の意義については、次による。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(収容貨物の保管期間)</p> <p><u>83-1 令第70条の2第2項</u>((保管に要した費用の計算))に規定する収容貨物の保管期間は、その貨物を収容倉庫に搬入した日から起算し、その貨物の搬出日の前の日までの期間とする。</p> <p>なお、この場合において、貨物の収容の解除が貨物の収容と同日に行われる場</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>収しない。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雜則</p> <p>(税関官署の開庁時間外の執務を求める届出手続)</p> <p>98 - 1 法第 98 条第 1 項の規定による税関官署の開庁時間以外の時間における事務の執行の求め（以下「開庁時間外執務の要請」という。）に係る届出手続については、次による。</p> <p>— 開庁時間外執務の要請の届出手続は、令第 87 条第 1 項各号の許可、承認又は交付に係る申告又は申請をしようとする者の名をもって行うものとする。ただし、通関業者にあっては、その取扱いに係る貨物について自己の名をもって届出をすることができる。</p> <p>— 開庁時間外執務の要請の届出手續は、事務の執行を求める税関官署の担当部門に令第 87 条第 3 項に規定する事項を記載した「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（C - 8000）2 通（原本、交付用）を提出することにより行うものとし、当該届出を受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>— 法第 98 条第 2 項に規定する「税関の事務の執行上支障がないと認めるとき」とは、次に掲げるとき以外のときをいう。</p> <p>イ 開庁時間外執務の要請に係る事務が貨物の特別な検査等を要するものである場合等であって、当該事務を開庁時間外に行うことが困難であることが明らかであるとき。</p> <p>ロ 災害その他やむを得ない事由により、開庁時間外執務の要請に対応することが困難であることが明らかであるとき。</p> <p>— 上記 の規定による届出書の提出があった場合において、当該官署が上記のイ又はロに掲げるとときに該当する場合には、その理由を明らかにしたうえで、当該届出書を受理しないこととして差し支えない。</p>	<p>合には、保管期間はないこととなるので、留意する。したがつて、収容課金は徴収しない。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雜則</p> <p>(臨時開庁の承認手続)</p> <p>98 - 1 法第 98 条第 1 項((臨時開庁))の規定による臨時開庁の承認手続については、次による。</p> <p>— 臨時開庁の承認申請は、令第 87 条第 1 項各号((臨時開庁を必要とする事務等))の許可、承認又は交付に係る申告又は申請をしようとする者の名をもつて行わせるものとする。ただし、通関業者にあっては、その取扱いに係る貨物について自己の名をもつて承認申請をすることができる。</p> <p>— 臨時開庁の承認申請は、令第 87 条第 3 項((臨時開庁の承認申請手続))に規定する事項を記載した「臨時開庁承認申請書」（C - 8000）2 通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、承認したときはうち 1 通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。</p> <p>— 法第 101 条第 5 項の規定により臨時開庁手数料が軽減される事務は、令第 87 条第 1 項各号((手数料の軽減又は免除))に掲げられている事務であるが、同項第 7 号((証明書類の交付事務))に係る事務にあっては、法第 102 条第 1 項の規定による証明書類の交付を受けようとする際、現に届出区域（後記 101 - 3 に規定する届出区域をいう。において同じ。）に所在する保税地域（法第 30 条第 1 項第 2 号((外国貨物を置く場所の制限))の規定により税関長が指定した場所を含む。において同じ。）に置かれている貨物又は法第 101 条第 5 項に規定する「その他これに準ずる貨物」に係るものである場合に限りで留意する。</p> <p>— 法第 101 条第 5 項の規定の適用を受ける臨時開庁の承認申請があつた場合には、外国貨物若しくは輸出しようとする貨物又は法第 101 条第 5 項に規定するその他これに準ずる貨物が届出区域に所在する保税地域に蔵置されることを確認するものとする。</p> <p>— 臨時開庁承認申請があつた場合において、臨時開庁手数料の過不足があつた場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ 手数料令第 9 条((手数料の納付の時期及び方法等))に規定する方法により納付があつた場合</p> <p>(1) 印紙をもつて納付された手数料額が過大であつた場合は、直ちに過大額</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（開庁時間外の執務要請を必要とする事務または必要としない事務）</p> <p>98 - 2 令第 87 条の規定により<u>開庁時間外の執務要請の届出を必要とする事務等</u>については、次による。</p> <p>同条第 1 項各号に規定する事務以外の事務のうち、船舶又は航空機の運航上緊急を要するもの等（例えば、不開港出入の許可申請、とん税及び特別とん税の徴収、船舶又は航空機の資格変更等）については、<u>開庁時間外であっても特に事務に支障のない限り事務処理を行う</u>。</p> <p>同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査に<u>係る事務</u>は、当該各号に掲げる承認又は許可に係る申請書又は申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、例えば、次に掲げる事務がこれに該当する。</p> <p>イ 既に本邦に到着している外国貨物に係る事前教示に際し行う検査</p> <p>ロ 輸入貨物につき、その性質又は数量の確認を保税地域等への搬入前に又は搬入に際して行う必要があると認められるため、輸入申告又は蔵（移・総保）入承認申請に<u>先立つて</u>行う検査</p> <p>ハ 再包装が困難な貨物（プラント貨物、美術品等）又は輸出建造船舶等の輸出申告（積戻し申告を含む。）に<u>先立つて</u>行う検査</p> <p>二 コンテナー扱い（前記 67 - 1 - 20 に規定するコンテナー扱いをいう。）が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に基づく予備申告書をいう。）が税關に提出された後に、輸出申告に先立つて当該貨物を税關が指定する検査場に搬入して行う検査</p> <p>同条第 2 項に規定する「その他これに類する貨物」とは、旅具通關扱いをする貨物のうち、ミスハンドル貨物（航空旅客が入国の際に携帯して輸入するこ</p>	<p>分を還付する。この場合の支出の科目は、歳出予算の財務省所管一般会計の組織：税關の「賠償償還及び払戻金」の目とする。</p> <p>（ロ）印紙をもつて納付された手数料額に不足があつた場合は、直ちに不足額分を収入印紙により納付させる。</p> <p>口 手数料令第 14 条（手数料の予納又は前納）に規定する方法により納付があつた場合 通關情報処理システムの「手数料情報登録」業務により、適正な予納残高に訂正するものとする。</p> <p>（臨時開庁を必要とする事務または必要としない事務）</p> <p>98 - 2 令第 87 条（<u>臨時開庁を必要とする事務等</u>）の規定により<u>臨時開庁を必要とする事務等</u>については、次による。</p> <p>同条第 1 項各号（<u>臨時開庁を必要とする事務</u>）に規定する事務以外の事務のうち、船舶又は航空機の運航上緊急を要するもの等（例えば、不開港出入の許可申請、とん税及び特別とん税の徴収、船舶又は航空機の資格変更等）については、<u>執務時間外であっても特に事務に支障のない限り事務処理を行う</u>。</p> <p>同条第 2 項（<u>臨時開庁を必要とする事前検査に係る事務等</u>）の規定により同条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査に<u>かかる事務</u>は、当該各号に掲げる承認又は許可に係る申請書<u>若しくは</u>申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、次に掲げる事務がこれに該当する。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 輸入貨物につき、その性質又は数量の確認を保税地区への搬入前に又は搬入に際して行う必要があると認められるため、輸入申告又は蔵（移・総保）入承認申請に<u>先立つて</u>行う検査</p> <p>ハ 再包装が困難な貨物（プラント貨物、美術品等）又は輸出建造船舶等の輸出申告（積戻し申告を含む。）に<u>先立つて</u>行う検査</p> <p>二 （同左）</p> <p>同条第 2 項に規定する「その他これに類する貨物」とは、旅具通關扱いをする貨物のうち、託送品、不用船（機）用品及び荷粉をいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とを予定していた貨物であって、航空会社等が航空機への搭載を誤ったことに より輸入者（旅客）の意に反して本邦に後送された貨物をいう。) 託送品、不 用船（機）用品及び荷粉をいう。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>（臨時開庁において 1 申請として取り扱う限度）</u></p> <p>98 3 臨時開庁の承認申請において、1 申請として取り扱い得る申告書等の限度 は、特別に手数を要するものを除き、次による。</p> <p>— <u>輸出申告書及び積戻し申告書(つづき申告書の分を含めて 1 件として取り扱 い、一括処理している輸出又は積戻し運送申告及び輸出取止め再輸入申告のも のを含む。)</u></p> <p>イ 海上運送貨物に係るもの 9 件まで</p> <p>口 航空運送貨物に係るもの(航空貨物簡易輸出申告書を使用する場合にあつ ては、1 申告に 2 棚以上記載されている場合は 1 棚を 1 件として取り扱い、 Air Waybill 又は Air Bill を使用する場合にあっては、各 Bill ごとに 1 件 として取り扱う。)</p> <p>(1) <u>67-2-1 に掲げる貨物(以下この項において「輸出少額貨物」という。) に係るもの 140 件まで</u></p> <p>(口) <u>67-2-1 に掲げる貨物以外の貨物(以下この項において「輸出大額貨 物」という。)に係るもの 70 件まで</u></p> <p>— <u>輸出許可書の数量等変更(Air Waybill 及び Air Bill の番号訂正を含む。)</u></p> <p>イ 海上運送貨物に係るもの 9 件まで</p> <p>口 航空運送貨物に係るもの</p> <p>(1) <u>輸出少額貨物に係るもの 140 件まで</u></p> <p>(口) <u>輸出大額貨物に係るもの 70 件まで</u></p> <p>— <u>輸出許可書の船（機）名変更</u></p> <p>イ 海上運送貨物に係るもの 36 件まで</p> <p>口 航空運送貨物に係るもの 140 件まで</p> <p>— <u>輸入申告書(つづき申告書の分を含めて 1 件として取り扱う。なお仕入書を 使用する場合にあっては、各仕入書ごとに 1 件として取り扱い、Air Waybill を 使用する場合にあっては、各 Bill ごとに 1 件として取り扱う。)</u></p> <p>イ 海上運送貨物に係るもの 3 件まで</p> <p>口 航空運送貨物に係るもの</p> <p>(1) <u>67-4-1 に掲げる貨物(以下この項において「輸入少額貨物」という。) に係るもの 60 件まで</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(口) 67 4 1に掲げる貨物以外の貨物(以下この項において「輸入大額貨物」という。)に係るもの10件まで</p> <p>— 蔽入承認申請書、移入承認申請書、総保入承認申請書及び展示等申告書(つき申請書の分を含めて1件として取り扱う。)</p> <p>イ 海上運送貨物に係るもの3件まで</p> <p>口 航空運送貨物に係るもの</p> <p>(1) 輸入少額貨物に係るもの60件まで</p> <p>(口) 輸入大額貨物に係るもの10件まで</p> <p>— 別送品申告書</p> <p>イ ミスハンドル貨物(注)14件まで</p> <p>口 上記イ以外の貨物2件まで</p> <p>(注) 航空旅客が入国の際に携帯して輸入することを予定していた貨物であつて、航空会社等が航空機への搭載を誤ったことにより、輸入者(旅客)の意に反して、本邦に後送された貨物</p> <p>— 外国貨物船用品(機用品)積込承認申告書5件まで</p> <p>— 運送申告書</p> <p>イ 検査を要するもの 2件まで</p> <p>口 検査を要しないもの 5件まで</p> <p>八 内貨運送に係るもの 15件まで</p> <p>— 証明書交付申請書 5件まで</p> <p>— 上記の事務のうち、及び の事務については合わせて申請することができるものとし、1申請として取り扱い得る事務の件数は次による。</p> <p>イ 海上運送貨物に係るもの</p> <p>　　のイの事務について4件までを1件とし、当該件数と のイの件数を合わせて、9件までとする。</p> <p>口 航空運送貨物に係るもの</p> <p>　　(1) の口の(1)と の口の事務を合わせて、140件までとする。</p> <p>　　(口) 上記(1)に の口の(口)の事務を合わせて申請する場合は、 の口の(1)と の口の事務を合わせて2件までを1件とし、当該件数と の口の(口)の件数を合わせて、70件までとする。</p> <p>— 上記 及び の事務において、輸出大額貨物と輸出少額貨物に係るものを作成して申請する場合は、輸出少額貨物に係るものについて2件までを1件とし、当該件数と輸出大額貨物に係るものとの件数を合わせて、70件までを1申請として取り扱い得る事務の件数とし、上記 及び の事務において、輸入大</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	<p>額貨物と輸入少額貨物に係るものを合わせて申請する場合は、輸入少額貨物に係るものについて6件までを1件とし、当該件数と輸入大額貨物に係るもの の件数を合わせて、10件までを1申請として取り扱い得る事務の件数とする。</p> <p>(臨時開庁に係る待ち時間の取扱い)</p> <p>98-4 臨時開庁に係るいわゆる待ち時間に対する取扱いは次による。</p> <p>臨時開庁承認申請に係る開庁開始時刻から1時間以内に当該申請に係る事務に着手できなかつた場合は次による。</p> <p>イ 着手できなかつた理由が、他の事務の処理のため等申請者の責に帰するこ とができないものであるときは、当該着手時刻をもつて申請に係る開庁開始 時刻とみなし、申請者の待ち時間分については手数料を徴収しない。ただし、 この場合において1時間当たりの金額が異なることとなつたため等の理由 により、実際の処理に要した時間に対応する手数料額が、当初の納付済の手 数料額を超えることとなつた場合は、差額分を追加納付させる。</p> <p>ロ 着手できなかつた理由が、書類提出の遅延等申請者側の都合によるもので あり、当該申請に係る開庁時間内に当該申請に係る事務を終えることができ なかつたときは、超過時間について追加申請をさせ、手数料を徴収する。</p> <p>申請に係る開庁時間が、税關の執務時間に接続していない場合（例えば、平 日の18時から19時まで等）において、特に税關の事務に支障のないときは、 申請に係る開庁開始時刻までの税關の待ち時間については申請を必要としな い。</p> <p>(保税運送申告が予定数量により行われ、その数量訂正が執務時間外に行われた 場合の臨時開庁について)</p> <p>98-5 前記63-5のに係る数量訂正事務が執務時間外になる場合について は、臨時開庁の承認を要することとなるので留意する。</p> <p>(「税關職員が執務する時間」の意義)</p> <p>100-1 手数料令第6条第1項((臨時開庁についての承認手数料))にいう「税 關職員が執務する時間」とは、承認に伴い税關職員が執務を要すると認められ る時間をいう。</p> <p>(同一人が2以上の保税蔵置場の許可を受けている場合等における手数料の控 除)</p>
100-1 削除	
(同一人が2以上の保税蔵置場の許可を受けている場合等における手数料の控 除)	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>100 13 同一の被許可者が2以上の保税蔵置場等の許可を受けている場合において、これら保税蔵置場等の1について手数料令第9条第4項にいう納付すべき手数料の額の減少があつたとき又は法第50条第1項若しくは法第61条の5第1項に規定する届出を行ったときは、当該保税蔵置場等について翌月以降において納付すべき手数料がなく、かつ、納付義務者から控除の旨申出があつたときに限り、便宜、同項の例によりその減少した額を当該納付義務者が翌月以降において納付すべき他の保税蔵置場等の手数料の額から控除して差し支えない。</p> <p style="margin-left: 2em;">（指定地外検査の許可手数料の取扱い）</p> <p>100 14 手数料令第5条の指定地外検査許可手数料の取扱いは、次による。</p> <p>申請者が同一人で同一場所にある貨物を同一日時に検査する場合は、1申請として処理する。</p> <p>検査のために派遣する職員数（他部門との共同検査の場合には、通関部門（本間にあつては検査担当部門）のみの職員数とし、他部門への依頼検査の場合には、依頼を受けた部門の職員数とする。）に所要時間を乗じたものを検査に要する時間とする。この場合において、派遣する職員の数は、貨物の種類、数量等を勘案して適当な数を決定する。</p> <p>「許可に係る検査に要する時間」には、当該検査のための往復の所要時間は含まない。</p> <p style="margin-left: 2em;">（削除）</p>	<p>100 13 同一の被許可者が2以上の保税蔵置場等の許可を受けている場合において、これら保税蔵置場等の1について手数料令第9条第4項（手数料に増減がある場合の納付の取扱い）にいう納付すべき手数料の額の減少があつたときは、当該保税蔵置場等について翌月以降において納付すべき手数料がなく、かつ、納付義務者から控除の旨申出があつたときに限り、便宜、同項の例によりその減少した額を当該納付義務者が翌月以降において納付すべき他の保税蔵置場等の手数料の額から控除して差し支えない。</p> <p style="margin-left: 2em;">（指定地外検査の許可手数料の取扱い）</p> <p>100 14 手数料令第5条（指定地外検査の許可手数料）の指定地外検査許可手数料の取扱いは、次による。</p> <p>申請者が同一人で同一場所にある貨物を同一日時に検査する場合は、1申請として処理する。</p> <p>検査のために派遣する職員数（他部門との共同検査の場合には、通関部門（本間にあつては検査担当部門）のみの職員数とし、他部門への依頼検査の場合には、依頼を受けた部門の職員数とする。）に所要時間を乗じたものを検査に要する時間とする。この場合において、派遣する職員の数は、貨物の種類、数量等を勘案して適当な数を決定する。</p> <p>「許可に係る検査に要する時間」には、当該検査のための往復の所要時間は含まない。</p> <p>前記98 3（臨時開庁を必要とする事前検査に係る事務）の事前検査（輸出手申告（積戻し申告を含む。）又は輸入申告に係るものに限る。）に係る検査場所が法第69条第2項（指定地外検査）の規定による指定場所以外の場所である場合には、指定地外検査手数料を徴収することとなるので留意する。</p> <p style="margin-left: 2em;">（臨時開庁に係る承認手数料の予納の取扱い）</p> <p>100 15 手数料令第14条第1項（手数料の予納）に規定する手数料の予納の取扱いについては、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 予納の承認は、法第98条第1項（臨時開庁）に規定する承認について同一の税關官署に対する申請が恒常的に行われると見込まれ、かつ、税關長がその業務内容等を勘案して適当であると認める者に対して行う。 — 予納の承認申請は、「臨時開庁承認に係る手数料の予納承認申請書」（C-8040）2通（原本、承認書用）を提出して行わせ、承認したときはうち1通に承認印を押なしつし、承認書として申請者に交付する。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>手数料の予納は、毎月末までに「臨時開庁承認申請書」の裏面に翌月分の見積額に相当する印紙を貼付したもの（以下「予納書」という。）を提出して行わせる。この場合において、その予納書の「開庁時間」の欄には予納に係る月分を、「手数料の金額」の欄には予納金額及び予納の旨を記載させる。</p> <p>印紙は、予納書が提出された際に一括して消印する。</p> <p>予納の承認を受けた者が、その予納に係る月内にその予納に係る承認申請を行う場合は、申請書の「手数料の金額」の欄に、その承認に係る納付すべき手数料の金額を記入し、その余白に予納残高をかつこ書せる。</p> <p>なお、当該月分の予納額に不足を生ずるおそれがあるときは、上記の手続によりその不足額を速やかに納付させるよう指導する。この場合、当該不足額は翌月分とあわせて予納させても差し支えない。</p> <p>税関は、上記の申請があつた場合は、予納書と照合し、予納承認者別に各月分を取りまとめて整理する。</p> <p>予納額に残余が生じたときは、その残余額は、自動的に翌月分の予納に繰り越すこととし、翌月の初日において、残余に係る月の予納書の「手数料の金額」の欄に「翌月繰越分 円」と記載し、翌月の予納書の欄に、「前月繰越分 円」と記載して整理する。</p> <p>予納された手数料に残余が生じた場合において申請者から還付請求があつたときは、直ちに還付する。この場合の支出の科目は、歳出予算の財務省所管一般会計の組織：税関の「賠償償還及払戻金」の目とする。</p>
(削除)	(予納の承認の取消し)
	<p>100_16 手数料令第14条第1項((手数料の予納))に基づく予納の承認について、税関長は次に掲げる場合においては、これを取り消すことができる。</p> <p>なお、承認を取り消したときは、その旨を予納の承認を受けた者に通知する。</p> <p>予納の承認を受けた者が、引き続き2月以上予納を行わなかつた場合</p> <p>予納の承認を受けた者が、予納制度を利用しないことを届け出た場合</p> <p>予納に係る許可申請又は承認申請の件数の減少により、税関長が予納の必要がないと認めた場合</p>
(保税蔵置場等許可手数料の滞納の場合の延滞金)	(保税蔵置場等許可手数料の滞納の場合の延滞金)
100_15 手数料令第2条、第3条、第4条及び第8条第1項に規定する手数料について、同令第9条第3項に定める納期限までに手数料の納付がなかつた場合には、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第33条の規定	100_17 手数料令第2条((保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料)、第3条((保税工場の許可手数料)、第4条((総合保税地域の許可手数料))及び第8条第1項((第一種製造工場の承認手数料))に規定する手数料について、同令第

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>及び民法第419条の規定に基づき、法定利率により延滞金を徴収するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>9条第3項((許可等手数料の納期限))に定める納期限までに手数料の納付がなかつた場合には、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第33条((延滞金に関する特則))の規定及び民法第419条((金銭債務の特則))の規定に基づき、法定利率により延滞金を徴収するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(臨時開庁手数料の軽減の届出手続)</p> <p>101-3 令第87条の2((臨時開庁手数料の軽減の手続等))の規定に基づく臨時開庁手数料の軽減を受けることができるための区域の届出(以下この項において「区域の届出」という。)の手続は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 区域の届出は、「臨時開庁手数料軽減区域(新規・変更)届出書」(C-8035)2通(原本、交付用)に法第101条第5項第2号に規定する財務大臣が定める場合に該当する旨を明瞭に記載した書面(以下「添付書面」という。)を添付させ、当該届出書の届出区域欄に記載された区域(以下この項及び次項において「届出区域」という。)を管轄する税関官署(以下この項及び次項において「管轄官署」という。)を経由して当該管轄官署の本関(以下この項及び次項において「本関」という。)に提出することにより行わせる。また、本關においてこれを受理することとした場合には、うち1通(交付用)に受理印(C-5000)を押なつし、本關から届出を受け付けた管轄官署(以下この項において「受付官署」という。)を経由して届出者に交付する。この場合において、管轄官署が二以上あるときは、いずれかの管轄官署を経由して提出させるものとし、当該届出書の交付に際し、本關から受付官署以外の管轄官署に届出書の写しを送付するものとする。 — 区域の届出に係る届出書が本關に送付されたときは、本關において上記の届出書及び添付書面に記載された内容に基づき、当該区域の届出が法第101条第5項第1号及び第2号に規定する場合に該当するか否かの確認を行うものとする。また、当該確認を行うため必要がある場合には、届出区域の範囲を特定できる図面、届出区域に所在する外貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬することができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設の説明書、将来の臨時開庁承認の回数の見込みについて合理的な基礎的具体的な内容が明瞭に記載された資料などの当該確認の参考となる資料の提出を受付官署を経由して求めるものとする。 — 上記及びにより区域の届出を受理した場合には、速やかに本關から関税局業務課に通知するものとする。 <p style="text-align: right;">法第101条第5項に規定する「その他これに準ずる貨物」とは、次に掲げる</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>貨物に該当するものという。</p> <p>イ 届出区域に隣接する港域（届出区域に隣接する法第96条（（開港及び税關空港の港域））に規定する開港のうち届出区域に面した港域をいい、京浜港及び大阪港にあつては、届出区域に隣接する港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾区域のうち届出区域に面した区域をいう。以下同じ。）に所在する船舶に置かれている貨物のうち、法第63条第1項（（保税運送））の規定により保税運送の承認を受けるもの、法第66条第1項（（内国貨物の運送））の規定により外国貿易船に積んで本邦内の場所相互間を運送するため当該外国貿易船に積載されているもの及び令第59条の3第1項第1号、第2号及び第3号（（輸出申告又は輸入申告の時期の特例））の規定により税關長の承認を受けたもの</p> <p>ロ 届出区域に所在する税關空港に置かれている貨物のうち、法第63条第1項の規定により保税運送の承認を受けるもの、法第66条第1項の規定により外国貿易機に積んで本邦内の場所相互間を運送するため当該外国貿易機に積載されているもの及び令第59条の3第1項第3号（（到着即時輸入申告扱い））の規定により税關長の承認を受けたもの及び旅客等が入国の際に携帯して法第67条（（輸出又は輸入の許可））の規定による輸入の許可を受けることを予定していた貨物であつて、航空会社が航空機への搭載を誤つたこと等により輸入者の意に反して届出区域に所在する税關空港へ後送されたもの</p> <p>ハ 届出区域に所在する税關官署（税關検査場を含む。）構内に置かれた貨物</p> <p>ニ 届出区域に隣接する港域又は届出区域に所在する税關空港に到着することが確実であると認められ、令第59条の3第1項第4号（（搬入前申告扱い））の規定により税關長の承認を受けた貨物</p> <p>一 令第87条の2第2項第2号に規定する「365回以上あることが見込まれる場合」とは、区域の届出に係る届出書及び添付書面並びに併せて提出された資料等に示された合理的な基礎に基づいて、届出区域を管轄区域とする税關官署における臨時開庁承認の回数（当該税關官署が二以上ある場合には、それぞれの税關官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出日の属する年又はその年の翌年以後5年間ににおける各年のいずれかの年において365回以上客観的に見込まれる場合をいう。</p> <p>一 貿易の振興に資するため特に必要がある場合を定める件（平成17年4月財務省告示第139号）に規定する「講じられることが確実であること」とは、当該告示の第1号から第3号に規定する施策について、近い将来実施されること</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>がその時期を含め決定している場合をいう。</p> <p>上記における臨時開庁手数料軽減地域に係る届出内容に変更が生じた場合には、速やかに「臨時開庁手数料軽減区域(新規・変更)届出書」(C-8035)2通(原本、交付用)に当該変更される事項を記載し、その変更に係る参考資料を添付して提出させるものとし、その他の事務処理については、上記からに準じて取り扱うものとする。</p>
(削除)	(届出の公告)
(特定保税承認者に係る許可手数料の軽減又は免除の取扱い)	101 - 4 令第 87 条の 2 第 3 項((区域の届出の公告))に規定する公告は、本関及び管轄官署の適宜の見やすい場所に届出を行つた地方公共団体の名称、届出区域の名称及び所在地、届出区域を管轄する税関官署の名称及び届出書を受理した日を掲示して行う。なお、前記 101 - 3 に規定する届出内容の変更に係る届出書を受理した場合においても、同様に届出変更内容に係る公告を行うものとする。
101 - 3 届出蔵置場(手数料令第 2 条第 4 項に規定する届出蔵置場をいう。この項及び次項において同じ。)又は届出工場(同令第 3 条第 3 項に規定する届出工場をいう。この項及び次項において同じ。)となる要件を満たさないこととなる場合の取扱いは、次による。	(特定保税承認者に係る許可手数料の軽減の取扱い)
事前に予定されている場合	101 - 5 軽減蔵置場(手数料令第 2 条第 4 項に規定する軽減蔵置場をいう。この項及び次項において同じ。)又は軽減工場(同令第 3 条第 3 項に規定する軽減工場をいう。この項及び次項において同じ。)となる要件を満たさないこととなる場合の取扱いは、次による。
同令第 2 条第 4 項又は第 3 条第 3 項の規定により許可手数料の軽減又は免除を受けている場所が、届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たさなくなることが事前に判明している場合には、あらかじめその旨及び満たさなくなることが予定される日を前記 50 - 1 (前記 61 の 5 において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。)の規定により届出を行つた税関に申し出るものとする。	事前に予定されている場合
同令第 2 条第 4 項又は第 3 条第 3 項の規定により許可手数料の軽減を受けている場所が、軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たさなくなることが事前に判明している場合には、あらかじめその旨及び満たさなくなることが予定される日を前記 50 - 1 (前記 61 の 5 において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。)の規定により届出を行つた税関に申し出るものとする。	事後に判明した場合
届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなつた日以後に判明した場合には、速やかにその旨及び満たさなくなつた日を前記 50 - 1 の規定により届出を行つた税関に申し出るものとする。	軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなつた日以後に判明した場合には、速やかにその旨及び満たさなくなつた日を前記 50 - 1 の規定により届出を行つた税関に申し出るものとする。
手数料の追徴	手数料の追徴
の申出があった場合又は税関の調査により届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなつた日以後	の申出があった場合又は税関の調査により軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなつた日以後

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に判明した場合には、歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）第 7 条第 1 項の規定により、当該満たさなくなった日に遡って、<u>軽減又は免除</u>前の本来納付すべき手数料を徴収することとなるので留意すること。</p> <p><u>(届出蔵置場に係る取扱い)</u></p> <p>101-4 手数料令第 2 条第 4 項に規定する<u>届出蔵置場又は同令第 3 条第 3 項に規定する届出工場に係る取扱い</u>は、次による。</p> <p><u>届出蔵置場又は届出工場に係る手数料の免除等は、以下の日を起算日として行うこととする。</u></p> <p>イ 前記 50-1 又は 61 の 5-1 において準用する 50-1 に規定する届出書が受理された日</p> <p>口 下記 の口の日後に改善がなされ当該場所を所轄する税關の確認を受けた場合において、当該改善がなされた日</p> <p>— 前記 101-3 若しくは の申出がなされた場合又は の税關の調査が行われた場合において、届出蔵置場又は届出工場となる要件を満たさないことが判明した場合には、当該満たさなくなった日以降、上記 口の改善が行われるまでの間、手数料の免除等は行えないこととなるので留意すること。</p> <p><u>(廃業予定の保税蔵置場に係る取扱い)</u></p> <p>101-5 翌月以降に廃業（届出蔵置場等になることに伴うものを含む。以下この章において同じ。）予定であることが判明している場合には、当該廃業予定日の属する月については、同項の規定に基づき、廃業予定の日（届出蔵置場等になることに伴う場合にはその前日）まで日割りで計算した額が、翌月分の許可手数料として納付すべき額となる。</p> <p>監視部保税許可部門等（以下この項において「許可部門という。」）においては、翌月に廃業予定の保税蔵置場等があることが判明した場合には、以下の事項に留意した上で、速やかにその旨及び債権消滅の日を業務部歳入担当（以下この項において「歳入担当」という。）に通知するものとする。</p> <p>— 許可部門から歳入担当への通知は、具体的には、法第 50 条第 1 項の規定に基づく承認の申請の際に提出される届出予定蔵置場等一覧に、当該届出予定場所に係る許可蔵置場等については届出予定日に廃業予定である旨を申請者等</p>	<p>に判明した場合には、歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）第 7 条第 1 項の規定により、当該満たさなくなった日に遡って、<u>軽減前の本來納付すべき手数料を徴収すること</u>となるので留意すること。</p> <p><u>(軽減蔵置場となる日等の取扱い)</u></p> <p>101-6 手数料令第 2 条第 4 項に規定する「<u>軽減蔵置場となる日</u>」若しくは「<u>軽減蔵置場でなくなる日</u>」又は同令第 3 条第 3 項に規定する「<u>軽減工場となる日</u>」若しくは「<u>軽減工場でなくなる日</u>」の取扱いは、次による。</p> <p>「<u>軽減蔵置場となる日</u>」又は「<u>軽減工場となる日</u>」とは、以下の日をいう。</p> <p>イ 前記 50-1 に規定する届出書が受理された日</p> <p>口 下記 の口の日後に改善がなされ当該場所を所轄する税關の確認を受けた場合において、当該改善がなされた日</p> <p>— 「<u>軽減蔵置場でなくなる日</u>」又は「<u>軽減工場でなくなる日</u>」とは、以下の日をいう。</p> <p>イ 法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項に規定する届出に係る保税蔵置場又は保税工場でなくなった日</p> <p>口 前記 101-5 若しくは の申出がなされた場合又は の税關の調査が行われた場合において、<u>軽減蔵置場又は軽減工場となる要件を満たさないこと</u>となった日</p>
	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に記載させ、当該一覧の写し等を及び債権が消滅する旨の通知書を歳入担当に送付する方法により行う。ただし、各税関の事情に応じ、これ以外の方法によることを妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 上記 については、納入告知書作成のための手続上の観点から、原則として前月6日までに行うこととし、納入告知書の発送後に判明した場合には、過大な許可手数料を納付することのないよう、速やかに当該保税蔵置場の被許可者に連絡するとともに、納入告知書を回収する。 — 上記取扱いを円滑に行うため、特定保税承認申請があった場合には、当該申請書を受理した税関は速やかに上記 により記載した届出予定蔵置場等一覧の写しを、当該届出予定蔵置場等を所轄する税関へ送付する。 	